

平成30年第3回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 長谷川 章 悦

副委員長 館 山 善 也

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	3

1 日目 平成 30 年 9 月 18 日(火)

開会	4
開議・審査方法	4
○渋谷勲委員（自民清風会）	4
1 中央卸売市場の自家発電設備について	4
答弁 梅田喜次農林水産部長	5
要望	5
2 八甲田牛子牛生産事業の委託について	6
答弁 梅田喜次農林水産部長	6
要望	7
3 児童福祉について	8
答弁 舘山新福祉部長	8
要望	9
4 アリーナについて	9
答弁 大櫛寛之都市整備部長	9
再質疑	10
答弁 都市整備部長	10
再質疑	11
答弁 百田満経済部理事	11
要望	11
○中村節雄委員（新政無所属の会）	12
1 旧浅虫中学校の利活用について	12
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	13
要望	13
○山脇智委員（日本共産党）	14
1 新庁舎の整備について	14
答弁 能代谷潤治総務部長	14
要望・再質疑	14

答弁 総務部長	15
2 寄附によって私道から市道になった道路の整備について	15
答弁 長井道隆都市整備部理事	15
要望	15
○木下靖委員（市民クラブ）	16
1 青森市ふるさと応援寄附制度について	16
答弁 坪真紀子市民部長	16
再質疑	17
答弁 市民部長	18
再質疑	18
答弁 市民部長	18
再質疑	19
答弁 相馬政人税務部長	19
要望	19
○渡部伸広委員（公明党）	20
1 リンクステーションホール青森の駐車場について	20
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	20
要望	20
2 空家対策について	21
答弁 大櫛寛之都市整備部長	21
再質疑	21
答弁 都市整備部長	21
要望	21
3 市営住宅について	21
答弁 大櫛寛之都市整備部長	21
再質疑	22
答弁 都市整備部長	22
再質疑	22
答弁 都市整備部長	22
再質疑	22
答弁 都市整備部長	22
要望	22
4 新青森駅西口駐車場及び東口バスプールの混雑状況について	23
答弁 長井道隆都市整備部理事	23
再質疑	23
答弁 都市整備部理事	23
再質疑	23

答弁 都市整備部理事	24
再質疑	24
答弁 都市整備部理事	24
要望	24
○斎藤憲雄委員（社民党）	25
要望	25
1 道路整備における電柱移設の町会への連絡体制について	26
答弁 長井道隆都市整備部理事	26
要望	27
2 企業局の人材確保について	27
答弁 小鹿継仁水道部長	27
再質疑	28
答弁 水道部長	28
再質疑	28
答弁 水道部長	29
再質疑	30
答弁 水道部長	30
再質疑	30
答弁 水道部長	30
要望・再質疑	30
答弁 多田弘仁交通部長	31
再質疑	31
答弁 交通部長	31
意見・要望・再質疑	32
答弁 交通部長	32
意見・再質疑	33
答弁 能代谷潤治総務部長	33
意見	34
休憩	34
再開	34
○橋本尚美委員（無所属）	34
1 学校の環境整備について	34
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	35
再質疑	35
答弁 教育委員会事務局理事	35
意見・要望	36
2 外国人からの119番通報について	36

答弁 蝦名幸悦総務部理事	37
要望・再質疑	37
答弁 蝦名総務部理事	37
要望	37
○丸野達夫委員（新政無所属の会）	38
1 カラスについて	38
答弁 八戸認環境部長	38
要望	39
○村川みどり委員（日本共産党）	40
1 三内霊園のトイレについて	40
答弁 坪真紀子市民部長	40
再質疑	40
答弁 市民部長	41
再質疑	41
答弁 市民部長	41
再質疑	41
答弁 市民部長	41
要望	42
2 幼児教育・保育の無償化について	42
答弁 舘山新福祉部長	42
再質疑	43
答弁 福祉部長	43
再質疑	44
答弁 福祉部長	44
意見・再質疑	44
答弁 福祉部長	44
再質疑	44
答弁 福祉部長	45
再質疑	45
答弁 福祉部長	45
要望・意見	45
○秋村光男委員（市民クラブ）	45
1 平成30年度下水道特別会計補正予算について	45
答弁 八戸認環境部長	46
再質疑	46
答弁 環境部長	46
要望・再質疑	46

答弁 環境部長	47
意見・要望	47
○山本武朝委員（公明党）	48
1 防災の備えについて	48
答弁 能代谷潤治総務部長	48
要望・再質疑	49
答弁 小鹿継仁水道部長	50
再質疑	50
答弁 水道部長	50
再質疑	50
答弁 水道部長	50
要望・再質疑	51
答弁 岸田耕司市民病院事務局理事	51
要望	51
2 うらら出張販売の実施状況について	52
答弁 舘山新福祉部長	52
再質疑	53
答弁 福祉部長	53
要望	53
3 筒井小学校の建て替え時におけるグラウンドの広さの確保について	53
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	54
要望	54
4 さんぽぽの利用状況について	54
答弁 舘山新福祉部長	55
再質疑	55
答弁 福祉部長	55
再質疑	56
答弁 能代谷潤治総務部長	56
要望	57
○舘山善也委員（自民清風会）	57
要望	57
1 ごみ収集について	58
答弁 八戸認環境部長	58
要望	59
2 被災地支援について	59
答弁 能代谷潤治総務部長	59

要望	60
3 バスへのドライブレコーダーの設置について	60
答弁 多田弘仁交通部長	61
意見・再質疑	61
答弁 交通部長	61
再質疑	62
答弁 能代谷潤治総務部長	62
要望	62
休憩	62
再開	62
○館田瑠美子委員（日本共産党）	63
1 高齢者支援について	63
答弁 館山新福祉部長	63
再質疑	63
答弁 福祉部長	63
再質疑	64
答弁 福祉部長	64
要望・再質疑	64
答弁 福祉部長	64
再質疑	65
答弁 福祉部長	65
再質疑	65
答弁 福祉部長	65
再質疑	65
答弁 福祉部長	65
再質疑	66
答弁 福祉部長	66
再質疑	66
答弁 福祉部長	67
要望・再質疑	67
答弁 福祉部長	68
再質疑	69
答弁 福祉部長	69
意見・再質疑	69
答弁 福祉部長	69
再質疑	69
答弁 福祉部長	69

再質疑	69
答弁 福祉部長	70
要望・再質疑	70
答弁 福祉部長	70
要望	70
散会	71
2日目 平成30年9月19日(水)	
○工藤健委員（市民クラブ）	72
1 市の定型業務へのRPA導入について	72
2 駅前庁舎（さんぽぽ・市民図書館）の駐車券利用について	72
3 GAPについて	72
答弁 山谷直大総務部理事	73
〃 能代谷潤治総務部長	73
〃 梅田喜次農林水産部長	74
再質疑	74
答弁 山谷総務部理事	74
要望・再質疑	75
答弁 山谷総務部理事	75
意見・要望・再質疑	75
答弁 舘山新福祉部長	76
再質疑	77
答弁 福祉部長	77
再質疑	77
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	77
再質疑	77
答弁 福祉部長	78
要望・再質疑	78
答弁 福祉部長	78
要望	78
○小豆畑緑委員（自民清風会）	79
1 ねぶたん号の実証実験運行の結果について	79
答弁 大櫛寛之都市整備部長	79
意見・再質疑	80
答弁 都市整備部長	80
要望・再質疑	80
答弁 都市整備部長	81
要望・意見・再質疑	81

答弁 都市整備部長	82
要望	82
○小倉尚裕委員（新政無所属の会）	82
1 農業について	82
答弁 梅田喜次農林水産部長	83
再質疑	83
答弁 農林水産部長	84
要望・再質疑	85
答弁 農林水産部長	86
再質疑	86
答弁 農林水産部長	87
再質疑	87
答弁 農林水産部長	88
要望・再質疑	88
答弁 農林水産部長	89
要望・再質疑	90
答弁 農林水産部長	91
要望	92
2 青森市いじめ防止対策審議会の報告書について	92
答弁 成田一二三教育長	93
再質疑	94
答弁 教育長	96
再質疑	97
答弁 教育長	98
再質疑	99
答弁 教育長	99
再質疑	100
答弁 教育長	100
再質疑	100
答弁 教育長	100
再質疑	101
答弁 教育長	101
要望・意見・再質疑	102
答弁 教育長	103
休憩	103
再開	103
○藤原浩平委員（日本共産党）	104

1 児童館について	104
答弁 舘山新福祉部長	104
意見・再質疑	105
答弁 福祉部長	105
再質疑	105
答弁 福祉部長	105
要望	106
2 旧原別分署について	106
答弁 蝦名幸悦総務部理事	106
再質疑	106
答弁 蝦名総務部理事	107
要望	107
3 県営住宅戸山第一団地の用途廃止について	107
答弁 大櫛寛之都市整備部長	108
再質疑	108
答弁 都市整備部長	108
再質疑	109
答弁 都市整備部長	109
意見・再質疑	109
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	110
意見・再質疑	110
答弁 都市整備部長	110
意見・再質疑	110
答弁 都市整備部長	110
再質疑	110
答弁 都市整備部長	111
再質疑	111
答弁 都市整備部長	111
再質疑	111
答弁 都市整備部長	112
要望・再質疑	112
答弁 都市整備部長	112
要望	113
採決	113
閉会	114

- 1 開催日時** 平成 30 年 9 月 18 日（火曜日）
平成 30 年 9 月 19 日（水曜日）

- 2 開催場所** 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

- 議案第 119 号 平成 30 年度青森市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 120 号 平成 30 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 121 号 平成 30 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
議案第 122 号 平成 30 年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 123 号 平成 30 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 124 号 平成 30 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 125 号 平成 30 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）
議案第 126 号 平成 30 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 127 号 平成 30 年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
補正予算（第 1 号）
議案第 128 号 平成 30 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 129 号 平成 30 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 130 号 平成 30 年度青森市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 131 号 平成 30 年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 132 号 平成 30 年度青森市細野財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○出席委員

委員長 長谷川 章 悦
副委員長 館 山 善 也
委員 山 脇 智
委員 橋 本 尚 美
委員 工 藤 健
委員 山 本 武 朝
委員 木 戸 喜美男
委員 中 村 節 雄
委員 館 田 瑠美子
委員 村 川 みどり
委員 斎 藤 憲 雄

委員 木 下 靖
委員 渡 部 伸 広
委員 小豆畑 緑
委員 丸 野 達 夫
委員 小 倉 尚 裕
委員 藤 原 浩 平
委員 仲 谷 良 子
委員 秋 村 光 男
委員 渋 谷 勲
委員 奥 谷 進

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前 多 正 博
浪岡区長 棟 方 牧 人
教育長 成 田 一二三
企業局長 中 川 覚
代表監査委員 杉 田 浩
総務部長 能代谷 潤 治
総務部理事 山 谷 直 大
総務部理事 蝦 名 幸 悦
企画部長 小 川 徳 久
企画部理事 横 内 修
企画部理事 加 藤 文 男
税務部長 相 馬 政 人
市民部長 坪 真紀子
環境部長 八 戸 認
福祉部長 館 山 新

保健部長 浦 田 浩 美
経済部長 堀 内 隆 博
経済部理事 百 田 満
農林水産部長 梅 田 喜 次
都市整備部長 大 櫛 寛 之
都市整備部理事 長 井 道 隆
浪岡事務所副所長 相 馬 紳一郎
市民病院事務局長 木 村 文 人
市民病院事務局理事 岸 田 耕 司
会計管理者 鈴 木 裕 司
教育委員会事務局教育部長 工 藤 裕 司
教育委員会事務局理事 佐々木 淳
水道部長 小 鹿 継 仁
交通部長 多 田 弘 仁
交通部理事 赤 坂 寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤賢剛
議事調査課長 菊池朋康
議事調査課主査 山田達
議事調査課主査 小山隆

議事調査課主査 山内克昌
議事調査課主査 花田昌
議事調査課主事 高木涉

1日目 平成30年9月18日（火曜日）午前9時59分開会

○長谷川章悦委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第119号「平成30年度青森市一般会計補正予算」から議案第132号「平成30年度青森市細野財産区特別会計補正予算」までの計14件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第119号「平成30年度青森市一般会計補正予算」から議案第132号「平成30年度青森市細野財産区特別会計補正予算」までの計14件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月11日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は17人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第119号「平成30年度青森市一般会計補正予算」から議案第132号「平成30年度青森市細野財産区特別会計補正予算」までの計14件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）理事者の皆さん、何かきょうは天気の良い輝かしい、そういう雰囲気も漂っている感じもします。何とぞ明快なる御答弁をひとつお願い申し上げたいと思います。

まず最初、北海道胆振東部地震で、何か聞くところによりますと、私どもの同業者である札幌中央卸売市場で、冷蔵庫だとかいろいろな面で支障を来したということ

も聞いています。我々の青森市中央卸売市場、私もこれまで幾度となく質疑させていただいていますが、今回、この非常時における自家発電についてお示しを願いたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の中央卸売市場の自家発電設備についての御質疑にお答えいたします。

青森市中央卸売市場の自家発電設備は、昭和 60 年に消防法に基づく非常進入路の重量シャッターを開閉するための電源供給として設置されたものであり、燃料タンクの容量が 65 リットル、運転時間が約 3 時間と長時間の停電には対応できない上、重量シャッター以外の電源には供給できないという設備でありました。

また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生時には、地震発生と同時に停電となり、翌日午前 10 時過ぎの電力復旧までは、市場内の照明設備や冷却設備などの各種機械設備が使用できなかつただけでなく、飲料水や市場の清掃及びボイラーの冷却等に使用する井戸水などの供給もできないという状況にありました。

このような状況を踏まえ、震災の翌年の平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、ライフラインなど必要性の高い設備の電源供給体制の整備に取り組んできたところでもあります。整備の内容といたしましては、平成 24 年度には、飲料水、井戸水、排水の各ポンプへの電源供給のための改修工事を、また平成 25 年度には、最低限、競りができるように卸売場の天井照明設備への電源供給のための改修工事を行ったところでもあります。さらに、発電機の運転時間を延ばすために、発電機の燃料タンクの容量を 65 リットルから 198 リットルにする燃料タンクの増設を行い、これまでの 3 時間から約 3 倍の 10 時間の運転が可能となったところでもあります。

今後におきましても、非常時への対応につきましては、卸売業者を初め、場内関係者と取引業務に必要な電源の確保について協議してまいります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 御答弁ありがとうございました。

私から言うまでもなく、中央卸売市場、私が今現在理事長を務める小売商協も、来年、再来年で 50 年くらいになるんです。やっぱり建物も恐らくここ何年かで 50 年くらいになるのかな。今現在も、今、農林水産部長がしゃべったとおり、東日本大震災でもかなり地盤が弱って高低差があるわけですね。これまでは第 1 次整備計画だとか、第 2 次だとか第 3 次だとかがずっとあったものですけども、今度市場法も改正されるにつれて、責任じゃないんだけど、やっぱり開設者が主人公になるわけですね。

それで、是が非でも今現在調べていただきたいのは、やっぱり老朽化によっての手直し、改築等々、今現在であれば、これは農林水産省からの補助金だとか、国か

らの補助金だとか、そういうもろもろについてはどうなのか、その辺をちょっと詳しく調べていただきたいなど。

それで、私も市場で育った人間だからよくわかるけれども、恐らく農林水産部長には担当の方々は言っていないと思うけれども、管理棟もすごいんですよ。あるいは冷暖房の管そのものもかなり古いらしいんです。市場長を初め職員の方々が頑張っていてやるはおるものの、次々と——何せ予算が少ないもので、その辺も全然手をかけていないわけですよ。職員の方々は検印、判こをもらうのに、毎日のように管理棟に行くわけでしょう。その際に見ていても、私も年に1回ぐらいは初売りの際、管理棟には上がるけれども、それすらも結構みすばらしいんだよ。徐々にでもいいけれども、その辺もある程度念頭に置いて、やっぱり予算化はしていただきたいものだなと、これは強く要望させていただきたいと思います。

次、これまでも何回か質疑させていただいた八甲田牛の業務委託について、その後の状況をお示しいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

八甲田牛につきましては、平成28年度まで畜産振興センターで子牛を生産し、できるだけ安価に市内の畜産農家へ払い下げし、安定的な供給ができるよう努めてまいりました。しかしながら、当センターは開設後50年を経過し、施設設備の老朽化により将来的に多額の修繕費が必要となることや、施設の分散化から作業効率が低下していることなどから安定的に子牛を畜産農家へ払い下げることは難しくなるものと考え、直営以外の方法についても検討を重ねてきたところであります。

その結果、市内での繁殖農家の育成及び畜産農家へ子牛を安定的に供給するために、委員御案内のとおり平成29年度から畜産振興センターを八甲田牛子牛生産施設とするとともに、市が保有する親牛を活用して外部委託によって子牛の生産を行うこととしたものであります。

八甲田牛子牛生產業務の現在の受託者は、牛の世話や施設の管理をする従業員を2名配置するとともに、放牧作業や飼料の生産において人手が必要となるときには、本社から従業員を派遣するなど、適切な管理体制をとっております。また、生產業務の実績については、1年目の平成29年度は30頭の子牛を農家に払い下げており、今年度は11月の払い下げに向けた子牛の管理及び来年3月に分娩予定の親牛の管理を適切に行っているところであります。

市といたしましては、県と連携しながら定型的に八甲田牛子牛生産施設を含む畜産農家を巡回し、疾病予防対策や繁殖牛における分娩管理などについて助言・指導を行っております。また、青森県畜産協会や東青地区家畜衛生推進協議会等に負担金を交付し、家畜伝染病の予防接種や放牧牛の病気予防の活動を支援しております。

今後におきましても、八甲田牛の安定的な供給や畜産農家の経営安定が図られるよう、引き続き県などの関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 入内ってわかりますか。ほとんど行ったことがないんだけど、何か向こうに足が向いてずっと行ったんですよ。そうしたら、ちょっと名字はわからないんだけど、私に「よく来てくれた」と言って、何だろうと思ったら、やっぱり自分たちもある程度の高年齢だし、できれば跡継ぎが欲しいと。自分は、奥さんと娘たちが市内に来ているものだから、もう間近に市内におりてくるというんですよ。それで、ちょっと30分ぐらい話ししたら、私に何とか跡継ぎを探してくれないかと。それで私、牛小屋を見たんです。かわいいものです。70頭ぐらいいました。最盛期のときは200頭から250頭ぐらいいたと言っていました。

それで私が思うに、一番こだわっているのは、やっぱり八甲田牛のブランドなんですね。ブランドというのは、佐々木市政でもって、ある程度八甲田牛というのはブランド的に呼ばれたと思うんだけど、まだそういう思いというのはすごいですね。つくづく感じて、相当、小屋から牛舎に投資したと思うんですよ。それらを全部譲ってもいいから何とか探してくれと。こういう思いで、私も帰ってきて今現在もいろんな方々に結構お願いはしているけれども、そういうことで、やっぱり農林水産部として、何か県外から是が非でも農家をやりたいとか、そういう方々がいたら私にも一報いただければという思いです。

やっぱり今現在、私が思うには、言葉がちょっとはしたないけれども、市内の畜産農家、生育するまでにはなかなかなんです。足腰も弱いし、見てみれば、せいぜい子牛をとって何ぼの世界なんですものね。今、どうでしょう、何軒もないと思いますよ。そういう中で、是が非でも八甲田牛というもшибは消すことなく、これについても十分、農林水産部でもって今後とも対応、あるいは先ほど来の答弁の中でも、県との——こういうことも思いつつやっていただきたいなど。

それで、農林水産部長はわかるかどうかかわからないけれども、東通村ってあるでしょう、私あそこも2回ぐらい行ったんです。そうしたら、あそこは今、原発がとまっているものだから、100頭はいたかな、もっといたかな。肉を余してしまったんだものね。前は、原発のいろんな仕事で来ている方々、あるいはそのつてをたどっているいろいろな関係者に肉を売ったり送ったりしていたんです。それが、私がたまたま二、三年前に行ったときはぴたっととまっちゃったんですね。そういうこともあるけれども、あそこの肉も本当においしいんだよ。農林水産部長、あの肉は、最後にニンニクを食わせるんです。田子牛もニンニクです。それで一流ブランドになるんだから。ただその辺の草を食べさせる放牧とは違うんですよ。放牧するのはカナダとかオーストラリア、それだから安いんですよ。やっぱり県産の牛というのは、最終的には出荷する2カ月から3カ月前くらいからいい飼料だとか、あるいはニンニクを食わせている、だから高いという話です。

農林水産部長が言うとおおり、連携を密にしながら、今後ともなくさないように、

ひとつ頑張ってもらいたいなと要望させていただきます。

次、児童福祉施策における子育て支援。市はこれまでも「ひと創り」を政策の一つとして掲げていると思うが、私は、市の夢のある子どもたちを育てるための子育て支援は非常に重要であるものと考えます。市でもって、今後どのような支援を行っていくのか。

それで今、我々自民党の総裁選ですよ。そういう中でよく聞かれる言葉というのは、この人口減少に伴うオーストラリア、あそこは昔から移民の国とされているんですものね。これは本当らしいですよ。それで今現在、人口減少に伴い留学生をどんどん世界から呼び込んで、それで首都圏じゃなく、各地方に学びに行かせるんです。そこには、住所まで持ってこさせると。この間も聞いたけれども、そういう施策をやっているという話です。

今、安倍総理もかなりこの人口減少に伴う子育てについては、重点的な施策をこれからも掲げてやるようですし、その辺については、福祉部長、やっぱり対国等々、そういう問題等々を注視しながら、我が市でも歯どめのかからない人口減少に対して、子育てを今後どのようにしたらいいのか、私はこれから一番大事な問題だと思います。そこで質疑をさせていただきます。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。渋谷委員の子育て支援の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

市では、本市の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育まれるよう、妊娠・出産・子育て期におけるさまざまな子育て支援の取り組みを実施しております。

出生率改善や子ども医療を受けやすい環境づくりとしての子ども医療費助成事業や、保護者のニーズに応じた教育・保育を提供するための待機児童対策。また妊産婦・乳幼児の健康診査・訪問指導などの母子保健事業、認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育はもとより、延長保育事業、一時預かり事業、病児一時保育事業、ファミリーサポートセンター事業などの乳幼児期の教育・保育の充実。子ども支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぽ」、地域における「子育てひろば」での親子の触れ合いや相談の場づくり、放課後児童会、児童館等を活用した子どもの居場所づくりなど、地域全体で子育てを支える環境づくりの推進。障害のある子どものいる家庭やひとり親家庭への支援、児童虐待への対応など、特に支援が必要な子どもや家庭への支援を行っているところであります。

このほか、小児慢性特定疾病医療費助成などの各種助成事業や子育てに関する相談業務、また、子ども支援センターなどで開催する子育て講座や教育・保育施設職員に対する研修の実施、「L e t' sげんき！」や父親手帳、ホームページなどによる多様な情報提供などさまざまな取り組みを行い、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援に取り組んでいるところであります。

さらに、今年度におきましては、子どもの食と健康応援プロジェクトとして、青

森の未来を担う子どもたちの健康的な食習慣づくりを推進するため、就学前の子どもたちのためのこども食育レッスン1・2・3♪事業及び就学後の小学生のための食育チャレンジ・プログラム事業を実施しているほか、放課後児童会の開設箇所の増設や開設時間の延長、保育所等の増改築の支援などを実施しております。

今後におきましても、本市の未来を担う世代を育む「ひと創り」のため、青森市子ども総合プランに基づき、子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり、大人が安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

○長谷川章悦委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 福祉行政については私もよくわからないけれども、今聞いただけでもすごいんですね。大したもんだ。

若干、要望させていただきたいと思います。

これから来年度の予算編成にも入るわけですし、私が先ほど来述べたように、国等々についても、今これから総裁選が終わることによっての取り組みも私は始まると思います。ましてや双方が公約していることについても、市として十分、耳、目を傾けまして、どうぞひとつ夢のある未来を担う子どもたちのために、市でもってじっくりゆっくり考え、市民にできる限り応えるような施策を推し進めていただきたいなと思います。以上でございます。

アリーナについて。これまでも私なりにいろいろ体育館の問題と、あるいは堤小学校から要らないものをもってカーテンにしたりと、私もさまざまなことをこの場で訴えてきたわけですが、今回、ある程度の見通しがついて、また多額の浄財を寄附していただいて、このアリーナについては、恐らく最終的に市長の判断でもって決断をしたと思います。かねてから、私はスポーツによる地域活性化を継続して訴えてきました。その中で、特に拠点である市民体育館はかなり老朽化をしている、そして建てかえるべきだということも、随分私なりに主張をさせていただきました。こうした思いが——私1人じゃないですよ——思いがアリーナという形で、それも本市の長年の懸案であった青森操車場跡地に実現することになったのは、私にとってもまことに感慨深いものがあります。

アリーナは、スポーツの振興、健康づくり、本市の経済の効果はもちろんのことだが、地域の活性化に対して寄与することが、私は最も重要なのかなと思っております。そして、このアリーナが単なる体育館ではなく地域活性化に役立つ施設として機能していくためには、どのように管理運営していくのかという視点が非常に私は重要でもあると思います。

そこで質疑ですが、民活導入を検討しているが、管理運営方法はどのように考えているのかお示しいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。渋谷委員からのアリーナの管理運営方法の検討状況についての御質疑にお答えいたします。

青森市アリーナプロジェクトにつきましては、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより、効率的で質の高い公共サービスの提供を図ることを目的に、現在、青森市アリーナプロジェクトに係る民間活力導入可能性調査業務を実施しており、アリーナの整備や管理運営に係る事業手法について検討しているところであります。

事業手法の一つとして想定しております公募設置管理制度、いわゆるP a r k—P F Iは、官民連携による都市公園の整備や管理を推進するために、平成29年の都市公園法の改正により新たに創設された制度であり、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待できるものであります。

具体的な管理運営方法につきましては、調査結果を踏まえて選定していくこととなりますが、現在検討中のアリーナが市民の健康づくりやスポーツ振興、さらには交流人口の拡大につながるよう、委員御指摘の管理運営方法の観点からも引き続き検討してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとうございました。

私は、先ほども申し上げましたとおり、歯どめのかからない我が青森市の人口減少ということで、いろいろ自分なりに考え質疑をさせていただいたわけであります。

今、県が声高く訴えておる短命県返上という健康づくりに役立つのは、私も承知はしていますが、若者の県外流出を防ぐという視点から人口減少に貢献してほしい、また人口が減っていく中での施設の管理費も将来的には負担となることから、その低減に気を配ってもいいのではないかと。

そこで再度の質疑ですけれども、アリーナ整備に当たっては、飲食、そして物販など若者に魅力的な施設を備え、管理費の低減に寄与するような検討が必要と考えるがどうかお示しをいただきたいと思えます。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市アリーナプロジェクトにおける事業手法の一つとして想定しております公募設置管理制度、いわゆるP a r k—P F Iは、渋谷委員御指摘のような飲食店、売店などの収益施設の設置と、当該施設から生じる収益の一部を活用して施設周辺の整備や管理を一体的に行うものを公募により選定することにより、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る事業手法であります。

想定される収益施設の種類などにつきましては、今後実施予定のマーケットサウンディングなどを通じて、民間事業者の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 また、人口減少対策、これまでも何度か質疑させていただいた持論というのが私なりにあるんですね。それは、優秀なスポーツ指導者の育成という、確固たる視点でもあると思います。例えば、青森山田高校のサッカー部を初め、浪岡のバドミントン。ただ、私もびっくりしているのは、私の地元である荒川のバレー部です。市内から何人かはわざわざ荒川中学校に入って、今回も東北大会ぐらいには行っているんじゃないかな。やっぱりそういう動きが私はすごいと思いますよ。

かねてから私が言うように、やっぱりスポーツ人口、つまりよき指導者、あるいはコーチ、部長でもいいんです。このアリーナの完成によって、私はこういうことにも力点を置くべきだなと、常日ごろから質疑をさせていただいているわけです。こうした観点から、いずれの手法においてもアリーナの利用者に対して適時適切に助言できる体制を整えるという点が、私は非常に大事なのかなと。

そこで、アリーナの管理運営について、優秀な指導者の活用について検討すべきではないかということについてお示しをいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 おはようございます。渋谷委員のアリーナの管理運営について、優秀な指導者の活用についての市の考え方という御質疑にお答えさせていただきます。

本市のスポーツ振興を図るためには、優秀な指導者の育成はもとより市に定着する取り組みが重要であると認識しております。このため、今年度からスポーツを通じた交流促進等による地域活性化を推進する組織として設立を目指しております。スポーツコミッション青森の中で、これまでの優秀な指導者の育成に向けた取り組みに加えまして、実績のある選手が地元で指導者として活用できる環境づくりなど、本市に定着できる仕組みの構築について検討しているところであります。

アリーナにつきましては、現在、整備のみならず管理運営までも含めまして、民間活力を活用した事業手法の導入可能性について調査中ですが、優秀な指導者から管理運営についてアドバイス等をいただくことによりまして、アリーナ運営の充実につながるものと考えておりますので、御指摘の点も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとう。

随分やっているんですね。経済部理事も昔からわかっているとおり——私はもともと青森市じゃないんだけど、ずっと考えれば、県都青森市であっても、このスポーツ面の施設というのは、県で一番だめだと思いますよ。みんな県におんぶにだっこなんですもの。私はこれではいけないと思いますよ。ほとんどそうでしょう。だからうちの孫も、テニス一つやるにも、いつも午後6時か午後7時ごろに県のアリーナへ行くんですね。市のものが何もないんだもの。

そこで、私がいつもしゃべっているとおり、工藤元市長がつくった8館構想ってあったんですよ。今はもっと新城だとかにプラスになっているけれども。夢のある子どもたちに——答弁できますか——今後どのように考えるのか。というのは今、答弁なされたように、このアリーナについては、監督、指導者云々と言ったでしょう。そういうこともある程度検討するんだと、これまでのスタイルとは違うわけでしょう。悪いというわけじゃないんですよ。今、市民体育館でも、スケート場の隣にあるサンドームについても何にもなかったわけでしょう。ただ文化スポーツ振興公社ぐらいでしょう。指導できる人がほとんどいなかったんですよ。その例が今回のマラソン、駅伝もそうです。悪いというわけじゃないんです。この県都30万人もいて、確かにいろんなところから選手そのものも来ていると思うけれども、せめてたまには優勝したり——以前3連覇したこともあるけれども、青森市はスポーツに対しての夢も何にもそうなかったということです。きょう、そういうことについては長谷川委員長が一番わかっているんだけど、何にもないんです。

私の言わんとするところは、このアリーナができることによって、いろんな経済だとか地域の活性化だとか、いろんなものを加味してこれを一つの拠点として、まずは県内から夢のある子どもたちに来ていただくとか指導するとか、小さいながらもここからまず始めてほしいものだなと。ましてや——これはいつだったか、予算特別委員会でしたか質疑したことはあると思うけれども、宮崎市あたりは子どもに制限がないと言っていました。青森に来れば小学校3年生だか4年生からでなければ部活をやれないとか、こういうことでは——教育委員会、もうちょっと私は考えるべきだと思いますよ。例えば、協賛でもいいんですよ。せっかくこれから管理運営できる、あるいは指導のできる方々を呼び込んで取り組もうとしているわけでしょう。要望けれども、ひとつ大いに期待をし、担当部署として思いっきり施策を掲げながら——やっぱり市長の言うことも聞かないとだめですよ——私はやってほしいなと。

今たまたま、むつ市もそうでしょう。新体育館を建てているのかな。あちこちで活性化、あるいは人口の減少に歯どめをかけようとして、各地区頑張っていると思います。まして青森市はでかいわけでしょう。70億円、80億円——若干反対している党派もあるようですけれども、私は大賛成でもあるし、くどいようだけれども、これを契機に、起爆剤として大いにひとつ検討しつつ、つくってよかったと思えるような施設に是が非でもしていただきたいなと強く要望して、きょうは私の質疑を終わりたいと思います。

委員長、ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 おはようございます。新政無所属の会の中村節雄です。私の質疑は1点だけですのでよろしくお願ひしたいと思います。

浅虫小学校、久栗坂小学校、浅虫中学校は、廃校になりました。浅虫中学校の建

物は、耐震性もよく利活用できる部分があるかと考えております。そこでお尋ねしたいのですが、旧浅虫中学校の利活用について現在市ではどのような検討をしているのか、その状況をお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 おはようございます。中村節雄委員の旧浅虫中学校の利活用についての現在の検討状況についての御質疑にお答えいたします。

旧浅虫中学校は、生徒数の減少に伴い東中学校へ統合することとなり、平成28年4月1日に閉校しております。施設については、昭和57年に建設され、築36年を迎えた旧校舎及び旧体育館と校庭が現存している現状にあります。

現在の旧浅虫中学校の活用状況につきましては、全庁的に利活用の方針が決定するまでの暫定的使用として、旧体育館及び校庭について、地元町会や複数のスポーツ団体が使用している状況にあります。

利活用の検討に当たりましては、施設の現状や地域の状況を踏まえ、全庁的な公共施設のあり方を検証する中で、地元要望等も参考にしながら、総合的な観点から利活用方針を検討していくこととしており、関係部局と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 中村委員。

○中村節雄委員 ありがとうございます。

再質疑はありませんので、私のほうから要望等を述べさせていただきたいと思えますけれども、平成28年4月1日に閉校になって、建設が昭和57年、私がちょうど大学を卒業してきたときで、実は浅虫中学校の外構工事を私が担当してつくったので、自分の大学の卒業年度と同じなので記憶にある学校であります。

少子・高齢化の中でそういう形があるんですが、今から20年前、私が現在住んでいる戸山団地の戸山西小学校、児童数が800名ぐらいでした。ところが、20年たった今現在、300名ぐらいです。ということは、もう3分の1近くにも落ち込んでいる。将来的にはいろんな学校等も少子・高齢化の波にのまれて廃校に追い込まれるところも出てくるのかなという部分があります。そういう中では、耐震性にもすぐれている建物もあるかと思いますが、その部分ももったいないので、どのように利活用していくかというのは、やはり全庁的にいろんな部分を、将来予測も立てながら検討していかなければいけないものなのではないかなと考えております。

浅虫小学校は、廃校になって大分なるんですが、浅虫小学校は校舎と体育館がまだ残っているんですよ。それはもう耐震補強もできない、それで結局廃校になってそのままになっています。そちらのほうは利活用はもうできないので取り壊しを求められるところなんです。浅虫中学校の場合は利活用できる部分があるかと思いますが、その辺は——人が使用しているときには建物ってそんなに傷まないんですが、実は人が出入りも何もしない、そういうふうになっているところというのは傷み、経年劣化が非常に早くなる。極端にいうと、今浅虫にあるむつみ荘なんかも、

そこを物置みたいな形で利用しているんですが、実は年々、その劣化の度合いがやはり早い。これが人の出入りがいっぱいだったときには、やはりそれなりにもっていたんですが、利活用しなくてただの物置だけで利用しているとなってくると、傷みがすごく早くなる。将来的にはそれは住宅とか何とかにもみんななってくと思うんですが、放置空き家とか何とかというのはやはり劣化が早いと思います。

ですから、やっぱりそういう部分に関して、利用できるものは利用する。それで、他都市の例も見たりなんだりすると、放置空き家とか何とかも利活用しながらリノベーションしたりして建物を生かしているという実例もあつたりします。それから、小・中学校でも利活用しているところがありますよね。そういうところは、やはり長もちしているのではないかなという思いがあります。

ということで、私からは、やはりそのような利活用できる部分は、現在利用されていない施設等をぜひともそういうふうにも利活用できるような検討を早く進めながら、建物の高寿命化といいますか、そういうものも進めていただきたいと要望いたしまして、私の質疑を終わります。

どうもありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、山脇智委員。

○山脇智委員 山脇智です。

初めに、新庁舎の整備について質疑をします。

現在地に建設が進められている新庁舎ですが、市民が利用できる窓口として、今どのようなものを配置する予定なのかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山脇委員の新市庁舎に配置予定の窓口についての御質疑にお答えいたします。

青森市役所新市庁舎につきましては、平成31年9月で建設工事を完了し、その後引っ越しなどの準備作業を経て、平成32年1月に供用を開始する予定としております。

新市庁舎に配置予定の窓口についてですが、新市庁舎には企画機能、防災機能を担う総務部、企画部及び住宅まちづくり課を除いた都市整備部の各課を配置することとしております。また、これらのほかに情報コーナーも設置することとしているところです。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、新庁舎の整備にかかわって、アウガに全ての窓口が一旦移転をしているところなんですけれども、せっかく今の場所に建てることになって、大分整備費は圧縮されたんですけれども、私は、訪れる市民の人にとって少しでも利便性の高いものをつくっていただきたいという思いでして、各種証明書の発行ですとか申請とか税金の納付とか、やはり訪れた市民の方が不便を感じないように、一通

りの手続ができるようにしてほしいということをもまずは要望したいと思います。

あと1点、財源についての考え方の確認でちょっとお聞きしたいんですけども、当初約100億円の新庁舎を建設する予定が、アウガに移り、100億円から約30億円の建設費になったということで、この財源を圧縮した理由としては100億円の新庁舎を建てる余裕がないから圧縮したということで、これを30億円に圧縮したことによって、余分な財源が生まれたということではないという認識でよいのかどうかお答えください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 庁舎の財源についての再度の御質疑にお答えいたします。

庁舎につきましては、当初の100億円以上の予算、これではもたないということから圧縮したものでありまして、決して財源を生み出すために圧縮したものではありません。

○長谷川章悦委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。

それでは次に、寄附によって私道から市道になった浜田玉川の見性寺北側の道路について質疑します。

今、寄附で私道から市道になったことによって、下水道の工事が始まっていて、住民の方もやっと下水が整備されるということで大変喜ばれているんですけども、今、道路のほうもかなり劣化が激しい状況なんですけれども、今後の道路整備の見通しについてお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山脇委員の市に寄附された道路の整備についての御質疑にお答えいたします。

浜田玉川の見性寺北側に位置する当該道路ですが、昭和52年に民間業者による宅地開発で整備されまして、延長約140メートル、幅員約6.5メートルの道路で、土地所有者より平成28年3月及び平成28年5月に市に寄附され、平成29年1月に市道認定を行ったところであります。

当該道路の整備につきましては、各町会から寄せられた御要望の中から緊急性や優先度を判断した上で、限られた予算の範囲の中で整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 山脇委員。

○山脇智委員 下水道工事が始まって大変よかったんですけども、やはり長年なかなか整備がされていなかった道路ということもあって、今、重機が入ったことによって非常にひび割れが激しい状態で、また、実は市道認定ができない私道も残されて、その接続部分のふたとかが著しく陥没をして、ちょっと通行にも支障を来す

というような住民の声も寄せられたりしていました。

もしそういう声が寄せられて、現場とかに何か行った際にやはり重大な欠陥とか問題がありましたら、その都度対応をしていただいて、また道路状況についても御確認いただいていると思うんですが、非常に悪い状態ですので、なるべく早急に対応していただくよう要望して、私の質疑を終わります。

○長谷川章悦委員長 次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下靖でございます。

平成 30 年度青森市一般会計補正予算、まちづくり寄附制度推進事業並びに青森市次世代健康スポーツ振興基金積立金に関連して、青森市ふるさと応援寄附制度についてお尋ねをします。

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年における、いわゆるふるさと納税による寄附件数及び金額、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合についてお示してください。

次に、平成 27 年度から平成 29 年度における本市に対するふるさと納税実績のうち、用途を指定した場合と指定しない場合、それぞれの件数と用途の指定が多い事業についてお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）木下委員の青森市ふるさと応援寄附制度についての御質疑にお答えいたします。

初めに、寄附件数、金額、返礼品の調達価格の割合についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成 24 年度から青森市ふるさと応援寄附制度、いわゆるふるさと納税制度を実施してきたところであります。また、寄附者に対しての返礼品につきましては、平成 27 年 1 月から開始し、平成 29 年度からは、総務大臣通知に基づき、青森市民への返礼品は進呈しないこととしたところであります。

過去 3 年間の寄附実績であります。寄附件数につきましては、平成 27 年度は 9489 件、平成 28 年度は 1 万 2740 件、平成 29 年度は 8963 件でありまして、平成 29 年度は、平成 27 年度比で 94.5%となっております。寄附金額につきましては、平成 27 年度は 1 億 2238 万 6553 円、平成 28 年度は 6 億 8582 万 2619 円、平成 29 年度は 21 億 3663 万 6089 円となっております。平成 29 年度は、平成 27 年度比で 1746%となっております。

また、返礼品を受け取ることができる個人の寄附総額に対する返礼品の調達価格総額の割合につきましては、平成 27 年度は 21.3%、平成 28 年度は、返礼品を辞退した県外の大口寄附 5 億円の方の分を除くと 22.1%、平成 29 年度については、先ほども申し上げたとおり、当該年度から青森市民へは返礼品を進呈しないこととしたため、その寄附額を除き 28.8%となっております。いずれも返礼品の調達価格につきましては、平成 29 年 4 月の総務大臣通知により示された寄附額の 3 割以下となっております。

次に、使途を指定した場合と指定しない場合についての御質疑にお答えいたします。

青森市ふるさと応援寄附制度では、寄附をする方がその使い道について指定できることとなっており、市が応援していただきたい事業として設定した事業数は、平成27年度が39事業、平成28年度が30事業、平成29年度が38事業となっております。

使途の指定、いわゆる寄附したい事業の指定については、1回の寄附で2つ以上の事業を指定することができるため、先ほどの答弁の寄附件数とは異なることとなりますが、平成27年度については、使途を指定した申し込みは延べ8904件、指定しない申し込みは684件であります。指定が多かった事業は、1つに、高齢者、障害者、子ども・子育てを支援するための事業、2つとして「食のまち・青森市」推進のための事業、3つ目に観光振興のための事業の順となっております。

平成28年度については、使途を指定した申し込みは延べ1万2040件、指定しない申し込みは758件であります。指定が多かった事業は、1つに、高齢者、障害者、子ども・子育てを支援するための事業、2つに、地域のきずなを深めるコミュニティ活動・市民活動を応援するための事業、3つに、観光振興のための事業の順となっております。

また、平成29年度については、使途を指定した申し込みは延べ8367件、指定しない申し込みは633件であります。指定が多かった事業は、1つに、子ども・子育てを支援するための事業、2つに、農林水産物の高付加価値化・ブランド化・販売促進のための事業、3つに、地域企業の新ビジネス等への挑戦を支援するための事業の順となっております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 御答弁ありがとうございました。

今、何かと問題といいますか、デメリット等も話題となっているふるさと納税制度なんですけれども、今、平成27年度からの3カ年の数字をお聞きしました。確かに金額だけを見れば、平成27年の1億2238万6000円、平成28年が6億8582万2000円、平成29年度が21億3663万6000円ということではあるんですが、平成28年度が5億円の大口寄附があったということで、同じく平成29年度も20億円の大口の寄附があったということで、それはそれで寄附ですから結構なんですけど、恐らくは今後、そういった大口の寄附がずっと見込めるといった類いのものではないと思いますので、あえてその分を除いて考えてみますと、平成28年度は5億円を引くと1億8582万2000円になるのかな、平成27年に比べて6000万円ぐらひはふえています。ただ、平成29年度は21億3663万6000円なので、20億円を引きますと1億3663万6000円ということで、前年度に比べてやや金額にして減少ということになります。

確かにこのふるさと納税制度というものは、寄附を受ける側とすれば大変ありがたい制度でありますので、大いに寄附をしていただくという姿勢で臨んでいるのだと思います。それが、大口の寄附を除くと平成 28 年度から平成 29 年度にかけては、やや減少というふうになってはいますが、その要因については、市としては考えるところはありますでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

御指摘のこのことにつきましては、私どもでは平成 29 年 4 月に返礼割合を 3 割以下とするよう総務大臣通知が出されたことに対しまして、一部の自治体が引き続き高額な返礼品を呼び水として集中的に多額の寄附を集めている現状、このことが大きな要因ではないかと推測しているところであります。

○長谷川章悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 一部の自治体が高額な返礼品を提供している、そういうのが影響しているのではないかと、いわゆる返礼品の過当競争と申しますか、過熱している返礼品の高額化と申しますか、そういったものがあるのではないかと。

ただ、それについては、先般、総務省の考えとして調達割合と申しますか、30%という限度を設けていくということなので、今後はそういったものはある程度は是正されてくるんでしょうけれども、ただ、青森市の場合は純粋に地場産品を返礼品として扱っているし、高額なものについても限度を超えるようなものはやっていないということで、先ほど平成 29 年度は調達割合が 28.8%ということでしたよね。

今後、そうすれば、青森市としてふるさと納税制度を活用した青森市に対する寄附の増を図っていくということになれば、それに対してはどのような取り組みが必要と考えているのかお尋ねいたします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

来年度から制度の趣旨を踏まえた健全な競争となることを期待しているところであります。来年度に向けて寄附の入り口となるふるさと納税ポータルサイト等についてのさまざまな視点からの検証、2 つには、いわゆる青森ファンが集うようなところへの効果的な PR、こちらは今年度から力を入れておまして、例えばねぶたの県外派遣などをした際の観光ブースでの展開、PRなども現在行っております。また、県人会のほうに対してのお願いといったこともしております。また、3 点目につきましてはですが、本市の返礼品で人気なのは、やはり圧倒的に青森のリンゴであります。リンゴが大変人気があります。人気のある商品と申しますのは、リンゴ、リンゴジュース、米、これが過去 2 カ年、この 3 つが人気のある商品であります。こういった人気商品をさらに伸ばしていくための検討とともに、他都市の事例も参考としながら、全国の方に青森市を応援していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 青森ファンをふやすため、ねぶたの県外派遣であるとか青森県人会等あらゆる機会を通じてPRに努める、リンゴ、リンゴジュース、米、これらをもっと伸ばす検討をしていきたいというお話でした。

確かに今の返礼品、いわゆるふるさと納税に対する返礼品という意味もありますけれども、それによって青森の地場産品をPRする、それが最初は返礼品という形で受け取った方も、その青森の地場産品を気に入っていただけてその後の購買につながっていくということも考えられますので、そういったPRというのは非常に有効であるんだろうなと思います。

そこで、青森市に対するふるさと納税制度を活用した寄附というものは、先ほどお聞きしました。逆に、現在青森市に住んではいるけれども、例えばもともとは自分は青森市外から来た人間で、そちらのほうへのふるさと納税、いわゆる青森市の住民ではあるけれども他都市に寄附されている方というのもいらっしゃると思います。それらの金額及び税の控除額、これらについてお示しをいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり
本市在住者が他都市に寄附した金額、それによって控除を受けた控除額を示せというお尋ねにお答えをいたします。

寄附金控除の対象となっております本市在住者による他都市へのふるさと納税額は、推計といたしまして平成27年分は1億1280万5000円、平成28年分は1億7293万6000円、平成29年分は22億5671万5000円となっております。これによって控除を受けた市民税の控除額につきましては、平成27年分は4789万9000円、平成28年分は7538万3000円、平成29年分は3億3210万1000円であります。

○長谷川章悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

今、青森市在住の方から他都市への寄附金額をお聞きしましたが、平成27年が1億1280万5000円、平成28年が1億7293万6000円、平成29年が22億5671万5000円ということで、私が想像していたよりもはるかに金額的には多いんだなと感じました。毎年1億円以上、恐らく平成29年の22億円というのは、青森市が受けた20億円の寄附、これが他都市に対しても20億の寄附というのがあったのかなとも推測されます。けれども、そこそこにやっぱり青森市からも他都市に対しての寄附というのが出ていると。

ふるさと納税制度の本来の趣旨というのが、税収の多い大都市から税収の少ない地方都市に対する税金の移動、いわゆる税収格差の是正というのがあると思います。ですが、それが高額な返礼品もふえてきて、そのほかに家電やブランド品、プ

リペイドカードといった地場産品と無関係な返礼品というものも見られるようになりました。そうすると、元来地場産品に乏しい自治体というものは、非常にふるさと納税を受ける立場としては厳しい状況になります。ふるさと応援という目的からいけば、物品に限らず例えば伝統文化であるとかというものも含めて、その自治体を応援したいと思ってもらえるような制度にする必要があると思います。

青森市は地場産品がさまざまありますけれども、その産品にこだわらず、青森市外に行かれた方々、また青森市出身ではないけれども、青森市を応援したいなと思うようなまちづくりというものが必要なのではないかと考えますので、今後ともその点については力を入れて取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

○長谷川章悦委員長 次に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部でございます。

まず初めに、第10款教育費に関連して質疑させていただきます。

リンクステーションホール青森で催事がある場合、出庫する車両で地下駐車場が混雑をするという苦情が寄せられました。混雑解消策として、車両は出たら右折禁止、左折のみというふうにするべきだと思いますがいかがでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 渡部委員のリンクステーションホール青森の駐車場の混雑解消の対応についての御質疑にお答えいたします。

リンクステーションホール青森は、市民による文化芸術の鑑賞や活動発表の場などとして、演劇、コンサート、講演会など多くの催し物に利用され、本市の文化芸術の拠点施設として幅広く利用されており、その附帯施設として地下駐車場を整備しております。地下駐車場については、演劇やコンサートなど来館者が多い催し物が開催される際に、車両が出庫する時間帯が集中するため、駐車場内や料金所、道路に接する駐車場出口部分において混雑が発生しております。

このため、混雑の要因の一つである地下駐車場の出口部分の右折を禁止することとし、駐車場出口付近に右折禁止の看板及び左折を促す看板を設置しております。また、混雑が発生した場合には、駐車場内の交通整理を行うとともに、出口部分が混雑している場合は、右折する車両などによる混雑が生じないように誘導作業を行っているところであります。

教育委員会としては、施設の利便性向上を図り、安全・安心に利用していただきたいと考えることから、地下駐車場の混雑解消策として出口部分の右折禁止を徹底することとし、既存の看板の設置場所を再検討するほか、新たに駐車場内に右折の禁止への協力について掲示するなど、周知を徹底するよう指定管理者と連携し対応してまいります。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 催し物があって、特に市外から来る方もいらっしゃいます。駐車

場から車を出そうとしても 30 分も足どめを食らうということで、非常にいらいらすと。どうなっているんですか、青森市の会館はということでした。看板はあるけれども、本当の出口にしかないということであれば、なかなか意識づけが難しいということだと思いますので、車に乗るときにはもう左にしか曲がれないんだなというふうな工夫をしていただきたいと要望しておきます。

続きまして、第 8 款土木費第 4 項都市計画費に関連して、空き家バンクなどを含めた空き家・空き地に対する現在における取り組みの進捗状況をお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 渡部委員からの空き家・空き地バンクの検討状況についての御質疑にお答えいたします。

空き家・空き地バンク事業につきましては、事業目的を不動産市場における空き家の流通を促進することで、健全な居住環境を維持することと位置づけた上で、他自治体における取り組み事例を参考にしながら、より実効性のある枠組みとなるよう検討を進めているところであります。

また、国におきましても、開示情報の標準化を図りつつ、各自治体の空き家等の情報を集約して、全国どこからでも簡単にアクセス・検索ができるようにする全国版空き家・空き地バンクの制度を創設することとなり、平成 30 年 4 月から本格運用が開始されたところであります。

本市といたしましては、このように国におきましても動きがあることを踏まえ、その動向を注視しながら、より効果的な空き家・空き地バンクの構築に向け、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 いつごろをめどに計画ができる予定ですか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現在、国の動向なども注視しながら検討しているところですので、具体的な時期については、現時点で決まっていないところであります。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。できるだけ早く計画を策定されるよう要望しておきます。

同じく第 8 款土木費第 4 項都市計画費に関連して、市営住宅ベイサイド柳川における雨漏りに対する取り組み状況をお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 渡部委員からの市営住宅についての御質疑にお答えいたします。

平成 5 年に建設された市営住宅ベイサイド柳川では、近年、雨漏りに関する相談が寄せられており、今年度も東側外壁に面する住戸の入居者から 4 件の相談が寄せ

られているところであります。

雨漏りの発生箇所は東側外壁に面する居室に集中しておりますことから、東側外壁の劣化による漏水が原因であると考えられますが、詳細な原因の調査が必要であるため調査設計業務を委託したところであります。また、雨漏りの応急措置といたしまして、入居者に吸水シートを配付し、家財道具の汚損防止に努めてきたところであります。

今後につきましては、調査設計業務の成果を踏まえまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 調査をされているということでしたけれども、いつから調査されていますか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

調査設計業務につきましては、本年の7月からの工期で実施をしているというところであります。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 雨漏りの原因を特定するのはなかなか難しいというのは私も承知しておりますけれども、調査結果はいつまでに提出されることになっていきますか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

調査設計業務の工期につきましては終了しておりますので、今いただいた成果をもとに市のほうで確認をして、どういった対応が必要なのかということを検討するところであるところであります。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 調査しているということは、住民の方は当然御存じですよ。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

調査をするに当たって、御迷惑をおかけする部分については御説明などしていると考えておりますが、申しわけございません、具体的にどのように御説明をしているかということにつきましては、現在資料を持ち合わせておりません。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 あとは要望としますが、進捗状況をきちんと住民の方に説明をしてください。雨が降るたびに大変不安な思いで生活されております。今どういう状況になっているのか、どういう工事をするかというのはまだこれからでしょうから、決まった時点でこういう日程で工事をしますとか、大変高い建物ですから足場をかけるのも何にしてもお金が大変多額になると思いますので、その辺は承知しておりますが、そのあたりも丁寧に説明をしていただきたいということ、これは強く要

望してこの項は終わります。

同じく、第8款土木費第4項都市計画費につきまして、新青森駅西口駐車場及び送迎車両混雑状況についてお伺いいたします。

ことしの夏、繁忙期における新青森駅の西口駐車場及び東口バスプールの混雑状況についてお示しください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 渡部委員のことしの夏の新青森駅西口駐車場及びバスプールの混雑状況についての御質疑にお答えいたします。

ことしの夏の繁忙期であります8月の青森ねぶた祭とお盆の期間におけます新青森駅西口駐車場の利用状況は、昨年並みの利用状況でありましたが、西口駐車場が満車となることはありませんでした。

送迎車両につきましては、西口駐車場のゲート内にある一般車乗降場において混雑することがありましたが、西口駐車場入り口付近の道路が渋滞するなどの状況は発生しておりません。また、東口バスプールにつきましては、ねぶた祭期間中は常に観光バスが待機しておりまして、新幹線の発着に合わせ駅利用者を送迎するため連続的に入れかわるような利用状況でありました。混雑時はバスプール内に10台程度が停車しておりまして、満車に近い状況もありました。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。

それでは、新青森駅西口駐車場及び送迎車両の混雑解消に向けた今後の対応をお示しください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 新青森駅西口駐車場及び送迎車両の混雑解消に向けた今後の対応についての御質疑にお答えいたします。

市ではこれまで西口駐車場の混雑解消に向けた取り組みとしまして、一般車両の駐車スペースをふやすなどの対策のほか、新青森駅までの公共交通機関利用の働きかけ、駐車場空き台数情報のホームページでのリアルタイム表示、混雑時の交通誘導員の増員等を行ってまいりました。さらに、ことしの夏の繁忙期には、西口駐車場ゲート内の一般車乗降場におきまして、乗降後の車両を比較的すいている出口方向へ誘導し、車両がゲート内の乗降スペースに滞留しないような対策を講じたほか、駐車場空き台数情報のホームページの案内チラシを西口駐車場内に新たに掲示するなど、混雑解消に向けた取り組みを行ってきたところであります。

今後も西口駐車場の利用状況の把握に努め、駅利用者の利便性の向上に向けまして混雑状況に応じた対策を検討してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。

市のホームページにリアルタイムで駐車場空き台数情報が表示してあるということでありまして、市のホームページにあるということもなかなかわからないのではないかと、市のホームページを開いても、その駐車場の空き情報にたどり着くまでなかなか——何回も探っていかなかないということがありますので、繁忙期だけでもいいので、市のホームページのトップページに駐車場の空き情報の案内がわかるようなお知らせ、バナーを張るということをしてはどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

現在、新青森駅の利用状況などのお知らせは、市のホームページから閲覧できるようにしておりますけれども、渡部委員御指摘のように利用者が閲覧をより簡単にできるように、バナーなどがありますが、ホームページでの周知方法を関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 あわせて、市の観光パンフレットにも、これはQRコード等でスマホで見られる、確認できるような案内もあわせてやってはいかがかと思っておりますが、これはどうでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

市内及び市外からの利用者へさらなる周知を図るという観点から、利用者の利用状況につきまして関係課と連携を図りながら、その周知方法についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ぜひお願いしたいと思っております。

新青森駅ということで今回質疑しましたけれども、これは経済部所管になるかと思うんですが、ねぶた祭は特に臨時駐車場等もあります。これは市が直接というわけにはいかないんでしょうけれども、臨時駐車場の位置ですとか、そういったものも県外から車で来た方がわかるような工夫をしていただきたいと思います。観光パンフレットもねぶた祭の実行委員の団体——青森観光コンベンション協会になるんでしょうか——の方とも協力をしながら、駐車場までうろうろ、ぐるぐる回らなくてもいいような、そういった苦情というかクレームも県外の方から出ておまして、ちょっとわかりづらいという話もありましたので、その辺の工夫もどうか考えて実行委員の方たちと話をし、青森に来て、ねぶた祭に来てよかったというよい印象を持ってリピーターになってもらいたいと思っておりますので、あわせてそこも要望して終わります。

ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、斎藤憲雄委員。

○斎藤憲雄委員 社民党の斎藤憲雄です。よろしくお願いいたします。

今回の質疑が議員として最後の質疑になりますので、21年間、理事者の皆さん、そして職員の皆さん、議員各位の皆さんに大変お世話になりましたことをまずもって御礼申し上げます。

さて、質疑と要望に入らせていただきますけれども、まずは要望から入らせていただきます。

まず、要望については、急病センターについてであります。

ちょっと差しさわりがありますので、質疑から要望に切りかえましたけれども、実は先日、若い親御さんから39度5分以上の熱を2日ぐらい続けて出していたということで、急病センターに子どもさんを連れていったそうです。その際に受付と医師から、「どうして来たんですか。かかりつけ医に行ったらいいじゃないですか。どうしたいんですか」というふうに言われたそうです。親御さんにすれば行きつけの病院に連れていければ連れていったんでしょけれども、急病センターについては、子どもさんがやはり高熱を出しているということで、まずは応急処置といえますか、初期医療機関ですから何とかしていただきたいということで急病センターに行ったんだろうと思います。そういう対応をされた中で、二度と急病センターには行きたくないと私に言ってまいりました。

そこでちょっと気になりまして、急病センターの利用状況について調べさせていただきました。平成28年度分しかありませんが、ちょっとお知らせいたしますけれども、全体で8680名が利用しております。夜の利用者が6142名、小児科の受診率51%、さらにゼロ歳から6歳までが39.5%、7歳から16歳までが18.7%と全体の58%となっています。

さらに、同年度の利用者の内訳でありますけれども、市外からの方が340名、県外の方が227名、国外の方が4名の571名が受診をしています。恐らく市外、県外、国外、それぞれ旅行者の方とは思いますが、その対応次第によっては、非常に青森市のイメージが最悪のものになってしまいます。

本市は、観光を前面に出し、インバウンドや国内旅行者のリポートをふやす施策に取り組んでおります。まずは旅行先で病気になった際、わらをもつかむ、すぐるつもりで急病センターに行ったとは思いますが、そういった中で、先ほどのような対応がされたらば、どう思うでございましょう。

また、急病センターは初期医療機関でもあり、乳幼児を連れていくのは当然若い母親であります。初産の子どもさんを持った若い母親が、そのように高熱を発していた場合、特に夜中であれば急病センター、そういったところを利用しようとする。とりわけ診療時間が平日19時から23時、日曜・祝日が12時から18時までとなっていますから、当然にしてかかりつけ医は診察をしていない時間帯であります。

こういったことを考えますと、やはり若い親御さんにしてみれば、また先ほど言った初産であれば、なおさら不安を持っていますから、そういった際の精神的なフォロー等も考えた場合、受付やあるいは医師のそういった言葉、ここについてはやはり十分に気をつけていただきたいと思います。

これは市役所全般の窓口にも言えることでありますけれども、やはり県外の方も利用するとすれば、なおさらそういった接遇面での指導の強化をしていただきたいと思いますので、この点については強く要望をしたいと思います。

それでは、早速質疑に入らせていただきます。

私の地元のところで、今、道路の整備工事が行われておりまして、電信柱が両サイドにあるのを左側に移設する工事をしております。その際に、やはり防犯灯がついている電柱、それらが移設することによって、今度は——今現在、町会のほうに防犯灯の配置図と番号を記された配置図がそれぞれ渡されております。あとは班とか、あるいは組にその防犯灯の配置図を渡して、その班長さんとかが、もし切れていたら都市整備部に連絡をするというふうにもなっています。

そういった中で電柱を移設した際に、これまであった町会の防犯灯が隣の町会に行ったとかがあって、そういった場合の市の連絡体制はどうなっているんだということが言われております。というのは、やはり班長さんのほうから防犯灯が突然なくなるとか、そういったこともあって、やはり事前に連絡をしておくとか、あるいは工事の際こういうふうになりますとかという連絡体制が必要ではないかと思えますけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 斎藤委員からの道路整備に伴い防犯灯が添架されている電柱を移設する場合、市から町会への連絡体制についてどうなっているのかとの御質疑にお答えいたします。

車同士のすれ違いなどで支障となる道路敷地内の電柱につきましては、側溝等の道路整備を行う際に、片側集約や道路端への移設を検討し、道路空間の有効活用を図ることとしております。

電柱を移設する際の一般的な流れといたしましては、市から電線管理者へ移設の依頼、市と電線管理者で現場の立ち会い、電線管理者が移設工事箇所の近隣住民との調整、電線管理者が電柱の移設工事を発注し電柱の移設を行っているというようなどころであります。

これまで道路整備に着手する前に、工事概要等を町会・町内会へお知らせし、工事についての御協力をお願いしてまいりましたが、電柱移設に伴う防犯灯の移設につきましては、委員御指摘のようにお知らせしていなかったところであります。しかしながら、防犯灯の不点灯など、町会・町内会から市へ通報していただく上で御不便をおかけすることがないように、今後は道路整備に伴い防犯灯が添架されている電柱を移設する場合には、電線管理者と調整を図り、移設場所や移設時期につつま

して町会・町内会へお知らせするようにはしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 では、道路整備、あるいは防犯灯等の移設する際については、ぜひ町会のほうに連絡をお願いしたいと思います。

2つ目の質疑であります。企業局のあり方ということで、今回出させてもらっています。

企業局については、御存じのとおり水道部、そして交通部を統括した機関ということになっておりますけれども、ただ水道部や交通部、それぞれ関係部局との連携で独自の経営方針、そういったものを持ちながら事業を運営しています。そういった中で、企業局って一体何なんだろう、どういう位置づけにあるんだろうというのが、今さらながらちょっと疑問を感じているところであります。本来であれば、水道部、交通部の経営戦略を見据えた統括機関、それこそ戦略本部といいますか、参謀本部といいますか、そういったものが私は企業局とまずは捉えているわけですが、そういうときに、やはり今後の企業局のあり方についても、いま一度考える必要があるのかなとも思っています。

そこで、まず水道事業、そして交通事業、それぞれについてちょっと質疑をさせていただきます。

特に水道事業については、今回の第196回国会の中で、TPP関連法が成立、そして6月には、指定管理者と公共施設の運営権を兼ねることができるという改正PFI法、それにあわせて今回改正水道法が提案されて、結果としては継続審議になっています。

そういった中で、この水道事業については非常に微妙なというか、市民生活のライフラインでありますから、この水を守るという役割ということも含めて、先日の本会議の中で、県の指示で広域連携ということで、東青4市町村との広域連携ということが示唆されました。改正水道法の中にこの広域連携が1つ入っています。

そういうことで、先日、決算特別委員会の中で藤原委員が質疑しておりますので、広域連携が改正水道法の前提になるのか、あるいはコンセッション方式を導入するのかという、ここの部分が非常に気になったんです。恐らくは藤原委員と同じ答弁になるかと思っておりますけれども、ただ、まずここを確認だけ一つさせてください。

広域連携を進めるに当たって、コンセッション方式を導入することを前提としているわけではないということなのかどうか、その意思の確認をしたいと思っております。お願いします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 斎藤委員の御質疑にお答えいたします。

今の改正水道法に盛り込まれておりますコンセッション方式と広域連携は別物であります。

○長谷川章悦委員長 齋藤委員。

○齋藤憲雄委員 今回の改正水道法の中では、まず水道事業者の責任の明確化、そして広域連携の推進、資産管理の推進、官民連携の推進ということで、この4つの中での1つをまずは進めてきています。

問題は、アセットマネジメントといいますか資産管理、これらの中で、今後、老朽化した施設等、やはりこういったものに対してどのようにして持っていくか。特に、人口減少で料金収入の減少というのが当然にして考えられますし、あわせて先ほど言いました設備の老朽化ということでは、非常に設備投資がかかるということも考えれば、今後、経営の悪化というのが非常に見込まれる。そうした中での4町村との連携ということになれば、それぞれの4町村、考えてみれば今のものをそのまま当てはめれば、広域ということになると当然にして本市のほうに負担がかかってきます。

さきの答弁の中では、広域連携の中で災害時のメリットやら、あるいは当面の分では水質検査というふうにも言っています。それでも青森市が核となるとすれば、当然にして技術が求められます。そういったことでは——私、後ほどまた質疑で技術継承の部分を言いますけれども——その前に、技術職の人事異動というのがどうなっているのか、これは技術者を守るというか技術をそのまま継承させるために、どうしても人事異動というのは当然にして前提になってまいりますので、その点についてお答えいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 技術職の人事異動についてのお尋ねにお答えいたします。

技術職のみならず事務職も含めた人事異動につきましては、これまでも必要な人材について機関協議の場において要望、協議し、適正に配置しているところであります。

今後におきましても、引き続き適切な人員配置を行ってまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 齋藤委員。

○齋藤憲雄委員 さきの本会議で市長が、専門職の場合については長期間置いて、そしてそういった専門分野について後につなげていくというふうな答弁をされています。

特に水道部の場合については、災害時、とりわけ今回の北海道胆振東部の地震であれ、あちこちで地震があった際、水道管が破裂したり、止水弁がどこにあるのかとか、あるいは管が破裂した際にどういう応急処置をしたらいいのか。民間事業者に頼んでいるからいいというんじゃなく、民間事業者だって、ではその止水弁がどこにあるのかという、その配置箇所をみんな配置図でやっているんでしょうけれども、ただ、今の状態でいくと、逆に水道部そのものが営業と管理部門、そういうふうな機関になりかねないと。ですから、幾ら管理部門であっても、民間事業者を指

導するという技術がなければ、やはり管理部門は成り立たないと思っています。

浜松市で、既に本年の4月からコンセッション方式を導入して、外資系の企業がその運営権をとって、そしてその運営権対価を市に払って、それで設備投資するといいますが、でも浜松市で一番懸念しているのは、人口減少によって料金収入が減る、それによって運営が賄えなくなったときにどこに転嫁するかといえば、やはり水質の低下だとか、あるいは料金の値上げというふうに転嫁せざるを得ない。そういったことが予想されるということもあつたりで、そこで今、浜松市で対応しようとしているのは、とにかく自前の技術をまず持つておく必要があると。

ですから、こういった部分での技術継承をどのように進めているのか、その辺をお示しいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 技術職員の技術継承についてのお尋ねにお答えします。

その前に、浜松市で今年度4月からコンセッション方式を導入したのは、下水道事業でありますので、斎藤委員御承知かと思っておりますけれども、一応念のため申し添えさせていただきます。

技術職員の継承でありますけれども、本市水道事業を取り巻く環境は、少子・高齢化や節水意識の高まりなどにより、料金収入が減少傾向にある一方で、これまでの基幹施設の整備・拡張に伴う多額の企業債の償還と老朽施設の更新に加えまして、東日本大震災や、さきの北海道胆振東部地震などの大規模災害を踏まえた耐震化や危機管理体制の構築などの課題が山積しており、財政及び技術両面において基盤強化が求められております。

このような状況の中、限られた予算、人員で安定した水道事業を継続していくため、一層の経営の効率化を進めるとともに、通常時はもとより災害発生時においても、迅速、適切に対応できる体制を維持するための水道技術水準の確保について、その重要性を強く認識しているところであります。

本市における職員の技術継承対策といたしましては、技術者の養成に当たり、現場等の作業においてベテラン職員と経験年数の短い職員を合わせ、実務を通じて技術の継承を行うOJT方式により、技術の維持向上を図るとともに、浄水処理技術や維持管理技術のポイント等を網羅した運転管理マニュアルを作成し、これに基づいた課内研修等を定期的実施しているほか、適宜マニュアルの検証、見直しを行うなど技術の平準化を図っております。

また、日本水道協会が主催する研修会等の外部研修にも積極的に職員を派遣することで、新たな能力の開発、技術の向上にも努めていることに加えまして、昨年度より、新たに資格取得助成制度を創設し、人材育成による業務能率の推進を図るとともに、水道事業の運営に必要な資格保有者の不足の解消を図っているところであります。

今後におきましても、引き続き水づくりや施設の維持管理等、水源から蛇口まで

の一連の業務を経験させることにより、水道全般にわたる技術が養われるよう、計画的に人材育成を図ってまいります。

○長谷川章悦委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 それでは、水道事業の関係で最後の質疑をさせていただきますけれども、今、答弁の中の人材育成のための資格取得助成制度、これはどういう内容なんですか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 資格取得助成制度の概要についてのお尋ねにお答えします。

資格取得助成制度につきましては、職員の自己啓発を促進し、より高い能力を持った人材の育成を行うことにより、業務能率の増進を図るとともに水道事業の運営に必要な資格保有者の不足を解消し、事業の安定的な運営に資することを目的に昨年度より創設しております。

助成の対象とする資格につきましては、人材育成分及び喫緊課題解消分に区分いたしまして、人材育成分につきましては、技術士を初めとする11の資格を対象に、受験手数料及び登録料の4分の3——上限2万円ではありますが——を助成することとしており、喫緊課題解消分につきましては、電気工事士を初めとする3つの資格を対象に上限額等を設定しているものの、受験手数料及び登録料の全額のほか、受験に係る旅費の2分の1を助成しているところであります。

なお、申請につきましては、資格取得の事実及び助成対象経費の支出を明らかにする書類を添えて申請できることとしているところであります。

○長谷川章悦委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 最後と言ってちょっと申しわけありません。最後の最後で。

昨年度からこの助成制度をやったということなんで、これからそういった技術者を育成するという部分なんだろうけれども、昨年は何人で、ことしは何人ぐらいか、ちょっとそこだけ。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 資格取得助成制度の実績であります。平成29年度につきましては、人材育成分として、給水装置工事主任技術者、水道管路施設管理技士などの資格取得に対して6名、計8万300円助成しております。喫緊課題解消分いたしましては、第二種電気工事士の資格取得に対して4名、計7万3000円、合わせて合計で15万3300円を助成したところであります。

なお、平成30年度につきましては、まだ受験時期が到来しておりませんので、実績はありません。

○長谷川章悦委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 とにかく技術というのは、今一番求められますので、ぜひこういった制度を使って——そういったのに金を使ったって別に誰も文句言いませんので——ぜひそういったことで広げていただければと思います。

次に、自動車運送事業についてでありますけれども、今一番問題になっているのは、乗務員の人手不足ということですよ。そこで、以前は正規職員と非正規職員の人員のバランスについては、なるべく崩さない旨の答弁があったように自分では記憶しています。

そこで今回、本会議の中で、今後、経営戦略を策定するにおいて検討するという答弁があったと記憶しておりますけれども、それはどういうことなのかちょっとお答えいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 斎藤委員の正規職員と非正規職員のバランスについての御質疑にお答えいたします。

一般質問での藤田議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、バス事業の経営につきましては、長期的には利用者の減少による厳しい経営環境が続くものと見込んでおります。幸い平成 29 年度の決算におきましては、運賃収入の増に加えて、一般会計からの負担金や繰入金などに支えられ、純利益を計上することになったものの、依然として多額の累積欠損金を抱え、厳しい経営状況には変わりがないと認識しております。

このため、乗務員の採用につきましては、退職金を含めた将来的な人件費負担などの経営への影響を考慮する必要がありますほか、民間事業者への運行委託の拡大の可能性も探りながら、中・長期的な視点から検討する必要があるものであり、現時点では正職員の採用をするべき状況にはないと考えております。

このような理由から、今後につきましては、平成 32 年度に策定を予定しております公営企業の経営戦略を検討する中で、持続可能なバス交通のあり方や交通部職員の給与あるいは勤務体系、人員配置のあり方などの検討を進める予定としたところであります。

○長谷川章悦委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 先日、工藤委員への答弁に正規職員、あるいは嘱託、再任用の人数、それぞれパーセンテージも含めて言われました。そこで、嘱託職員の勤続年数についてちょっとお知らせいただきたいんですが、5 年未満の方が何名、10 年未満の方が何名で、15 年未満の方が何名なのかお示しいただきたいと思います。たしか嘱託職員については、82 名いましたよね。そこでちょっと勤続年数の部分、教えてください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の質疑にお答えいたします。

嘱託運転士の勤続年数ごとの人数構成ということでもありますけれども、ことしの 9 月 1 日時点で嘱託職員が 82 名中、5 年までの方が 48 人で、その割合は 58.5%。6 年から 10 年以下の方が 10 人で、その割合は 12.2%。それから 11 年から 15 年以下の方が 9 人で、その割合は 11.0%。それから 15 年を超える方が 15 人で、その割

合は18.3%となっております。

○長谷川章悦委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 例えば10年以上の方を見ても、ちょっとこれはひど過ぎないかなと思うんです。要は、先の見えない中で嘱託職員として10年以上働いているわけでしょう。理事者の皆さん、どう思いますか。例えば、15年以上の人で15人、10年以上全て合わせれば34人。嘱託職員のまま15年勤める気はありますか。私はよく頑張っているなど思う。何で正職員に引き上げないんだろうと。先ほどの答弁の中で、人件費負担が経営に影響すると。これはやむを得ないじゃないですか。公共交通の部分については経営と公共性が求められますから、そういった意味では非常に厳しいという経営環境にはありますけれども、そういった中で、私はこの嘱託職員、先の見えない状態の中で何年も雇用しているというのが本来考えられないし、今、働き方改革で5年以上勤め上げた場合については、正規や非正規を選択できることになっています。これが自治体に適用ということになるかどうかは今後の動きでしょうけれども、もし、経営が厳しくなったから嘱託職員の方はやめていただきたいという雇いどめになったら、社会的にも大変なことになりますよ。

それともう1つは、平成32年度から会計年度職員という制度が入ってくるでしょう。恐らく、それも交通部にも適用されるんだろうと思いますけれども、そうしたときに、たしかこれは一般会計からの人件費としてやっているんでしょう。臨時職員だと——嘱託の場合、交通部の場合は一般会計から出ているのか——普通、役所の場合については、たしか臨時職員は物件費ですから、こういったところは、いずれにしても平成32年度から一般会計に絶対影響が出きますよ。ですから、そういったことを考えた場合——嘱託職員の扱いということとはちょっと失礼なんだけれども——今後の処遇の仕方についてはぜひその辺考慮していただきたいと思います。

もう1つ質疑させてもらいますけれども、50歳代から60歳代が全体の68.6%、交通部の乗務員が全体で172名のうちの118名が50代、60代です。この年齢構成を見て、その改善策なり対策というのをどのように考えているのかお示しいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

50歳以上の方が非常に多いということでの御質疑でありましたけれども、大型第二種免許所有者の高齢化は、先日もお答えいたしましたけれども、各事業者に共通する全国的な課題となっております。平成29年末時点の免許所有者が約92万人おります。この中で50歳以上の者が約73万人ということで、78.4%ということになります。

そういう状況にありまして、バスの運転手につきましては、若い方の人材の確保がこれまで以上に厳しい状況になってきているということは、確かにそのとおりですけれども、この辺につきましては、やはり共通の課題ということで、例えば交通

部だけで職員を高い給与をかけて雇用していくということにもいかないものですから、やはりこの問題に関しましては、私どものほうで乗務員の労働環境の向上に取り組むことはもちろんですけれども、県内の事業者団体である青森県バス協会と連携しながら、またいろんな各事業者がおりますので、ほかの事業者とも情報交換をしながら、職種自体の魅力を高めるべく業界全体で対応を図っていく必要があるものと考えております。

○長谷川章悦委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 50代の人々の大型第二種免許の取得率を今言われましたけれども、この青森市に大型第二種免許を取れる場所がないから——たしか弘前市、八戸市でしたよね。そういったのではなかなか大型第二種免許を取る方はいないんだろうと思います。いずれにしても、嘱託職員もそうですし、正規職員もそうですし、やはり全体で約60%近くあるというのは、交通部そのものを揺るがすというか、経営を揺るがすというか、存続を揺るがすというか、そういった非常に危機的な状態だと思うんです。要は、あと10年先見たときに、じゃあ何人で何行路を走らせるのかと。そういったことを考えていったときに、まずは経営基盤を強化していこうということを考えていかなければならないと思うんですよ。

そういったところで、最後に総務部なのか企業局なのか——総務部長がにやっと笑っていらしたので総務部長なんでしょうけれども——企業局として、独自に職員を採用させるということを考えないかどうかなんです。というのは、先ほど水道部もそうなんです、技術者を抱え込むというかプロパーをつくるということがまず一つ。それから、交通部については、例えば高校から企業局として交通部に配置するとかして、そして若い職員を抱え込んで運転手を養成するといったことも今後必要なんじゃないかと思うんです。そういったプロパー養成というか、人材確保に当たって、事業体をどう存続させるかということを見ると、やはり若い人材というのは必要でありますから、言い方が悪いんですけどもそういった抱え込みというか、そういう意味での企業局の存在、あるいは人事権やら採用権というか、こういった権限を持たせてもいいように私は考えます。

そういう意味で企業局の職員採用制度といいますか、そういったことについてちょっとお考えをお示しいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 斎藤委員の正職員の採用等に関する御質疑にお答えさせていただきます。

本市では、いわゆる社会経済状況の変化に伴いまして人口減少、あるいは少子化、高齢化、災害対応など、さまざまな分野で複雑・多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応することが求められている中にありまして、職員の採用に当たりましては、効果的・効率的な行財政運営を行うとともにさまざまな行政事情に的確に対応できる組織、人員体制を構築しなければならないこと。また、一企業とか一市長

事務部局ではなく、全庁的な視点での定員管理、あるいは政策的な連携の観点、さらには人材育成、組織全体の活性化のための人事交流といった観点、また採用事務の効率化、公平性などのさまざまな観点から、これまでも総務部におきまして一元的に採用試験を実施してまいりましたし、今後におきましても企業局を初め、各機関と協議・調整した上で、一元的な実施をしてまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 再質疑はしません、時間もないので。

私としては、そこの部分はそうなんでしょうけれども、一番最初に言った企業局の存在意義をもっと明確にすべきというのが1つありますし、あともう1つは、プロパーをつくれということなんですよ。そのためには、やっぱり事業体、公営企業の中でのプロパーをどうつくっていくか。先ほど人事交流云々とかも言いましたけれども、その前に水道部の人事異動がどうなっているのかというのを聞いたのもそこなんです。単純に技術職と一般職との人事交流と言ったって、本来、技術がなければならぬのが、一般職の人がいきなり行ったってわかるわけがないし、それは総務部の中で会計、料金担当とかとやっているんだったら何とかなるんでしょうけれども。だから、そういったことも含めていったときに、やはり自分の企業局のところで技術をきちっと持つておくといった経営方針がひとつ必要なんじゃないでしょうか。

だからそのためにも、企業局という1つの組織をつくったのであれば、企業局に1つの権限を持たせていいんじゃないかということをお願い添えて質疑を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時20分からといたします。

午後0時16分休憩

午後1時20分再開

○長谷川章悦委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、橋本尚美委員。

○橋本尚美委員 無所属、橋本尚美です。

持ち時間は17分、質疑は大きな項目2つです。よろしくお願い申し上げます。

まず、小・中学校の環境の整備について質疑させていただきます。

本会議では、今回も放課後児童会の暑さ対策などに関する質問が出されております。

した。この夏、私のもとにあるお母様から、参観日に行った際とっても蒸し暑くて、日ごろ子どもたちがこんなにも暑い教室で勉強しているのかと大変驚いた様子で御相談されまして、早速、教育委員会のほうにも御連絡させていただきました。その後、PTA等の協議の結果、何とかPTAの予算で購入可能な方向で考えていくということで、大変うれしくその結果を受けました。

北国の青森の夏、大変短いとはいえ、年に何日かは真夏日もあります。子どもたちの健康や、また先生方の健康状態なども考えますと、各学校の各教室に扇風機が設置されているのが望ましいと考えるのですが、市の見解をお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 橋本委員の学校の環境整備について、扇風機の設置の見解についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、猛暑による暑さ対策について、小・中学校に情報提供や指導をしてきているところです。暑さ対策の具体的な取り組みといたしましては、気温や湿度が高い時期においては、屋内外にかかわらず児童・生徒に小まめに水分を補給させ適宜休憩させること、常に健康観察を行い児童・生徒の健康管理に留意するとともに、状況に応じてカーテンを利用したり窓をあけるなど日差しや風通しに配慮すること、児童・生徒や家庭への十分な栄養補給や「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活習慣の啓発を図ることなどの予防対策を講じているところです。

教育委員会としては、暑さ対策について、今後も継続して小・中学校に情報提供や指導をしてまいることとしております。委員御指摘の扇風機の設置につきましては、暑さ対策の一つの手段であると考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 御答弁ありがとうございました。

最後に、暑さ対策の一つの手段ということで、扇風機の設置のことを御答弁いただきました。やはり、水分補給といいましても、授業中何度もというわけにもいかないかなという気もしますし、またカーテンや窓をあけても、その立地条件によっては風が通らない、そしてまたその階層によってもさらに一層蒸し暑いところすとか、学校によっても環境がまちまちかとは思いますが、

ところで、扇風機を購入するとなった場合に、先立つものは予算になりますが、その方法としまして、どのような方法があるのか教えてください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

扇風機の設置につきましては、ただいま橋本委員のほうからもお話がありましたけれども、学校によってその実態が異なっておりまして、それぞれの学校の判断によって、学校配当予算の中で購入しているということがあります。このほかに、寄附をいただいている場合もあります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 各学校での判断で、必要なものの優先順位などを見きわめて、それぞれ必要なものを購入しているということかと捉えました。

私も、必ずしもしっかりとした予算化で扇風機を購入というのがベストとは考えていなくて、例えば、もし御自宅に使っていない扇風機があればぜひ貸していただきなり譲ってくださいなり、そういった御案内をして、結構な数が集まるのではないかなど、そういった調達の方法も有効だとは捉えております。

それで、室内に温度計、そして湿度計が必ずあると思いますので、もちろんチェックはしているかと思われませんが、ある子どもが、「扇風機はあるんだけども前の席の子にしか風が行かない」と、非常にかわいそうなことを言っていたんです。真ん中に置けばどうかなというところもあるんですけども、前と後ろに2台あればより一層いいかなという気もしておりますし、やはり窓をあけるだけではちょっと大変ですし、私たちも扇子であおいだり、会議のときもやらせてもらっていますが、扇風機が全部の教室に設置されるのが好ましいなと思いますので、そのような状況、環境になることを強く求めます。

教育長を初め、また指導課の職員の方も、学校にさまざまな用件で出向くことがあるかと思えます。その際には、折に触れて、そういった教室の中の環境等にも目配りをしていただきたいと申し上げて、この件に関しては質疑を終わります。ありがとうございました。

次の質疑に移ります。

まず消防本部、そして各署の職員の皆様に日ごろの市民の安全・安心、命を守ってくださる御活動に心から敬意を表します。そしてまた、北海道のさきの地震の際、第1次隊と第2次隊と2班に分かれて——9月6日ですからその当日ですね——まず青森消防として7隊26名、それで資料をちょっと手元にいただきましたが、この第1次隊は現地に4泊して帰ってこられたんですね。次の第2次隊も追って9月8日に立って、船中で1泊で、現地に2泊して戻られたと、この資料から見受けられました。大変な事態で現地は想像を絶する状況だったと思いますが、9月10日には厚真町の行方不明者全てが発見されたということで、大変、本当にお疲れさまでしたということで、その労をねぎらう思いで、ちょっとこの御紹介をさせていただきました。

今回、私、2つ目の質疑には消防本部の対応に関するものを取り上げるのですが、まずは本市の近年の状況としまして、大型クルーズ船が年々寄港数が増しまして、その受け入れ体制としては、子どもたちがおもてなしをしてくれたり、また民間団体の通訳であったり、その体制も定着して取り組んでおります。交流推進課の職員の皆様も日々本当に御尽力されており、敬意を表します。

また、旅行者のほかにも留学生も多数住んでおり、就労で本市に住まれている方々

もいらっしゃるという状況のもと、質疑をさせていただきます。

日本語が話せない外国人からの119番通報は、どのような対応をしているのかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 答弁に入ります前に、ただいま橋本委員から、救援隊の出勤、紹介、そしてまたねぎらい、本当にありがとうございます。今後の職員の励みになろうかと思えます。

委員からの外国人からの119番通報についての御質疑にお答えいたします。

青森地域広域事務組合消防本部では119番通報時において、災害出動に必要な住所、氏名、年齢等を聴取し、救急車等を出動させているところであります。委員お尋ねの日本語が話せない外国人からの119番通報受け付け時の対応といたしましては、消防指令システムに組み込まれたメッセージ、5カ国語——これは英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語であります——のいずれかで、「日本語のわかる人にかわってください」とメッセージを流し、日本語のわかる人にかわってもらい、必要な情報を聴取し出動させることとしております。

また、日本語のわかる人がいない場合には、固定電話の発信場所や、携帯電話でのGPSなどの位置情報を参考に救急車等を出動させ、対応することとしているところであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 私も、5カ国語がわかるメッセージが流れるシステムというのは初めて知りました。こういった事例はめったにないことかもしれませんが、今後ますます増加していくことが想定されますので、万全の受け入れ体制を要望いたします。

そこで再質疑ですが、実際に救急車が現場に到着したときの、その後のことをお伺いします。救急現場における外国人に対応するコミュニケーションは、どのように行っているのかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 橋本委員の再度の御質疑にお答えいたします。

お尋ねの救急現場における外国人傷病者に対しましては、症状の把握と消防隊、救急隊の行動をあらわしたイラストに合わせ、日本語と外国語での簡単な言葉が記載され、指さしすることでコミュニケーションを図ることができるコミュニケーション支援ボードを消防車及び救急車に積載し、有効な意思疎通手段として活用しているところであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございました。

コミュニケーション支援ボードということで、指さしマップのような図柄がついて、おなかが痛いとか苦しいとかそういったことが伝わるようなイラストかと思いますが、そちらも有効かとは思いますが、今定例会でも何人かの議員の方からもアプリの紹介もありましたように、私も実際にスマホで、日本語でしゃべってすぐに、本当に間髪入れずに英語に変換されて音声になって流れるものを使ったことがありました。こちらも予算もかけずに手軽に活用できるかと思しますので、今後併用されることも御一考していただければと要望します。

先日の北海道の地震のときも、札幌市では、これは実際に聞いた話ですが、外国人がやはり一番に言葉の壁で不安が助長したと。それで支援センターにたどり着いて通訳がいるということがわかってほっとしたということを知りました。やはり母国語で話せるという安心感は大きいと思います。

今回は、消防本部に特化した形で119番通報ということでの質疑にしましたが、この外国人対応は全庁的に求められることです。八戸市などは、民間力を委託という形で上手に使っているようです。本市も八戸市の事例を参考にしてほしいということも要望いたします。

また、来年度から青森大学が日本語教員養成をスタートします。今後さまざまな場で外国人とのコミュニケーションが必要になるであろうということを鑑みてのスタートとお伺いしております。402時間ほどでしたか、大変授業も綿密に、内容の濃いものとして資格を取るということを知りました。こういった動きにも注視しながら、インバウンドの推進であったり、多文化共生社会を推し進めていただきたいということをお申し述べて、私の質疑を全て終了いたします。

ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 新政無所属の会の丸野達夫です。

カラスについて、1点お伺いいたします。

昨年度及び今年度のカラスの処分数と今後の対策についてお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 丸野委員のカラスについての御質疑にお答えいたします。

市では、市街地をねぐらとするカラスの個体数の把握及び削減効果を確認するために、平成25年度から平成27年度までは、三内八幡宮において、平成28年度からは、三内八幡宮に加えまして県立中央病院北側遊歩道や青い森公園付近等におきまして、毎年8月及び11月に個体数調査を実施しております。平成28年度は、8月3659羽、11月4639羽。平成29年度は、8月3668羽、11月2871羽。今年度は、8月4754羽を確認したところであります。

カラスの駆除対策といたしましては、一般社団法人青森県猟友会東青支部に委託をしているところであり、一般廃棄物最終処分場におきまして、月1回の銃による駆除及び箱わなでの捕獲を実施しており、平成29年度は銃により40羽、箱わなに

より 32 羽、合わせて 72 羽。今年度は 8 月末時点で銃により 90 羽、箱わなにより 16 羽、合わせて 106 羽を処分しているところであります。

これらの直接的な駆除対策に加えまして、市街地にカラスがふえた原因として、生ごみなどカラスの餌となるものが豊富であることや、街路樹や電柱などに巣づくりできる環境が存在することが考えられますため、市ホームページにおきまして、市民の皆様へごみの出し方の工夫や餌やりの自粛に係る啓発を行うとともに、巢の撤去に関する御協力をお願いしているところであります。また、春先は繁殖期を迎えたカラスによる威嚇行動が活発になりますことから、人に危害が及ばないよう、「広報あおもり」4 月 1 日号及び市ホームページにより、注意喚起を行っているところであります。

また、カラスが市街地へ集団で飛来することにより、ふん害や騒音被害の防止のため、樹木や電線にとまっているカラスの追い払いを目的として、今年度から、個人及び町会・町内会等に LED ライトの貸し出しを行っており、「広報あおもり」、市ホームページ、青森市ごみ問題対策市民会議の総会において周知したところであります。

今後ともカラス被害の低減のため、これまで行っている銃及び箱わなによる駆除や市民の皆様への啓発活動を継続していくとともに、より有効な駆除方法の検討や対応策がないか、引き続き他都市の取り組み事例などの情報収集に努めながら、個体数削減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございます。

ことしは被害もなくいいなという感じではあります。というのは、大体 4000 羽前後、市内で目撃されているんですが、そのうち県立中央病院方面に 1000 羽ぐらいいて、その他が三内のグループなんです、おかげさまで三内にとってはよかったです。三内の 3000 羽のうち 1000 羽ぐらいが大体この辺に来ていますし、残り五、六百羽ぐらいは石江・新城方面に行ったので、三内そのものに住んでいるカラスは少なくなりました。そのことをもって、三内にとっては非常によかったです。被害も少なくなりましたし、ごみを荒らすカラスもいなくなりました。

ただ、市内全域にとっては全く変わらないカラスの量ですので、いたずらをするということに関しては多分同じで、状況は変わらないと思います。

少なくとも、ハシブトガラスで 2 個、ハシボソガラスで 3 個の卵を最低でも産むと言われていいますので、駆除数が 106 羽ではなかなか減っていかない。やっぱり最低目標 200 羽ぐらいに持って行っていただければなと思います。そうすると、大体成長できないカラスもいますので、それこそ市役所職員じゃないですけども、退職者不補充の法則みたいな感じで減っていきますので、大体 200 羽以上処分していただければ減っていくのかなと思います。新しい試みとして LED ライトの貸し出

しをしているということなので、これが功を奏せばいいなと思っております。

とにもかくにも、来年また春がやってきて、産卵の時期を迎えたときに子どもたちが通学の中で襲われないように、万全を期してほしいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

最初に、三内霊園のトイレについて質疑します。

先日、市民の方から三内霊園のトイレを何とかしてほしいと言われ、早速、三内霊園に行ってきました。6カ所あるうち、2カ所は管理棟と売店近くのトイレなので、ここは使える状態になっていました。またあと2カ所は洋式トイレに変更されていました。問題は残りの2カ所です。そのうち1カ所は完全に鍵がかかっています。そしてもう1カ所は和式のトイレのままでしたが、一応使える状態にはなっていました。

そこで、最低でもこの最後の2カ所は早急に整備すべきと思いますが、答弁を求めます。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 村川委員の三内霊園のトイレについての御質疑にお答えいたします。

三内霊園のトイレにつきましては、管理事務所を含め計6カ所に設置しております。全てが簡易水洗式となっております。適宜、汚水等のくみ取りを行っております。しかしながら、これらのトイレは型式が古く、水を流すレバーの操作方法がわかりづらいものとなっております。このことから、各個室内に操作方法を掲示しているものの、利用者がレバーをもとの位置に戻さない場合には水が流れ続ける状態となり、6カ所のうち便槽が小さい4カ所につきましては、満杯となる頻度が高くなっておりました。便槽が満杯になったときは、速やかに業者にくみ取りの依頼をしておりますが、くみ取りが完了するまで、園内の近隣のトイレを御利用いただくようその旨を掲示して御案内しております。

利用者の皆様に御不便をおかけしているこのような状況を改善するため、平成28年11月に、1カ所のトイレを操作方法がわかりやすい一般的なレバー式の簡易水洗トイレに改修いたしました。平成29年度に検証を行った結果、お盆期間等、利用頻度の高い時期におきましても便槽が満杯にならず、使用を休止することがなかったことから、効果があるものと判断し、今年度も1カ所の改修を行っております。これにより、便槽が小さい4カ所のトイレのうち、2カ所を改修してきたところです。今後も引き続き、利用者の皆様に御不便のないよう対応してまいります。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今後も御不便のないように対応していきたいということは、今、平成29年度にレバー式のかえて便槽も満杯にならない状況だったから、今後も

そのようにしていくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

このことにつきましては、便器の洋式化という視点を持ち順次改修を進めてきているところではあります。

財源につきましては、当初予算編成の過程で調整をして実施してきております。来年度の予算案の庁内調整はこれからですので、まだ明確なお答えはできかねますが、順次改修を行ってきているものです。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 順次改修を行ってきているので、来年も予算編成した上で改修していくようにしていきたいということでもいいんですね。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

先ほど来、奥歯に物が挟まったような答弁で御迷惑をおかけしておりますが、当初予算編成の過程で庁内調整でやるものですので、まだ市民部の段階だけで、これは必ずやりますと言えないものでありますことをどうぞ御理解いただければと思います。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 必ずやりますとは言えないけれども、2つを洋式にして満杯にならなくて効果も見えてきたから、あと2カ所を洋式化するべく検討していきたいということでしたよね。

この間の三内霊園のトイレの質疑を議事録でさかのぼってみると、まず平成27年第2回定例会一般質問で舘田委員が、そしてその翌年の1年後、平成28年第2回定例会一般質問で斎藤委員が、そしてまたその翌年、平成29年第2回定例会で同じく舘田委員が、3年連続で三内霊園のトイレの問題を取り上げられていました。そして、今回も同じような答弁だったんですけども若干変わって、洋式化にしていきたいという方向で進めていきたいという方向性が出たんだと思います。

ただ、去年の市民生活部長の答弁を見ると、「公共下水道の区域外流入、また、浄化槽の設置、さらには便槽の拡張といったような手法を含めて検討している最中でございます」、「それらの視点を含めて現在検討している」という答弁だったんですけども、この点についてはどこまで検討が進められているのでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

まずトイレの検証ですが、結局、現在の便槽が満杯になって使用中止にしているという悪い状況を改善していくためには、3つの方法があります。まず1つは公共下水道区域外流入ですが、こちらは霊園内に単費で下水道管を整備し霊園外の公共下水道管へ連結し流入する方式で、何分三内霊園の施設の配置を考えますと、一番

墓参者が集まるロータリーと管理事務所のあたり、そちらのほうまで管を敷設して
いだけで約 685 メートル、管を延々と敷設していかなければならないという非常
に大規模な事業費がかかるものであります。2つ目に、浄化槽での改善というもの
も考えてみましたが、こちらも浄化槽にて処理し下水道以外に放流するということ
で、側溝整備や放流先の確保及び水利権者の許可も必要など、こちらも多額の事業
費を必要とするものであります。

霊園と斎場につきましては、斎場の大規模改修、また合葬墓の整備ということで
大型事業のほうが続いております。こうした中で、現在のトイレをお客様にどのよ
うに快適にお使いいただけるかということを考えていったときには、やはり霊園施
設の整備といたしましては、真っ先にはトイレの使用休止の早期解消であろうとい
うことで、洋式化の視点を持って便器交換をしていきたいと思いますということで、現在
の工事費ですと1カ所当たり、既に行ったところは 25 万円程度で済んでおります
ので、まずはこういったことを順次進めていっているということでもあります。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、公共下水道もちょっと予算がかかるし、浄化槽もちょっ
と現実的でないということで、とりあえずは洋式化の方向で、あと2カ所やりたい
というふうに捉えました。

ぜひあと2カ所なので、予算的にいえば50万円です。ぜひ来年度早々に2カ所を
洋式化して、市民の皆さんが安心してトイレを使える環境を整えていただきたいと
いうことを強く要望して終わりたいと思います。

最後に、幼児教育・保育の無償化について質疑します。

来年、10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化の際に、給食費が無償化にな
るのかどうかということが争点になっているんですけども、実施まであと1年と
なりましたが、いまだに給食費をどうするかというのが決まっていない段階です。

そこで、現段階で幼児教育・保育の給食費はどうかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 村川委員の幼児教育・保育における給食費の無償化についての
御質疑にお答えいたします。

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設におきましては、多くの施設
で給食が提供されているところであります。給食に係る費用は、国が定める教育・保
育等に要する費用の額、いわゆる公定価格におきまして、ゼロ歳から2歳までの保
育の必要がある子どもにつきましては、主食費及び副食費相当がその構成要素と
なっているため、保護者の負担は生じておらず、3歳から5歳までの保育の必要が
ある子どもにつきましては、副食費相当が構成要素となっているため、主食に相当
する部分は、各施設が保護者に実費徴収や現物提供などを求めている状況にありま
す。

一方、満3歳から5歳までの教育の提供を受ける子どもにありましては、給食提

供が義務づけられていないことから、公定価格の構成要素にはなっておらず、各施設が保護者に実費徴収を求めているところでもあります。

幼児教育・保育の無償化における給食費の取り扱いにつきましては、本年5月の国の有識者会議の報告書において、「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである」との意見が出されているところでもあります。

このような意見が出されてはおりますものの、現時点では、給食費を無償化の対象とするかどうか等について何ら決定されていないことから、お答えできかねる状況にあります。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 給食費の無償化の扱いがまだ決まっていないのは、現在、給食費の保護者負担の方法が保育所と幼稚園で異なっているからです。現在の方法ですが、今、福祉部長が言ったように、幼稚園は年齢に関係なくおかずも御飯も実費徴収、保育所の3歳以上は御飯代だけが実費徴収でおかず代は無料化、3歳未満はおかずも御飯も全部無料化になっています。

政府は、さっき福祉部長も答弁したように、給食費や送迎費など実費徴収となっているものは、無償化の対象から除くことを原則とするという方向性で検討しています。

現段階で、国が言う原則を給食費で当てはめると、保育所では3歳以上だと一部無償化、幼稚園では完全に全部が無償化の対象外となるという状況で、幼稚園や保育園、または年齢によって不公平が生じることになると思いますけれども、その点の認識はどうでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。認定区分によって給食費の負担に違いがあるのが不公平ではないかのお尋ねです。

2号、3号の保育の必要がある子どもにつきましては、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から児童福祉法に定める保育の実施に必要な費用に給食費が含まれ、その費用の一部を保護者の負担能力に応じて保育料として徴収する仕組みとなっております。また一方、いわゆる幼稚園等に通う1号認定の教育の提供を受ける子どもにつきましては、学校給食法に規定する義務教育学校ではないため、公的な給食制度がなく、任意で給食を提供する施設が実費徴収する仕組みとなっております。

認定区分による給食費の負担の違いについては、このような仕組みの違いから生じているものでありますが、教育や保育に必要な費用のうち公費負担とする範囲については、受益と負担のバランスを考慮しながら国において適切に判断されるべきものと考えております。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、国において子ども・子育て会議で議論されて、そして年末には結論を出すということになっているんですけども、幼稚園は全額対象外ですから実費徴収になるんですけども、幼稚園との公平性を強調するために、保育所の給食費も実費徴収にされて給食費が無償化の対象外になるのではないかということが心配されています。

現在、無償化のものまで実費徴収にすることはあってはならないと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、国においてまだ議論の段階の途中です。ましてや、本年の5月の有識者会議の報告書においてのお話をさせていただきましたけれども、これもまた国そのものではなくて、その有識者会議での意見ということですので、現時点では何ら決まっておられません。今、村川委員の言われた部分については、先ほどもお答えしましたとおり現時点ではお答えできかねるものと考えております。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 さっき福祉部長も紹介されたんですけども、戦後、子どもには食が一番大事だという考えのもとで、給食は教育の一環であると位置づけられました。また、児童福祉法においても、保育所には調理室を設置し、そして給食は保育の一環と位置づけられてきました。こうした歴史に照らして考えても、やはり当然給食費は無償化の対象にすべきだと私は思っています。

先ほど福祉部長が公定費用のお話をしたんですけども、現在、国は子ども1人当たりに必要な保育費用、つまり公定費用を算定しているんですけども、そのうち給食費の主食費、副食費、それぞれの算定額をお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。公定価格における給食材料費の金額のお話です。

平成30年度におきましては、3歳以上児の副食費として6889円、3歳未満児、主食費、副食費合わせまして1万176円となっております。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 3歳以上は6889円、3歳未満児は主食、副食費合わせて1万176円と。仮に、給食費を実費徴収にして無償化の対象外になったとすれば、今現在、保育料が減免されている低所得者の人たちは、保育料は無償化されても、新たに給食費を払うことになると思いますが、やはりこれは低所得者の人にとって新たな負担増になってしまうと思いますけれども、その認識をお伺いします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

済みません、先ほどから答弁の繰り返しになってしまいますけれども、現時点では、まだきちんとした方向性が示されておられませんことから、仮でのお話はこの場では控えさせていただきたいと思えます。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 福祉部長が答えられないのであれば、私が言います。

もし無償化の対象外になれば、やはり保育料が減免されている人だったら給食費の負担増になってしまうということは明らかです。こういう状況も考えれば、やはり市として、国に無償化の対象外にすべきではないという意見を伝えるべきだと私は思うんですけれども、それはどうでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。国のほうに要請すべきではないかというお尋ねです。

これまで、今年度におきましては、まず7月に全国市長会におきまして、今回の子どもたちの無償化の実現に向けた緊急決議ということで、地方自治体に新たな負担が生じないよう国の責任において必要な財源を確保することというようなことを要請しているほか、その中では保育材料費の取り扱いについては早急に検討し、必要な財源を確保することということも申し述べております。

また、ことしの8月ですけれども、中核市市長会においても同様に幼児教育・保育の無償化の実施に関しては、地方に新たな財政負担を生じさせることなく必要な財源を確保することというような形での要請をしているところです。

○長谷川章悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ぜひ市長にも、もっと強く国に働きかけていただくように伝えていただければと思えます。

あとは質疑はないんですけれども、来年10月といえは消費税が10%に増税になると言われています。5%から8%のときも低所得者の人は大きな負担となり、もうこれ以上削るものがないという状況に追い込まれているのに、さらに給食費までも実費徴収となれば、ますます格差と貧困が広がるのは目に見えています。子どもの貧困対策として、給食の役割は、今ますます大きくなっています。幼稚園でも保育園でもどこの施設を使っても給食費は無償化にすべきだと訴えて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男でございます。

それでは私から1点だけですが、質疑をしたいと思えます。

平成30年度の青森市下水道事業特別会計補正予算の概要についてお示しを願いたいと思えます。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 秋村委員の青森市下水道事業特別会計補正予算についての御質疑にお答えいたします。

青森市下水道事業特別会計補正予算額は1億1071万3000円となっております。その概要については、総務管理費として、3758万7000円の補正予算額となっており、主な内訳といたしましては、八重田浄化センターで発生する脱水ケーキの運搬・処分委託料が2186万5000円の増、運搬委託料が240万5000円の増、焼却処分負担金が2185万円の増、焼却残渣埋め立て処分負担金が126万2000円の増、及び委託料の執行残が981万5000円の減となっております。下水道建設費では、7312万6000円の補正予算額となっておりまして、その主な内訳は、下水道建設事業に係る工事請負費が5206万8000円の増、委託料が700万円の減、補償補填及び賠償金が100万円の減、公設ますの新設に係る工事請負費が2905万8000円の増となっております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

今回の補正は1億円を超えていますので、かなり大きいなと思っているんですけども、今御説明にありましたように、特別更新工事をするということでもないようでありまして、ランニングコストの補正だということがわかりました。

それでは次に、既存の下水道施設の維持管理や更新についてお伺いをしたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 秋村委員の再度の御質疑にお答えいたします。

昭和27年度に事業着手をいたしました本市の下水道施設の中には、標準耐用年数を超過しているものがありますが、これまでに適切な維持管理に努めながら施設の延命化を図り、下水道施設の機能を維持してきたところであります。また老朽化が著しいものにつきましては、国の交付金等を活用しながら老朽化対策に努めております。

今後とも更新投資につきましては、限られた財源を効果的・効率的に配分し老朽化対策を実施することとし、市民の皆様への安心で安全な下水道サービスの提供及び健全な下水道事業の運営に努めたいと考えているところであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

恐らく新町、本町、安方、堤、旭町等に設置されている下水道管は、50年、60年経過していると思うんです。物の本によりますと、やっぱり更新時期というのは50年だと私伺っております。ことしの夏、大阪での地震があったときに、あの大きな

下水管が埋没しました。大きな穴が開いただけではなくて、かなりの汚水の部分が流れ出て、非常に不衛生な状態になったということもありまして、ぜひ計画的に進めていただきたいと思います。財源がかなり限られておりますけれども、やはりこの更新というのは、確実に、計画的に、そして効果的にぜひ進めていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

それでは次に移ります。

次は、陸奥湾の環境をどう守っていくのかということ。この陸奥湾の環境、水質を守るかということと、この公共下水道がどうつながっているかということになるわけでありまして、現在の青森市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の制度の概要について伺います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 秋村委員の再度の御質疑にお答えいたします。

この制度につきましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、青森市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づきまして、くみ取り便所等から合併処理浄化槽へ転換設置するものに対して補助金を交付するものでありまして、公共下水道認可区域及び農業集落排水施設整備済みの区域以外は全て浄化槽の補助対象区域としております。補助金額につきましては、5人槽で35万2000円、7人槽で44万1000円、10人槽で58万8000円となっており、市では、国の循環型社会形成推進交付金取扱要領で定められた金額を交付しているものであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

今、環境部長の答弁からおわかりのように、逆に言えば、計画区域の中に浄化槽を建設しても補助対象にならないということなんです。私は、ここがやはり一番大きな問題だと思うんです。ただ、なぜそういう扱いにしているのかということ——わからないわけでもないんですよね。計画区域の中に、一定の期間内に公共下水道を設置する。そういうところに合併浄化槽を設置するということになる。結局、二重投資になるということなども考えると、わからないわけではありませんけれども、そのことが陸奥湾の水質にどういう影響を与えているのかということが大事なところだと思うんです。公共下水道はなかなか設置できない。しかし、それでも陸奥湾の水質をしっかり守っていくんだと。そのためには、どんなことが考えられるのか、どんなことをやらなきゃならないのかということはこの辺でしっかり考えなきゃならないと私は思っております。

青森市は下水道の普及率が全国でトップクラスです。ただ、こうして見てみますと、どうしても西部よりも東部のほうが水洗化率が進んでいるような感じがします。これはある意味不公平ですので、本来は望ましい形じゃないなと思っております。それで先ほど申し上げましたように、浄化槽を設置する場合、計画区域外でなければ

補助金の対象にならないと。これをやっぱり区域内であっても、水質を守るという観点から対象にすべきだと思うんですよ。全国ほとんどの地域、都市を見ても、青森市とほとんど同じような状況です。ほとんどそういう状況なんです。今言われているのは、計画区域であるものの、10年先を見たときに、10年以内にはそこに公共下水道の布設というのは無理だ、できないと判断したときは、その計画を変更して浄化槽にかえてしまうという、それが今、全国的な流れです。そのことによって湖や海の水質を守っていくんだという強いあらわれなんです。

ですから私は、青森市も、計画区域であっても、10年以内に公共下水道を布設するのはちょっと無理だ、見通しが立たないというところについては計画の変更をすべきだと言いたいんですが、なかなかそうもいかないだろうと。であるならば、先ほど来申し上げておりますように、計画区域であっても浄化槽を設置する場合には補助金の対象にするという取り組みをすることによって、かなり陸奥湾の水質を守っていくことはできると私は考えておりますので、繰り返しになりますが、どうか青森市においても、計画区域内であっても合併浄化槽を設置する場合には、その補助金の対象にするという取り組みをぜひともしていただきたいということを強く要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝でございます。

最初に、防災の備えについて、電力、水道についてお伺いいたします。

今月6日、最大震度7を観測した北海道胆振東部地震から約2週間近くになります。お亡くなりになられた方は41名に上り、今なお1600人近い方々が避難生活を余儀なくされています。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震は、大規模な山崩れや液状化などに加え、停電が全道域に広がるブラックアウトを引き起こしました。1つの電力会社の管内で全ての電力の供給がストップしたのは、初めてであります。また、震源地周辺市町村では断水も発生し、地域のライフライン、交通インフラ、農業施設の破損、酪農・畜産農家にも多大な被害が出ているところであります。また、報道で、北海道全域、観光でも多大なキャンセルが出て、風評被害を含めまして重大な被害が出ているという――風評被害というか、大丈夫な観光地でも、そうやってキャンセルになってしまうということです。

そこで私は、ライフラインのうち本市での停電、断水時の対応に絞って確認してまいります。危機管理課、水道部、市民病院の順にお伺いします。

質疑1、地震などの大規模災害における本庁舎及び駅前庁舎の停電、断水時の対応と、避難所である防災活動拠点施設及びそのバックアップ施設の発電機、飲料水の備蓄状況についてお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 本庁舎及び駅前庁舎の停電、断水時の対応と、防災活動拠

点施設及びバックアップ施設の発電機、飲料水の備蓄状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では災害に備え、災害対策本部となる本庁舎及び本庁舎が被災し使用できない場合の代替施設となっております駅前庁舎に、災害対策本部機能を維持するために必要な資機材を配備しております。また、小学校等 53 カ所の防災活動拠点施設及び市民センターや中学校等 32 カ所のバックアップ施設に、避難所などで応急対策活動を行うために必要な生活必需品や防災資機材を備蓄、配備しているところであります。

停電・断水時の対応であります。本庁舎につきましては、非常用発電設備がないことから、電気の供給は、配備しているポータブル発電機 3 台を使用することとしており、水につきましては、高置水槽と受水槽の合計約 13 立方メートルで対応することとしております。

また、駅前庁舎につきましては、スプリンクラーや屋内消火栓設備、誘導灯や非常照明器具といった防災関連の設備は、非常用発電設備によって維持され、その他の電気の供給は、配備しておりますポータブル発電機 2 台を使用することとしております。また、水につきましては、受水槽の約 138 立方メートルで対応することとしております。

また、防災活動拠点施設及びバックアップ施設の備蓄状況についてですが、避難所などでの応急対策活動のため、発電機については 109 台、水については 500 ミリリットルペットボトル 24 本入りの飲料水を 107 箱備蓄しており、小学校等 53 カ所の防災活動拠点施設及び市民センターや中学校等 32 カ所のバックアップ施設に、それぞれ施設の規模などに応じまして分散して配備しているところであります。

なお、飲料水につきましては、企業局水道部はもとより、他自治体や民間団体などの関係機関と締結しております災害時応援協定に基づき、速やかに確保することとしているところでもあります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

ちょっと発電機、水と確認させてもらいました。今答弁の中で、本庁舎も水の施設は受水槽にたまっている分があるということですがけれども、本庁舎も駅前庁舎も含めまして、ペットボトルでの備蓄はないとやり取りの中で確認できましたので、やはり必要最低限、ペットボトルは私は必要だと思いますので、そこはペットボトルでの水を備蓄していただくよう、要望として検討していただくようお願い申し上げます。

次は、水道部における防災の備えをお尋ねいたします。

地震を初め災害時における水道のバックアップ機能について確認いたします。災害時の飲料水の確保についてお示しく下さい。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 災害時の飲料水の確保状況についてのお尋ねにお答えいたします。

浄水場や水道管が被災し、給水機能を失った場合に備え、要所に配置する配水池の貯留量により、市民全体が炊事や洗面等の最低限必要とする生活用水として、7日程度確保できるものとしており、その後は施設の復旧が進んでいくことから、継続して水道水の供給は可能であると考えております。

そのほか重い給水袋——プラスチック製の飲料水を入れる袋のことでありますが、重い給水袋を持ち歩くことが困難な方を対象に500ミリリットルのペットボトル水約2万本を備蓄しており、災害時の断水に備えているところであります。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

水道部では7日間程度水は確保されていると、また当然断水等で給水車等も動きまわすでしょうけれども、500ミリリットルのペットボトルを2万本備蓄しているということが確認できました。

では、浄水場のほうです。停電のとき困りますので、浄水場での非常用電源の配備についてお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

基幹浄水場であります堤川浄水場及び横内浄水場には、非常用発電機を設置しておりまして、水道施設設計指針に基づき、24時間以上の連続運転が可能な燃料を備蓄しております。

また、両浄水場の配水区域は隣接しておりまして、配水管が接続されていることから、いずれか一方の浄水場が停止したといたしましても、水道水を相互に融通するためのバックアップ体制を確保しているところであります。

さらには、送水ポンプ所など、その他の施設におきましても停電時に自動的に始動する発電機を設置しておりますほか、可搬式発電機により、停電時にも動力源を得ることが可能となっております。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

浄水場では24時間連続可能であると。また、堤川浄水場、横内浄水場のどっちがぐあいが悪くなっても、お互いバックアップし合うということも確認できました。

そうすれば、今度は管のほうです。水道管の耐震化対策をお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 水道管の耐震対策についてのお尋ねにお答えいたします。

本市上水道事業の管路延長は平成29年度末で約1377キロメートルで、そのうち地震に強い耐震適合管の延長は約1035キロメートルあり、割合は約75.2%と高い

状況にあります。

今後とも水道管の更新時には、耐震適合管を布設することとしており、水道管の耐震化に努めてまいります。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

水道管のほうは約75%が耐震適合管であるということで、これは私も何度か水道管の更新事業ということで、過去にもお聞きして、たしか計画的に5年ごとの更新事業をもって取り組んでいるということで、75%ということですので、計画的に進めていただきたいと思います。

次は、病院について。地震などの大規模災害における災害拠点病院である市民病院の電気、水道のバックアップ体制についてお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。市民病院事務局理事。

○岸田耕司市民病院事務局理事 山本委員からの青森市民病院における大規模災害時の電気、水道のバックアップについての御質疑にお答えいたします。

青森市民病院の電力については、東北電力株式会社からの送電が遮断された場合は、自動的に発電出力800キロワットの非常用自家発電装置が一時的に稼働し、長期停電が見込まれる場合には、発電出力1040キロワットのコージェネレーションシステムを可動させて電力供給をしていくこととしており、これら2つの発電装置により災害時停電になった際においても約6日間の電力供給が可能となっております。このコージェネレーションシステムの重油燃料タンク容量は4万リットルとなっておりますが、この重油の確保に係るリスクを低減するため、平成25年に青森県石油商業協同組合と非常時における重油の供給に関する協定を締結し、不測の事態にも備えているところであります。また、生命維持装置である人口呼吸器については、バッテリーを搭載し無停電対応としているところであります。

水道については、水道管からの水の供給が停止された場合でも、病院内の受水槽及び高架水槽に290立方メートルの水がためられており、約6日間の使用が可能となっております。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

さすがに病院は命にかかわることですので、電源も2つの非常用コージェネレーションシステム、そして水も6日間使用可能であるということが確認できました。

今回、きっかけは北海道地震です。実際どういうふうにかちっと水道、電気がバックアップされているかということを確認させていただきました。日本は火山列島にありますので、いつどこで——うちは断層があるとかないとか関係なく、災害は突然やってくるわけです。そして、こういうことは想定してなかったということが起きるのが近年の日本の災害ですので、こういった災害の備えを今後ともしっかり行っていただきたいと思います。

これはちょっと要望ですけれども、ではあと私たち市民一人一人にとって身近なことは何なのかということで、実はこの9月は防災月間ですけれども、大変いろんなところから、防災についての情報また個人の備え、もう情報は既にあるなという感じです。これはついこの間、県が配布したものです。あとNTTでも防災タウンページということで、防災の持ち出し物は何かイラストでわかりやすく、また、今回ハザードマップとか避難所の場所がわからないと、今回の質疑にもあったと思うんですけれども、非常にわかりやすく書かれております。情報は大変出ているなという感じです。市のホームページ、洪水ハザードマップ、タウンページ、またこの県、そして防災ハンドブックと。これを町会等、またさまざまな防災のイベントがあると思いますから、そのときにぜひ活用していただき、また家庭で見て、我が家ではどうしたらいいかということをや、市としても広報していただきたいことを要望いたしまして、この項は終わります。

続きまして2番目は、うらら出張販売についてお尋ねさせていただきます。

今月の3日から6日までの4日間、駅前庁舎の1階で福祉の店うららの出張販売、うららマルシェが実施されました。私も初日に訪問し、木製のへらを購入いたしました。おおむね好評で、成功であったとお聞きしております。駅前庁舎での出張販売を第1回定例会で提案した者として、大変うれしい限りです。

そこでお尋ねいたします。うららマルシェが開催されましたが、その販売実績をお示してください。また、出店した事業所からどのような意見があったのかをお知らせください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 山本委員のうららマルシェの実施状況についての御質疑についてお答えいたします。

うららマルシェは、現在マエダガーラモール店1階に開設している福祉の店うららのさらなる周知と販売売り上げの向上を目的として、去る9月3日から6日までの4日間、福祉の店うららへ製品を納入している障害者就労施設等23事業所の御協力のもと、市役所駅前庁舎1階駅前スクエアにおいて出張販売を実施したものであります。

うららマルシェの販売実績といたしましては、1日目は出店数13事業所、売上額14万5960円、延べ購入者数309人。2日目は出店数13事業所、売上額13万5730円、延べ購入者数190人。3日目は出店数12事業所、売上額15万1770円、延べ購入者数170人。4日目は出店数9事業所、売上額11万3980円、延べ購入者数134人、4日間の合計は、売上額54万7440円、延べ購入者数803人となっております。

出店した事業所の方からの御意見といたしましては、他の障害者就労施設の方と情報交換ができ勉強になった。予想以上の売り上げに驚いている。定期的に出張販売を開催してほしいといったものがありました。また、事業所を利用されている障害のある方からは、たくさん売れてうれしかった。いろいろなお客さんと交流でき、

楽しく販売ができたといった御意見をいただいたところであります。

市では、うららマルシェの実施により、福祉の店うららの周知や販売実績の向上について一定の効果があったものと考えており、また接客や販売の経験がない障害のある方がうららマルシェに参加したことで、働くことへの自信につながったものと考えております。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

4日間の合計で54万7440円の売り上げ、延べ購入者数が803人ということで、初めての取り組みで、この4日間で本当にさまざまなヒントが得られたなということで、さっき喜びの声また事業者の声もお聞きさせていただきました。現在、マエダガーラモールのところにうららがありますけれども、実際購入してきた方の声をかりると、なかなか西部地域にあるガーラモールにそんなに行けないと。また各事業者には素晴らしい作品、商品あるんですけれども、だからと言ってなかなか1事業者ごとに回るということにはできないということで、やっぱり——もともとアウガにうららがありましたからね。この駅前庁舎1階にある、人が集まりやすい場所に店を構える、やっぱりこれが大事ですね。どっか別の場所にぽつんと置くんじゃなくて、今回、駅前庁舎1階駅前スクエアでしたか、ここに構えたことは、僕は大きいと思います。答弁にありましたとおり、さまざまなヒントがありますので、これは事業者の喜びであり、商品が売れることであり、工賃のアップにもつながることですので、しっかり次を検討していただきたいと思います。

今後このような出張販売を継続して実施する考えはないでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。今後このような出張販売を実施する考えはないかとのことのお尋ねです。

うららマルシェにつきましては、出店いただいた事業者の方から好評を得たところであり、市といたしましても、福祉の店うららの周知や販売実績の向上にも一定の効果があったものと考えております。

今後、福祉の店うららへ製品を納入している事業所との意見交換会を開催いたしまして、事業所の方からの御意見を参考にしながら、継続開催に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ぜひ継続開催をよろしくお願いします。要望といたします。この項は終わります。

3つ目は、学校のグラウンドの確保についてということで、教育委員会よろしくお願いします。

今年5月、私、地元地域の筒井小学校の運動会に、短時間であったんですけども参加させていただきました。そこで感じましたのは、運動会の会場の広さです。

筒井小学校は大変町場の学校ですので、グラウンド——運動場は狭いわけです。町の中にあるので敷地の広さには限りがあるのは十分承知であります。そう簡単に広くすることはできないかと思えます。ただ、一緒に聞いていた親御さんたちとかも、もうちょっと何とか広くなれないのかという声を何人かからお伺いしたもので、この質疑をさせていただきます。

今年度は、まさに筒井小学校の建てかえに向けて基本設計の時期だと思えますが、筒井小学校の建てかえに当たり、現在のグラウンドを少しでも広くできないか、お答えください。

○長谷川章悦委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 山本委員の筒井小学校の建てかえにおけるグラウンドの広さの確保についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、筒井小学校施設の老朽化の進行による劣化を総合的に判断し、平成28年度から改築事業に着手しております。平成30年度は、校舎及び屋内運動場、グラウンドの配置、平面計画を決める基本設計の作業を進めているところであります。

現在、作業を進めている基本設計では、文部科学省の公立学校建物の基準等の面積要件をクリアした上で、校舎や屋内運動場の建て方やグラウンドのレイアウトを工夫し、可能な限りグラウンドを広く整備できるよう検討しているところであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

可能な限りグラウンドを広くしたいと言っていただきましたのでありがたいです。実はなかなか場所がないので大変なんですね。だから、いわゆる校舎建物部分をいろいろ集約化して——かといって高くし過ぎてもいけないし、また今はさまざまな教科があるもので、いろんな教室が必要となるので、そういった中で少しでも広く運動場スペースを確保していただけるよう、基本設計、そして実施設計に反映していただければと思います。この項は終わります。

最後に4つ目は、さんぽぼの利用状況についてお伺いいたします。

私の子育ての質疑をするというのはなかなかないんですけども、いつもですと軽米議員がよくやるかと思うんですけども、非常に私もさまざま声を直接お聞きしたもので、今回質疑させていただきます。

さんぽぼは、駅前庁舎の全面供用に伴いまして、今年1月、以前の6階から2階に、そして広く明るくリニューアルされたわけですが、非常に利用者から好評です。何人もの子育てママからすごく明るくていいと、いろんな声をお聞きしたわけですが、そこでまず概要を確認したいと思います。

今年1月にリニューアルしたつどいの広場「さんぽぼ」について、その拡充内容

と利用状況をお示しく下さい。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 山本委員のつどいの広場「さんぼぼ」の拡充内容と利用状況についての御質疑にお答えいたします。

青森市つどいの広場「さんぼぼ」は、子育ての不安感や孤独感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、子育て親子の交流等を促進する子育て支援の拠点として、平成17年4月にアウガ6階に設置したものであります。さんぼぼでは、子育て親子の交流及び集いの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関するイベントや講習の実施等の支援を行っており、子どもや親同士が交流する場として、乳幼児とその保護者に御利用いただいておりますが、ことし1月の市役所庁舎機能の移転に合わせ、より多くの方々に御利用いただけるよう、アウガ6階から2階に移転・拡充したところであります。

移転に伴う拡充内容といたしましては、室内の広さが、これまでの約136平方メートルから約220平方メートルと約1.6倍となり、北側の一面がガラス張りの明るく開放感のある環境としたこと。月1回の休館日をなくし、年末年始を除き毎日開設することとしたこと。また、開設時間については、これまでの午前10時から午後4時までを、平日は午前9時から午後6時まで、土日及び祝日は午前9時から午後5時まで拡大したこと。さらに、庁舎窓口で各種手続等を行う間、保育士が無料でお子様をお預かりする託児機能を付加し、子ども連れで訪れる方の利便性の向上を図ったところであります。

さんぼぼの利用状況につきましては、リニューアルしたことし1月から8月末までの実績といたしまして、親子交流や相談等の利用者数は2万1159人となっております。平成29年同時期の利用者数1万1795人と比較し、9364人増の約1.8倍となっております。また、1月から開始いたしました託児の利用児童数は、8月末までで558人となっております。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

利用者数が1.8倍ということですのですごい伸びたわけですね。本当にこのさんぼぼは駅前庁舎に市役所窓口を持ってきて、僕は駅前のにぎわいだけでなく、これは本市にとって大変なメリットというか、セールスポイントであるなど。子育ての方々から喜んでいただけるなど実感しているわけですが、そこで、具体的に利用者からはどのような声が寄せられているのかお示しく下さい。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。利用者から寄せられた声についてとのお尋ねです。

つどいの広場「さんぼぼ」の利用者から寄せられた声といたしましては、広く明るくなり、のびのびと遊べるようになってうれしい。また、利用時間が延びたので

利用しやすくなった。スタッフが優しく気軽に相談ができて助かった。転勤してきたが、同じように転勤してきた方と触れ合うことができうれしかった。冬場は遊び場が少ないので助かっている。青森市に帰省して利用したが、青森市にこんなすばらしい施設があつてうらやましいなどの意見が寄せられております。

また、託児の利用者から寄せられた声としては、以前は子連れで手続することは大変だったが、子どもを預けることができるようになり、非常に助かっている。転勤で青森市に転居してきたが、以前住んでいたところには託児サービスはなかったので、とてもよいサービスだと思う。手続している間、子どもが楽しそうに遊んでいるので安心して手続ができるなどの声が寄せられたところであります。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

おおむね本当に好評な声を寄せていただいております。私も何人もお聞きしまして、転勤族のママから、やはりアパートの部屋に1人で子どもといるより、さんぽぽに出向いて遊ばせて、同じ環境の子育てママと話すことができ非常によかったという声を私もお聞きしております。

その喜びの声とともに、実は要望が寄せられておまして、そこをちょっと再質疑させていただきます。

このさんぽぽの利用で駐車料金は今、1時間無料ですが、ここを何とか延ばしていただけないでしょうかという声が寄せられています。駐車場からさんぽぽに入るまで、小さい子なのでそこだけでも五、六分かかって、往復10分くらいは減るといふことで、人によってさまざま違うんですけれども、なかなか1時間以内で帰る方は少ないように――要望している方が何人もあったので、そのように思います。

また、市民図書館は当然子どものコーナーが大変充実しております。子どもの絵本等も借りられればよいなど。なかなか今、市民図書館とこのさんぽぽの両方で、合わせ技で駐車料金を無償にしてもらうことができなくて、そういった合わせ技の要望も受けたところですが、まず私は明確にする意味で、この駐車料金を1時間から2時間に延長できないのか。これは子育て世代にとって、子育てに優しい青森市を目指すのであれば、ここは判断すべきことだと思いますが、この2時間延長、無償化できないでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 さんぽぽ利用者の駐車料金の免除時間の延長についての御質疑にお答えさせていただきます。駐車場を管理しています総務部からお答えさせていただきます。

アウガ駐車場及び青森駅前公園地下駐車場につきましては、市役所駅前庁舎に用件のある方につきましては1時間まで免除とし、さんぽぽや市民図書館等のアウガ内公共施設利用者についても、別途1時間免除としているところであります。

また、アウガ地下の市場や周辺の店舗で買い物をされた場合も、購入額に応じて

駐車場利用券を発券しており、市役所窓口や公共施設を利用したことによる駐車料金免除と合わせて御利用いただいているところでもあります。

アウガ駐車場及び青森駅前公園地下駐車場利用時の駐車料金につきましては、1つに、バス等の公共交通機関利用者との公平性を図る必要がありますこと。2つに、公共交通機関の利用促進を図っていること。3つに、他の市営駐車場との整合性を図る必要があること。4つに、周辺駐車場を営業する民間事業者への配慮が必要でありますことなどから、1時間を限度に免除しているところであり、免除時間の延長については現在のところ考えておりませんが、アウガ、駅前庁舎につきましては、青森駅が近接し、鉄道を初め市営バス等を利用しやすい環境にありますことから、これら公共交通機関を御利用いただきたいと考えているところでもあります。

○長谷川章悦委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

公共交通を使ってほしい、また他の利用施設、周辺の駐車場の公平性を考えるとすぐには難しいという、その論理はわかります。

ただ私、先ほど申し上げましたとおり、この子育て世代——確かに限られた子育ての方々です。だからこそ、子育てに優しい青森市をこれから標榜するのであれば、ここはぜひ判断していただきたいと。これは福祉部長、そして前多副市長、ぜひこれは小野寺市長にこの要望をお伝えいただきまして、さんぽぽの利用者の駐車料金、2時間にできないか、この要望をお伝えして、決断していただければありがたいなということをお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 自民清風会、舘山善也です。よろしくお願いたします。

質疑の前に1点、教育委員会に要望があります。

ことし8月、本市の小学校6年生の生徒がレジャーで他県に遊びに行った際に、水難事故に遭い亡くなるという痛ましい事故がありました。新聞報道等の情報ですが、8月14日午前7時ごろに、親戚の方3名で海に釣りに出かけ、16時25分ごろ、お母さんが連絡がとれないということで捜索願を出したそうです。翌日15日、午後2時10分頃、クーラーボックスにしがみついている3名を発見しましたが、青森市の6年生の生徒が亡くなるということで、非常に痛ましい事故が起きてしまいました。

この情報から、ライフジャケットについて少しお話させていただきたいと思えます。救命胴衣——ライフジャケット等はさまざまな様式のものがありますが、このライフジャケットを装着していて海に落ちた場合でも約3割の方が亡くなっているという情報があります。

その用途に応じて空気が入ったりとか、水に着水した時点で反応しガスが自然に出て浮くタイプ、また初めから固形の浮く素材が入っているもの等々ありますが、

例えばジャケットタイプ——ベストタイプのものは、装着の仕方がしっかりとありまして、後ろから股の間を通して前に止める股ベルトというものがあります。これを正確に装着しないと、例えば水に落ちた際にジャケットだけが浮いてしまって、ジャケットが本人の脇の下で止まるような形になります。

結果的に、今回の報道も低体温症ではなく溺死ということ踏まえれば、そういったことも考えられたのかということでもあります。ぜひとも、この辺の装着の仕方があるということをご理解いただくために——本市においては、着衣泳の導入を恐らく青森県で一番早く事業に取り入れていただいた実績があります。赤十字の方に協力をいただいて、ぜひこのライフジャケットというものは正確に着る必要があるんだということを、二、三分の講義でも十分伝わると思いますし、また、子どもがしっかりとそういった教育を受けて大人に教えられるような形をとってもらえれば、そういった事故防止にもつながるものと思います。

また、いろんなタイプがありますので全てを網羅しなくても結構ですが、そういったものにはしっかりと装着をしないと、逆に危険なこともあるということ踏まえ、ぜひとも着衣泳の導入に付加価値を入れてもらいたいということをご要望させていただきます。

それでは質疑させていただきます。

第4款衛生費からごみ収集について御質疑させていただきます。

本市のごみの収集、非常に細かく網羅されておりますが、どうしても人がかかわる事業です。例えば、収集日が金曜日だったりとか、また祝日だった場合、ごみの収集漏れについてどのような問い合わせ等があるのかお示しいただけますか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 館山委員のごみ収集についての御質疑にお答えいたします。

家庭ごみの収集場所に出されたごみが収集されずに残されていく、いわゆるごみの収集漏れにつきましては、次回の収集日に市民がごみを排出する際に支障となることや、においによって生活環境に影響を及ぼす可能性もあることから、ごみの収集漏れが発生した場合における市民からの通報は生活環境の保全上、大変重要であると認識しております。

しかし、これまでは、平日においては担当課で受け付けできるものの、土日・祝日においては、問い合わせ先がわかりにくい状態となっていたところであります。このため、土日・祝日におけるごみの収集漏れについての市民からの問い合わせ先については、市の代表電話とすることとし、電話を受けた守衛から担当課職員へ連絡する体制としたところであります。

今後につきましては、この問い合わせ先について、清掃ごみへの掲載や市のホームページなどを活用して周知徹底してまいります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

どうしても市民の方からすると、この祝日や収集漏れがある際は、先ほど環境部長からあったように、においの部分だったり、先ほど丸野委員が言ったカラスの問題等々もありますので、これをきっかけに市民の方にも周知できるような環境づくりに努めていただきたいことを要望して、この項は終わりたいと思います。

次に、被災地支援について御質疑させていただきます。

私が携わっている青森南高校でも、今回、被災地のほうにボランティア活動に行ったそうです。主催団体がNPOのファミリー・リカバリー・センターというところで、東北から青森市と郡山市の生徒が10名で、広島県広島市のほうに1週間程度行って来たということであり、子どもたちも非常にやりがいを持って作業に当たったと。その写真も何度かいただいたのですが、96歳の方が、なかなか重機が入らない環境で一生懸命やってくれて非常に助かったというところと、気持ち的にも非常に勇気づけられたということがあったそうです。

本市でも今、各地の被災した場所にボランティア活動へ行く、また、一般の市民の方も多く向かわれていることだと思います。その際に、どうしてもボランティアの方が行くのは土日が中心になるものですから、その手続等でどのような流れになっているのかお尋ねしたいと思います。

被災地支援等のボランティア活動に係る有料道路の料金無料措置について、現状の対応状況をお知らせください。また同時に、被災地支援等のボランティア活動に係る有料道路の料金無料措置に係る今後の課題は何かお示しください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 館山委員の被災地支援についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、有料道路の料金無料措置についての御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

災害派遣等従事車両、いわゆる災害ボランティア車両につきましては、料金を徴収しない車両を定める告示第3号に基づきまして、被災県からの要請によりまして、有料道路の管理者が無料措置を講じているところであります。

ボランティア従事者が、この無料措置を利用するに当たりましては、被災地の災害ボランティアセンター等からの受け入れ承認を受けました上で、都道府県または市町村の防災担当窓口におきまして、災害派遣等従事車両証明書を発行してもらい、これを有料道路の料金所で提出することになっているところであります。

本市におきましては、県を通じて被災県からの被災地支援等に係る車両の有料道路の無料措置が講じられることとなった旨の通知を受けました場合、災害派遣等従事車両証明書の発行事務を行っており、発行に当たりましては、ボランティア従事者の現地入りが迅速に進むよう、土日・祝日にかかわらず対応しているところであります。ただし、土日・祝日については、事前に御連絡をいただいた上で申請して

いただくようお願いしているところであります。

続きまして、有料道路の無料措置の対応の課題についての御質疑にお答えさせていただきます。

災害派遣等従事車両証明書への記載事項といたしましては、1つに、通行年月日。2つに、通行区間——入るインターチェンジとか出るインターチェンジ。それと3つに、車両番号。4つに、発行番号と発行者の職・氏名・印が必要でありまして、災害ボランティアセンター等からの受け入れ承認のほか、これらの内容を確認して証明書を発行しているところであります。

また、証明書につきましては、NEXCO東日本などの各高速道路株式会社が管理する有料道路ごとに、災害派遣従事車両1台につき通行1回当たり1枚を提出するものでありまして、料金を精算する料金所ごとに必要となりますので、走行経路——向かう場所によりましては複数枚必要となる場合があつて、発行に時間を要することもあります。

ボランティアの従事者の皆さんからは、被災地の災害ボランティアセンターからの受け入れ承認を受けなければならないことや、走行経路によっては災害派遣等従事車両証明書を複数枚取得しなければならないことなど、手続が煩雑だと言われていたところであります。

本市では、証明書の発行に当たりましては、有料道路の管理者が示す手順に基づき適正に実施しているところではありますけれども、このような御要望があることについて、有料道路管理者等にお伝えしてまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

確かに今回、広島のほうに向かう場合、往復で20枚程度の発券が必要だということもあり、なかなか煩雑化を防ぐというのは難しいかもしれませんが、行政の立場からボランティア意識が停滞しないよう働きかけていただきたいということを要望したいと思います。

また、そういったボランティア側のほうとしては、土日がどうしても予定的に都合がいいのは理解できますので、被災地の災害ボランティアセンターから発行する部分ができるだけ早急に、また、受け入れ体制も早急にするという意思表示も大切だと思いますので、今後引き続いて努めるようお願い申し上げて、この項も終わりたいと思います。

最後に、市営バスのドライブレコーダーの措置についてお尋ねいたします。

市営バスにドライブレコーダーを措置すべきと考えますが、お考えをお示してください。この項の質疑の意図としましては、お客様に対しての部分というよりもどちらかというところ、車が移動することによって外を映す環境が整うと、市民の安全につながるのではないかと、思っただけで、質問させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 館山委員の市営バスへのドライブレコーダーの設置についての御質疑にお答えいたします。

ドライブレコーダーは、車内・車外の映像撮影に加えまして、車体への衝撃、急ブレーキ、急ハンドル、急加速、ウインカーなどの走行データを記録するもので、路線バスへの導入につきましては、道路運行上の事故防止や安全運転教育、事故のメカニズム分析、さらには乗務員の接遇の向上を図る上で有効な手段であると認識しております。また最近では、警察庁から自動車運送事業者等に対しまして、登下校時の子どもの安全確保に関する取り組みとして、事業活動に使用する車両へのドライブレコーダーの設置と映像の提供に対する協力依頼があるなど、ドライブレコーダーは地域の防犯への用途も期待されております。

しかしながら、ドライブレコーダーを市営バスへ設置する場合、バスの正面外側に1台、左右外側に各1台、バス車内の前方に1台、後方に1台と1車両につきましてカメラを5台程度設置することが一般的であり、その設置や維持管理には多額の費用を要します。このことから、その必要性は認識しているものの、厳しい経営環境を踏まえますと、現時点では、直ちにドライブレコーダーを導入することは難しいものと考えております。

○長谷川章悦委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

今、よくテレビや特集番組など見ますとドライブレコーダーでの映像ということで、自然災害だったり、危険な運転とかの部分映し出されることを踏まえて、これは防犯にもかなり役立つのではないかと思います。この質疑をさせていただきました。

今、5台ということの内訳を聞きますと、車内の前後のほうにもつけると。乗客の方への対応等にもつながってきますので望ましいことだとは思っています。ただ、先ほど申されていた警察庁からの運送事業等に下校時の子どもの安全確保にも役立っているということを考えて、例えば、何か事故があったときに公用車や私たちの市営バス等が走っていて、その情報等が役立つのであればいいと考えたところがあります。

ちなみに、こういった外部組織へ情報を提供するような働きかけというのは、実績はあるんですか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の質疑にお答えいたします。外部への提供の実績ということでもあります。

県内におきましては、路線バス事業者がドライブレコーダーの映像データの提供につきまして、警察署と協定を交わした事例はありませんけれども、これまで、その都度の要請により映像データの提供を依頼されたことはあると伺っております。

また、他都市の状況でありますけれども、私どもが調べた範囲内ですけれども、犯罪抑止力強化のために公用車やごみ収集車などに搭載されたドライブレコーダーの映像データについて警察署に提供する協定を、自治体が警察署と締結するケースがあることは存じ上げております。

○長谷川章悦委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

例えば、今どうしてもバス事業というところでは経営が厳しいということは承知しておりますが、町に防犯カメラを設置するという観点から考えたときに、総務部のほうでつけるとか、そういうことはどうなんでしょう。例えば、柱に防犯カメラをつけるイメージで、それを市営バスに取りつけるということは検討事項に入るものですか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 防犯カメラにかえてドライブレコーダーという対応はどうかという御質疑でありました。

ドライブレコーダーは、確かに防犯効果を期待できる機能も有するものでありますけれども、車両管理者の裁量もありまして、防犯カメラの用途のためだけに設置するということは今考えておりません。

また、防犯カメラにつきましても、設置によって犯罪の発生抑止が期待されますことから、的を絞って設置していくというのは効果的でありますものの、不特定多数の住民を撮影するという部分もあります。そういう人権の部分のおそれもありますことから、設置につきましては慎重な対応が必要であると考えているところであります。

○長谷川章悦委員長 館山委員。

○館山善也委員 急な質疑で申しわけございませんでした。

さまざまな理由があるかと思いますが、市民の安全にはかえられないところもあると思います。また、交通部においても、5台までいかなくともできる範囲の中で検討することを要望して、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○長谷川章悦委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時45分からといたします。

午後3時13分休憩

午後3時45分再開

○長谷川章悦委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、館田瑠美子委員。

○館田瑠美子委員 日本共産党の館田瑠美子です。

高齢者福祉について質疑してまいります。

9月6日に行った私の一般質問において、特別養護老人ホームの待機者数と施設整備計画を示していただきましたが、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第7期計画は、特別養護老人ホームの待機者が解消される計画となっているのかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 館田委員の特別養護老人ホームの待機者の解消についての御質疑にお答えいたします。

市では、高齢者が可能な限り住みなれた地域において安心して自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアの取り組みを加速することとし、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第7期計画を策定したものであります。

この第7期計画では、基本方向の一つとして介護サービスの充実を掲げ、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るほか、要介護者等のさまざまなニーズを踏まえ、必要な施設・居住系サービスの整備を進めることとしており、特に施設整備に当たっては、地域包括ケアを推進するため、地域との結びつきを重視した地域密着型サービスの充実を図ることとしております。

第7期計画では、平成29年5月1日現在の特別養護老人ホームに入所を申し込んでいる在宅の待機者132人を解消するため、定員29人の地域密着型特別養護老人ホーム4施設の整備を進めることとしております。これら待機者を解消するためには、地域密着型特別養護老人ホームは5施設必要となるものでありますが、計画策定時の平成30年1月に1施設が開設されたことを踏まえ、第7期計画での整備数を4施設としたものであります。

なお、第7期計画では、給付と保険料のバランスや保険料負担の公平性を勘案しながら、介護保険料基準額の急激な上昇を抑制し平準化を図るため、平成30年度に2施設、平成31年度に1施設、平成32年度に1施設を公募し、順次整備を進めていくこととしております。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ただいまの御答弁では、在宅で特養に入りたいと待っている人は132人ということでした。

9月6日の一般質問のときは、145名とたしかおっしゃったと思いますけれども、13名ぐらい入所できたのでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

私、今、132人と申し上げましたのは、平成29年5月1日現在の数となっております。ですので一般質問でお答えした時点では、平成30年の5月1日現在ですので、その分の開きとなります。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 そう変えないでくださいよ。一般質問において平成30年の数を示していただいたなら、今も同じ数を言ってください。

では、今もやっぱり在宅では145人待機者がいるということだと思わなければならない、それで今、福祉部長が言った整備計画ではこの在宅の待機者さえも解消できない、そういう計画になっていると思うんです。

在宅以外でも他の施設にとりあえず入って、そして特養があくのを待っている人だとか、入院中の人なんかもあるから全体では739人、特養に入りたいと希望して待っている人がいる、そういう青森市の現状をしっかりと認識していただきたいと思うんですけれども、特養ホーム入所希望者がなぜ多いのか、特養ホームの必要性をどのように認識していらっしゃるのか、福祉部長の認識をお伺いいたします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。特別養護老人ホームの必要性の認識の件であります。

特別養護老人ホームは、寝たきりや認知症のため日常生活において常時介護を必要とし、在宅介護が困難な方の入所施設であると認識しております。高齢者やその家族にとって必要な施設であると認識しております。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 今、福祉部長がおっしゃったとおりだと私も思っています。ですから常時介護が必要な人だとか、在宅生活が困難な人たちが、しかも単身の高齢者とか家族の介護負担の重さなどから申し込みしているのになかなか入れないというこの待機者問題は、とても深刻だとしっかりと認識していただきたいと思います。

そこでお尋ねいたしますが、要介護1、2の人でも特例的に入所対象者となることのできる場合がありますが、それはどんな場合かお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。要介護1、2の特例入所を利用できるのはどのような場合かとお尋ねです。

特例入所とは、介護老人福祉施設——特別養護老人ホームになりますけれども、新規入所者は、要介護3以上の高齢者が原則となっております。要介護1または2の高齢者であってもやむを得ない事由があつて、居宅において日常生活を営むことが困難な場合に特例的な入所を認めることがあります。

その具体的な例といたしましては、認知症や知的障害、精神障害等により日常生活に支障を来すような症状や行動等が頻繁に見られるような場合とか、あとは家族等による深刻な虐待が疑われること等により心身の安全・安心の確保が困難である

ことなど、さまざまな項目によって認められる場合があると理解しております。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 それでは、今、福祉部長が説明したやむを得ない事情があると判断するのは誰で、入所を認めるのはどこかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。特例入所を判断するのは誰かとのお尋ねです。

特別養護老人ホーム等の入所の決定の判断につきましては、青森県介護老人福祉施設入所指針に基づきまして、その各施設に設置された入所検討委員会が行うこととなります。その入所検討委員会の構成員であります。施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門員、その他の者で、その指針に従って委員会の中で決定するという運びになります。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 その委員会の中で入所も決めて認めていくということですね。

では、次の質疑に移りますが、訪問介護の生活援助のケアプランの届け出の義務化について伺いますが、ケアプランはどのようにして策定されるのかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。ケアプランはどのように作成されるのかとのお尋ねです。

ケアプランは、要介護者等がサービスを適切に利用できるよう介護支援専門員が利用者や家族等の希望、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて作成される計画であります。

ケアプランの作成に当たりましては、まずは本人及び家族との面談によってその問題点や生活に対する意向を伺い、それをもとに介護保険で支援できる援助の方針を決めることとなります。支援するサービスを決めた後、本人、家族、サービス事業者など支援にかかわる全ての関係者による担当者会議の場で支援について確認を行い、本人から同意を得られたものがケアプランになるものであります。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 この生活援助によって辛うじて在宅でのひとり暮らしが可能になっている、成り立っているという高齢者は少なくないと思うんですね。私は一人一人必要な回数も違って当たり前だと思っているんですけども、厚生労働大臣が定めた介護度別の回数があるそうですが、それより回数が多いケアプランは届け出て地域ケア会議にかけられることになりましたが、この地域ケア会議の構成メンバーを示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。地域ケアプランの届け出の

際の地域ケア会議のメンバーについてのお尋ねです。

このケアプランの検証を行う地域ケア会議につきましては、自立支援、重度化防止、地域資源の有効活用の観点から、多職種による議論が行われることが重要であると国から示されております。

このことから、地域ケア会議のメンバーにつきましては、介護支援専門員、社会福祉士、理学療法士、作業療法士など介護及び医療の専門分野の方を想定しているところであります。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 先ほど福祉部長が言ったように、利用者、利用者の家族の意向を聞いて、ケアマネジャーがつくったケアプランを今言ったような多職種の人たちが利用者不在の場で妥当かどうかチェックしたり、不適切なサービスでないかと、例えば要支援の人の場合は、サービスからの卒業を強制する場になっているというところもあるそうです。ケア会議にかけられたくない、ケアマネジャーみずからがサービスを抑制するプランをつくらざるを得なくなるのではと、今すごく危惧されています。

また、事業者自体が回数制限を決めてしまうということも考えられます。そうなれば、必要な生活援助を受けられなくなる人が出てくることになっていくと思うんです。地域ケア会議は10月1日から実施されることになるとは思いますが、青森市ではどのように実施しようと考えているのか示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。ケアプランの届け出について、本市ではどのように実施していくのかのお尋ねです。

まず、ケアプランの届け出につきましては、平成30年度の国の制度改正に伴って実施するもので、利用者の自立支援、重度化防止等の観点から一定回数以上の生活援助中心型の訪問介護をケアプランに位置づけた場合に、そのケアプランについて市町村への届け出を義務づけ、市町村は地域ケア会議の開催等により検証を行って、必要に応じてケアプランの内容の是正を促すものであります。

ただ、このケアプランの趣旨というのは、あくまでもそのケアを受ける方の自立に向けた、どういうサービスが適切なのかという部分を、多職種の方がその専門的な見識から意見を述べ合って是正していくというふうに考えておりますので、一律的に制限をかけるための制度とは捉えておりません。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 一律的に制限をかけることがあってはならないと私は思います。「認知症の人と家族の会」という団体がありますが、この団体は、生活援助の利用制限は認知症の人が地域で暮らすことを困難にし、認知症対策として国が定めた新オレンジプランにも反すると強く批判をして、撤回を求めています。

ひとり暮らしの認知症の方でお薬を飲んでいらっしゃる方などについては、訪問回数が多

くなるのは当たり前のことだと思うんです。それを是正指導と称して回数制限をしたり、見守り支援を生活援助でなく身体介護に位置づけるとなっていけば、報酬単価が高くなって、利用者にとっては負担がふえて、利用回数を減らすことになる、減らさざるを得なくなるのではないかと。

ですから、先ほど自立支援と重度化防止に向けてこの地域ケア会議をやってケアプランをチェックすると福祉部長はおっしゃいましたけれども、重度化防止どころか、かえって悪化させることになるかと今多くの人たちが心配しているところです。

それと専門家も、淑徳大学の鏡諭教授という方は、介護保険制度の理念や枠組みに照らしても、利用者とケアマネジャーとの間の契約で成り立っているサービスに、保険者——自治体がどの程度介入できるのかと、やっぱり慎重な対応が必要になると指摘をしています。

ですから私は、この地域ケア会議はサービスの抑制の場にするのではなくて、せっかく介護の専門家が集まっているわけですから、例えばケアマネジャーだけでは解決できない困難事例など、そういうことを相談したり解決する、そういう場にしていくべきだと考えますが、福祉部長はどうでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。地域ケア会議がさまざまな困難事例に対処すべき場となるべきではないかというお尋ねかと思えます。

これまでも、地域包括支援センターが中心となって地域ケア会議は開催しており、その地域ケア会議の中ではさまざまな困難事例に対して、多職種の方が集まった中でさまざまな御意見をしながら、より適切なケアプランにつなげていくという活動をしてきております。

今回のこのケアプランの点検については、先ほどから申し上げているとおり、自立支援に向けてよりよいサービスが何であるのかということ、専門家の方々の意見をいただきながら進めていくものと理解しておりますし、先般、高齢者福祉審議会の中でもこの議論がされたときには、認知症とか精神障害等の症状が出ているさまざまな事情が当然としてあることから、その部分も含めてきちんと専門家の方々で見なければいけないという御意見も出ておりましたので、そういう意向もちゃんと踏まえながら進めていきたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 必要でサービスを受けているわけですから、ぜひその実態をしっかり把握して、一律的に制限をするような、そういうことのないようにしていただきたいと思えます。

次に、利用者負担助成制度のことなんですけれども、社会福祉法人による利用者負担助成制度を本市でも行っていますが、社会福祉法人以外の事業所のサービスを利用したくても助成を受けられるようにすべきではないかと私は思っているんです。負担の公平とよく言いますが、そうであれば、他の施設のサービスを利用した人も

助成を受けてしかるべきだと思います。

私よくこういう話を聞くんです。御近所の方など周りを見ると、比較的元気な方がデイサービスに通っていて、介護が本当に必要だと思われる人が利用していないと。今の介護保険はどうなっているんだとよく言われることがあるんですけども、よその方から見れば、介護サービスを利用したほうが良いと思われる方であっても、経済的理由で利用を控えているということなのかもしれないと思うんです。こういうケースもこれからふえてくるのではないかと心配されます。

平成15年の8月に一定以上の所得の負担が2割に引き上げられましたけれども、この2割負担の人の3.8%が利用を減らしたり、中止したとされています。ですから船橋市では、在宅サービスを利用する低所得者の利用者負担の一部を助成して経済的負担を軽減しているんです。

船橋市の助成制度の特徴をちょっと紹介しますが、利用者負担の40%の軽減が受けられる点と、収入認定の幅が広く基準以内であれば一定の預貯金があっても対象となる点だとか、対象となるサービスが訪問介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、訪問入浴、訪問リハビリとか各種の介護予防サービスなど26項目に上っています。

わずかな年金から、いや応なく毎月介護保険料が差し引かれてしまうのに、利用するときは、あなたは要支援だからとか、あなたは要介護でないからといって利用することができないというような状況があるわけです。そして特養に入りたいと思っても、特養はいつもいっぱい待機者がいる状態です。利用したい人が本当に利用できる介護保険にするために、やっぱり船橋市のような利用料金の負担軽減策も必要になっているのではないかと考えます。ぜひ本市でも、利用者負担の助成を考えていただくよう、これは答弁を求めても同じだと思うので、要望しておきたいと思います。

次は、認知症対策について伺います。

厚生労働省は、2025年には認知症高齢者は700万人に達すると推計しています。高齢者の約5人に1人が認知症になると言われているわけです。第7期計画をつくる際に実施した本市の調査でも、介護者が一番不安に思っていることに認知症への対応が上げられています。

そこで、本市が支援策の一つに掲げている認知症初期集中支援チームについて伺いたします。認知症初期集中支援チームは、現在青森市には幾つあるのでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。認知症初期集中支援チームが青森市に幾つあるのかとのお尋ねです。

本市の認知症初期集中支援チームは2チームありまして、市職員である保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーと市が依頼する認知症サポート医によって編成さ

れております。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 2つだけですか。いや、もっとあるのかと思っていました。

最近、認知症サポート医という肩書を目にすることもありますがけれども、青森市にはこの認知症サポート医は何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。認知症サポート医が青森市に何人いるのかとのお尋ねです。

ちょっと情報が最新ではありませんけれども、平成 30 年 3 月現在で青森市内には 14 人いらっしゃいます。ちなみに、青森県内にはトータルで 66 人という状況になっております。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 では、もっと認知症初期集中支援チームというのはもう少しできていいのではないかなと。私はこのチームの活動というか仕事はすごく大事ななと思っているんですけれども、この支援チームはどのように支援を進めていくのか、支援の流れについて説明してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。認知症初期集中支援チームの役割というか仕事の進め方というお尋ねです。

認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる方や認知症の方で医療・介護サービスを受けていない方などを対象に、家族の同意を得て心身の状態や生活状況等の観察、評価を行った上で、認知症に対する適切な治療や介護サービスにつなげ、自立生活のサポートを行うチームであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 では、この支援チームの支援する期間とかは決められているのか、費用についてはどうなのか、その 2 点について。費用と期間です。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。まず支援期間、あと費用とのお尋ねです。

まず、支援期間につきましては、おおむね 6 カ月程度で考えております。

経費ですけれども、支援チームが行う支援に関する経費については無料となります。しかしながら、支援対象者が適切な医療や介護サービスにつながった場合に、それにかかる経費についてはその方の自己負担という形になります。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 これまでの実績を示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。これまでの実績とのお尋ねです。

本市における初期集中支援チームの支援実績は、1件となっております。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ではまだまだこれからということですね。ぜひ力を入れて進めていただきたいと思います。

今、多くの高齢者は医療保険だとか介護保険の負担に、もう生活が圧迫されると本当に強く感じております。介護保険制度創設時の厚生労働省の老健局長を務めた介護保険の生みの親とまで言われた堤修三氏は、保険料を納めた人には平等に給付を行うのが介護保険制度の大前提なのに、財務省の給付抑制路線はこの前提が崩れ、団塊の世代にとって介護保険は国家的詐欺となりつつあると、ここまで言っています。

今の介護保険制度は、毎月介護保険料を払っているのに利用したくても利用できない制度になってしまっています。待機者をなくすために施設をふやせば介護保険料の値上げにつながり、行き届いた介護を提供するために介護士やヘルパーさんの処遇改善を図ろうとしても、保険料にはね返ってくると思えば改善もできない、そういう制度になっています。こういう矛盾だらけの制度になっているのに、超高齢化社会になれば介護の必要な高齢者——認知症高齢者がふえ、介護サービスを使う人がふえていくのに、介護サービスの利用がふえれば保険料を上げなければならないと。こういう制度には私は未来はない、そう思っていますし、そう思っている人がふえてきています。

超高齢化社会を迎えて、介護施設や地域包括ケアシステムを充実させていくと市はよく言いますけれども、必要な財源がなければそれもなかなかできないわけですし、私は、必要な財源を国が保障するよう求めていく必要があるのではないかと考えていますがどうでしょうか。国庫負担の引き上げを求めていくよりないと思いますが、市の認識をお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。国庫負担の国の割合をふやしていくべきではないかとお尋ねです。

市といたしましては、ことしの5月の中核市市長会におきまして、保険料の上昇を抑える対策など制度の見直しを行うこと、また、平成30年6月の全国市長会におきましては、低所得者に対する利用料の軽減、国の責任において抜本的な見直しを行うことという要請行動に参加しているところであります。

○長谷川章悦委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 超高齢化社会という中で、皆さんから介護保険料をもらってとか、徴収してやっている制度ですので、この堤修三氏が言うように、きちんと保険料を納めた人には平等にサービスを利用できるような制度にしていくために、

ぜひもっと国は力を入れていただきたいと思うし、やっぱり国庫負担がふえるまでには私は一般会計からの繰り入れなどもして、施設入所も在宅での介護サービスでも本当に必要な人が利用できる、そういう本市の介護保険事業にしていきたいと強く要望して、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑をいたします。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 18 分散会

2日目 平成30年9月19日（水曜日）午前10時開議

○長谷川章悦委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、工藤健委員。

○工藤健委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブ、工藤健です。

3点質疑いたします。

まず最初に、市の定型業務へのRPA導入についてであります。

RPAは、ロボットによる業務自動化と言われまして、人が端末上で行う定型業務を自動化して業務の効率化を図るツールでありますけれども、設定した手順に従って動くソフトウェアで、24時間365日稼働できてパソコンでの手作業を全て自動化することも可能であります。総務省も働き方改革として、業務自動化による生産性向上を図る手段として注目をしております。

青森市の定型業務にRPA導入を検討してはどうかと思いますが、市の見解をお示してください。

次に、さんぼぼ、市民図書館利用の駐車料金についてであります。駅前庁舎2階にありますつどいの広場「さんぼぼ」、ここはゼロ歳から3歳までの子どもと保護者の居場所でありまして、子育てのストレス、あるいは疲れたときの気分転換、気晴らしに利用され、子育て親子の交流や情報交換、相談できる場所であります。

また、7階にあります青森市民図書館も、子どもを連れてお母さんにとっては親子での読み聞かせを含めて、絵本や読書を楽しむ貴重な場となっております。ただ、駅前庁舎の駐車場料金の免除は、さんぼぼと市民図書館双方を利用しても1時間、親子で来てさんぼぼで過ごし、図書館で絵本を楽しむと2時間というのはすぐにたってしまう。さんぼぼと市民図書館、つまり子どもの居場所と読み聞かせを利用した場合、駐車料金の無料は1時間ですけれども、双方とも滞在型の利用施設であります。駐車料金はそれぞれ別と考えて、2時間まで免除できないかどうか伺いをいたします。

昨日の山本委員の質疑と重なるところもありますけれども、青森市の子育ての質を問われる質疑だと思しますので、よろしく願いいたします。

最後に、GAPについてであります。一般質問で農業生産工程管理としてのGAP認証の現状、これは了解いたしました。認証前提ですと、必要な時間あるいは費用を含めてハードルが高いと思っておりますけれども、この農業生産工程管理を進めるという意味自体にとっても貴重なものがあると思っております。特に新規就農者、若手の農

業者など、次世代を担う人たち、一定規模の農業者など、改めてGAPについての市からの働きかけ、説明、周知を進めていただきたいと思いますと思いますが、お考えをお示しくください。

以上3点、よろしく願いいたします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）工藤委員からの市の定型業務にRPA導入を検討してはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

RPA——ロボティック・プロセス・オートメーションにつきましては、委員から御紹介もありましたけれども、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するものであり、作業にかかる時間を短縮化し、労働時間の圧縮を図ろうとするものであります。

本市では、これまで住民記録、税、福祉等の基幹業務システム及び財務会計、文書管理等の内部情報システムを導入しておりまして、一例を挙げますと、個人住民税における年税額増減による納税通知書、更正決議書、宛名封筒の印刷業務。また、住民異動届け出における本人の意思による届け出確認のための受理通知送付業務。また、職員給与における時間外勤務手当の申請・集計業務などの業務にICTを活用し業務をシステム化し、定型業務の自動化による処理の効率化・省力化を図り、一種のRPAに取り組んできたところであります。

今後であります、市としては、引き続き他の自治体によるRPA活用事例や効果及び新たな情報通信技術の動向等も踏まえながら、業務の効率化と費用対効果を見きわめつつ、RPAについて研究してまいります。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）工藤委員のアウガ利用者の駐車料金免除についての御質疑にお答えいたします。

アウガ駐車場及び青森駅前公園地下駐車場は、市役所駅前庁舎に用件のある方につきましては1時間まで免除とし、さんぽぼや市民図書館等のアウガ内公共施設利用者につきましても別途1時間免除しているところです。また、アウガ地下の市場や周辺の店舗で買い物をされた場合も、購入額に応じまして駐車場利用券も発券しており、市役所窓口や公共施設を利用したことによる駐車料金免除とあわせて利用していただいているところです。

アウガ駐車場及び青森駅前公園地下駐車場利用時の駐車料金につきましては、1つに、バス等の公共交通機関利用者との公平性を図る必要があること。2つに、公共交通機関の利用促進を図っていること。3つに、他の市営駐車場との整合性を図る必要があること。4つに、周辺駐車場を営業する民間事業者への配慮が必要であることなどのことから、アウガ内公共施設を複数利用した場合でも、1時間を限度に免除しているところであり、免除時間の延長については現在のところ考えており

ませんが、アウガ駅前庁舎につきましては、青森駅が近接し鉄道を初め市営バス等を利用しやすい環境にありますことから、これら公共交通機関を御利用いただきたいと考えているところです。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）工藤委員のGAPについての御質疑にお答えいたします。

市としては、一般質問で工藤委員にお答え申し上げましたように、GAPへの取り組みは、安全・安心な農産物の生産や労働環境の安全の確保、さらには経営の改善に効果があるものと認識しております。このため、これまで周知を図ってまいりました認定農業者等の対象者に加えまして、農業経営及び栽培技術の習得を目指し農業振興センターが受け入れている研修生など、新たな農業の担い手となる方に対しても説明するなど、さまざまな機会を捉えGAPの有用性や必要性について、積極的に周知してまいります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

では、定型業務へのRPA導入についてであります。現在も情報システム含めてある種のRPAを導入しているという答弁でしたが、RPAのメリットと言われているのは、まずは人件費のコストダウンというか、3分の1から10分の1になる。かなり画期的です。あと24時間365日自動で動きますので、スピードアップが可能である。あとアウトプットが正しい。そして大規模なシステム開発が要らないというメリットがあります。その対象業務は先ほどいろいろと挙げてもらいましたが、それ以外にもデータの複数システムでの自動入力であるとか自動抽出もあります。あとエクセル関係のものはほとんど自動化できる。あとメールの自動配信とか、報告書、資料の自動作成、本当に多岐にわたる範囲で対応業務があるということです。

青森市が導入した情報システムである程度効率化を図っているということでありますがけれども、例えば導入前と導入後の導入効果というのはどのようにはかられているのかお伺いします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 工藤委員からの再度のお尋ねにお答えいたします。これまで導入してきて削減効果などの効果はどうなっているのかというような御趣旨だったと思います。

これまでの本市におけます基幹業務システム及び内部情報システムの導入に当たりましては、行政サービスの向上、業務の効率化、システム全体最適化などを目的として、効率的な業務実施に資する業務プロセスの見直しやシステム間のデータ連携などを行って、自動化できる処理も考慮しながら構築してきたところです。

これら一連の構築業務におきましては、システムの対象業務が多岐にわたりますことから、個々の業務について詳細に作業時間の削減効果などの検証は行っていません。

○長谷川章悦委員長 工藤委員。

○工藤健委員 情報システムは特にそうですけれども、やはりある程度、削減効果の数値が見える化する必要はあると思います。でない、とても効率がよくなったとか、それが人員にどうあらわれているとか、いわゆる作業の時間がどうなったとか、それをきちんとつかまえておくというのは、それが評価につながりますので、大切なところだと思います。もしこれからやられるとしたらぜひお願いしたい。

実は、奈良市も70億円をかけて大規模な情報システム化をしています。その後にRPAを導入をしましたが、そのRPA導入によってさらに対象業務の80%の時間短縮ができた。そういう数字が出ていて、職員自身が大きなインパクトを感じたと言っております。あと加賀市も、従来多数の臨時職員を雇って短期間に処理していた業務が、帰宅するときにキーをポンと押すと、翌日朝には全てでき上がっていて、そのことに職員がカルチャーショックを感じたというぐらいのものであります。特にRPAについてはつくば市で実証実験が代表的に行われておりますけれども、その導入につなげている効果含めてどのように青森市では考えるかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 工藤委員からの再度のお尋ねにお答えいたします。つくば市での導入効果をどう考えているかというような御趣旨のお尋ねだったと思います。

つくば市では、昨年NTTデータグループとRPAを活用した定型的で膨大な業務プロセスの自動化共同研究を行っておりまして、当該研究の実績報告書によりますと、つくば市の市民税課の新規事業者登録や電子申告の印刷作業等の全5業務にRPAを導入し、結果として3カ月で約116時間の業務時間が削減され、また市民窓口課の異動届け受理通知業務にRPAを導入し、結果として3カ月で約21時間の業務時間が削減されており、導入前と比較して約8割の時間削減がされるという効果が報告されております。また時間の短縮のみならず、他の業務に時間を当てることで業務全体の効率化に資すると報告されているところです。

今回つくば市がRPAを活用して改善した業務につきましては、本市ではこれまでのシステム化の取り組みの中で既に実施されており、同様の効果を得ているものと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、市としては業務の効率化と費用対効果を見きわめつつ、引き続きRPAについて研究してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

つくば市は、全国の中でもこのRPAを全面的に取り入れるという実証実験を

行ったということでは、ある意味では一番最初の自治体になります。

ほかにもその動向を踏まえて、市や県のレベルで実証実験を行って導入をしている自治体が今確実にふえておりますので、既存の情報システムでは手の届かない部分、そういうすき間のところをシステム化していくと。いわゆる複数のアプリケーションのインターフェースであるとか、あと業務と業務の間に取り残された手作業を自動化するということですので、一定の効果はもちろんあると思っています。

一般質問でも指摘がありましたけれども、なかなか残業が減らない中では業務効率化を進める体制づくりには効果が期待できると思います。ぜひ進めていただきたいと思いますが、特に大きな費用を必要としないシステムでもありますので、まずはパソコン1台から始めるという、その拡張性も可能だそうです。

現代のIT技術というのは本当に日進月歩でありまして、先ほども答弁の中で都市の動向をという言葉がありましたけれども、そういうスピードの時代ではもうないと思うんです。ですので、起業・創業を前面にスタートアップ事業を進めている青森市でありますので、さらにやはり既に進んでいる自治体と並行して研究するぐらいの進取性は欲しいなと思います。

これから煩雑な事務処理はRPAに任せて、その先にはAIというのがあるんですけれども、人でなければできない住民サービスを、職員の皆さんが進めるという時代になってまいります。ぜひお願いというよりも、市の職員の皆さん、あるいは市民の皆さんのためにも取り組みを要望いたします。これはこれで結構です。ありがとうございました。

次に、さんぽぽ、市民図書館利用の駐車料金ですけれども、公共交通機関利用者との公平性であるとか周辺の駐車場への配慮、公共交通をできるだけ利用してもらうことも含めてとありますが、さんぽぽと市民図書館というのは、これは目的が明確に異なります。そして大事なのは、子育て支援の一つであります。特にさんぽぽの場合はゼロ歳から3歳というくくりがありますので、そういう小さい子どもを連れて公共交通機関を利用してというのは、利用する方もいると思いますが、なかなかちょっと厳しいかなと。車で来て屋内続きで、屋内の中でそのまま市民図書館、さんぽぽを利用できるということになりますので、周辺の駐車場への配慮ということもなかなか当たらないのかなと思います。

さんぽぽの利用状況につきましては、きのうの答弁で伺っております。広さが1.6倍になって、利用する方が1.8倍になったと。8月までの利用者は2万1000人を超えているということですのでありますから、1つお伺いしますが、さんぽぽの平均の滞在時間というのはわかるものでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。工藤委員のつどいの広場「さんぽぽ」の平均利用時間についての御質疑にお答えいたします。

ことし8月につどいの広場「さんぽぽ」を利用した親子2724人を対象に調査した

ところ、1回当たりの平均利用時間は1時間16分となっております。

○長谷川章悦委員長 工藤委員。

○工藤健委員 1時間16分、駐車場の往復を考えれば約1時間半ぐらいですね。

あと、さんぽぼを利用するゼロ歳児の子どもと保護者の割合というのはどのぐらいなのか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。ゼロ歳児の割合とのことです。

平成29年につどいの広場「さんぽぼ」を利用した子ども1万388人のうちゼロ歳児は3032人で、割合としては29.2%という形になっております。

○長谷川章悦委員長 工藤委員。

○工藤健委員 約3割の方がゼロ歳児だということです。

次いでもう1つ伺いますが、市民図書館の児童書コーナー、読み聞かせの利用状況というのはどのようになっていますか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 おはようございます。工藤委員の図書館で実施しておりますおはなし会の参加状況についての御質疑にお答えいたします。

市民図書館では、毎週金・土・日の3日間、親子向けの読み聞かせを行う「おはなし会」を開催しております。それぞれ3つ事業がありますけれども、金曜日は、ゼロ歳児から3歳児とその保護者を対象とした「おひぎにだっこのおはなし会」。土曜日は、3歳から小学校低学年と保護者を対象とした「たのしいかみしばいのじかん」。日曜日には、ゼロ歳児から小学校低学年、あと保護者を対象とした「わくわくおはなし会」というのを開催しております。お尋ねの参加人数につきましては、3事業合わせまして、平成29年は1年間で147回の開催で2001人の参加者がありまして、1回当たりは13.6人となっております。また平成30年度は8月末時点ですけれども、64回の開催で965人の参加者、1回当たり15.1人であります。

○長谷川章悦委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

図書館の利用については、この「おはなし会」はもちろんそうですけれども、それ以外に子どもと2人で絵本を読み聞かせしているという風景もまま見られますので、利用の仕方はさまざまあるんだと思います。

最近の発表で、出産後1年間に亡くなった女性の死因の一番が、自殺、いわゆる産後鬱と言われております。さんぽぼを利用するゼロ歳児の子どもと保護者も全体の3割といますから、相談機能もあって、いろんな交流もできるこのさんぽぼというのはとても貴重な場所なんだと思います。特に転勤されて来た方というのは孤立しがちなので、こういう場所がありがたいという声を聞いております。

きのうの質疑にもありましたけれども伺います。

利用者のアンケートということで、きのうお話がありました。その中に、いろいろ広がったとか、時間の延長で利用しやすくなったという答弁はありましたけれども、要望はどのような要望があったかわかりますか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。市民意見がさまざまあって、その中の要望はどういうものがあるのかとのお尋ねです。

ちょっと今手元に資料を持ち合わせておりませんが、私が記憶してる限りだと、いわゆる子どもを連れてきたのはいいけれども、駐車場の料金が1時間だけでなくてももう少し長ければいいというような意見もありました。

○長谷川章悦委員長 工藤委員。

○工藤健委員 幾つか要望はほかにもあると思いますけれども、やはり一番多いのは駐車場の利用についての要望です。特に引き合いに出されるのが、弘前市のヒロロなんですけども、あそこは3時間まで無料ということなんですね。ですので、そういうこともよく言われるということです。

どうでしょうか、青森市の子育て支援の水準を示すということとちょっと大げさですけども、ゼロ歳から3歳を連れてきたお母さんがストレスなく時間を潰せるというか、子どもと一緒に利用できる環境づくりというふうに考えていただきたいと思います。

聞き取りはしていませんが、福祉部長にお伺いしますけれども、例えば市民図書館で読み聞かせをして、その後さんぽぼにやってきた親子がさんぽぼで過ごした時間の駐車場料金の免除を受けられないということについて、どうお考えでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

アウガ駐車場及び青森駅前地下駐車場利用時の駐車料金については、先ほど総務部長がお答えしたとおり、公共交通機関利用者との公平性を図る必要性、また周辺駐車場を営業する民間事業者への配慮等もありますし、あと駅前庁舎近隣の商業施設においてさんぽぼと同じように親子が交流できる子どもの遊び場を有料で提供してる民間施設もあります。それらに配慮する必要もありますことから、現時点では免除時間の延長については考えておりません。

○長谷川章悦委員長 工藤委員。

○工藤健委員 対象がゼロ歳から3歳というのがさんぽぼなんですね。ですので、とても小さい子どもたちです。その子どもたちをお母さんが連れてくる、さらには産後の精神的にもある程度負担がかかる時期のお母さんが、いろいろな相談も含めてやってくる方が多いという中では、やはりできるだけその環境をきちんと青森市がケアしてあげるといのがとても大事なんだと思います。少子化対策の中にはさまざまいろんな要因があって、この子育て対策というのもあります。その考えられる要因を一つ一つ丁寧に課題として解決していくことで、多分成果が生まれてくるんだと思いますので、青森市が子育てに対してどのように考えるかという一つの指

針にもなると思います。ぜひ前向きに検討していただくよう強く要望いたします。

最後に、GAPについてであります。農業生産工程管理とありますけれども、農家の経営力強化ということも含めてこのGAPの実践——本来であれば、認証まで進めていただければいいんですけれども、ぜひその考え方を広く農業者の方にこれからは伝えていっていただければと思います。

実は、農林水産物については、世界的な基準、標準が今あります。その中では品質管理、資源管理という意味で、まだ日本はおくれをとっていると言われていています。農業全体に広く認証GAPを普及するということは、逆に日本に入ってくる農産物に対しても認証GAPを要求できるということになるので、ある意味では食の安全保障にもなることなんですね。ですので、今後は国内に流通する農産物についても、食品の安全も含めて品質管理、さまざま第三者認証が当たり前になる時代というのがこれから確実にやってくると思います。その中で、いわゆる日本の農産物の安全保障という意味で、GAPをこれから進める準備をする、その内容を農業者の方にも広く知らしめていくというのが大事だと思いますので、ぜひ進めていっていただきたいということを申し述べて質疑を終わります。

ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

私は、1つだけ質疑させていただきます。「あおもりシャトルd eルートバス『ねぶたん号』」についてです。

「あおもりシャトルd eルートバス『ねぶたん号』」は、主要な観光施設や交通拠点を巡る二次交通として、利便性の高い運行方法を検討するため、ことしの7月21日から8月19日までの30日間にわたって通常運行ルートのほかに実証実験運行として、浅虫水族館や昭和大仏といった市内東部方面をめぐるバスを運行しましたが、その利用者数や事業の収支などの運行結果についてお知らせください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員からのねぶたん号の実証実験運行についての御質疑に答えいたします。

青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の実証実験運行につきましては、7月21日から8月19日までの30日間、東ルートとして青森駅前から浅虫水族館前までの区間で1日当たり15便、また、西ルートとして青森駅前から三内丸山遺跡前までの区間で1日当たり20便の内容で運行したものであります。

実証実験期間中の利用実績といたしましては、西ルートの利用者数が1万1818人、東ルートの利用者が3435人、合計で1万5253人でありました。

また、事業の収支につきましては、西ルートと東ルート合わせて、約1119万円の運行経費に対し、運賃収入が約274万円でありました。

観光客の二次交通を確保するための事業として、必ずしも収支均衡となるものではありませんが、西ルートの利用者数が、前年度同時期である7月、8月の実績を上回るなど、東ルートの実証実験運行との相乗効果が見られたものと考えております。

○長谷川章悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

西ルートの利用者数が多いというのはことし初めてやったのではなくて、今までもやっていたことなんです。それと観光拠点や交通拠点をめぐりためではなくて、市民の中には市営バスよりもバス賃が安いから、単に買い物等で利用する人がいるからということもお聞きしています。

また東ルートとも相乗効果が見られたものと考えているようですが、利用したい人は、例えばフェリーで来た人とか、新幹線で来た人の側から見ると、東ルートの始発は新青森駅やフェリー埠頭にしたいほうがいいのではないかとという声もあります。相乗効果とするなら、むしろ東西ルート一本化が利便性がよいものではないかと私は考えます。

次に、今回の実証実験の結果については、バスの運行収支以外にもルートバスを運行したことによる、観光客の滞在時間や観光消費額の増加、さらには観光客によるSNS、例えばツイッター、フェイスブックなどでの情報発信効果なども含めてトータルで、その成果を評価すべきだと考えますが、市は今回の実証実験運行の成果について、どのように考えているのかお示しいただきたいと思えます。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

事業の収支につきましてルート別に分析をいたしますと、西ルートは通年運行にかかる経費を30日間に換算した額が約265万円なのに対し、運賃収入は218万7353円でありました。一方、東ルートは854万640円の運行経費に対しまして、運賃収入が55万2677円でありました。東ルートにつきましては、30日間という短期間の運行でありましたことから、単価が割高となっていることに加え、わかりやすい料金設定とするため、運行距離の短い西ルートと同額の料金としたことから西ルートと比べ運行経費と運賃収入の差が大きくなったものと考えておりますが、東ルートにおきましても、実証実験実施期間を含む7月、8月に、昭和大仏、浅虫水族館などの観光施設におきまして、市営バスも合わせたバス乗降客数が前年度を上回る結果が得られたところであります。

今後アンケート調査結果も含めた分析を行い、青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」につきまして二次交通として、より効果的な運行方法を検討してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 東ルートでは、昭和大仏でバスに乗り切れない便も何回かあった

と聞いておりますし、市営バスも合わせて乗客数が前年度を上回る結果だったということで、本当によかったと思っています。

今回、SNSなどでの情報発信は青森市ではなかったようですが、私お聞きしたところによると、例えば黒石市の青荷温泉は数年前より、フランス人の個人客がすごくふえている。弘前城を見て、その帰りに青荷温泉に行くと。やっぱり、その情報発信、SNS効果だと思います。青森市も考えていくべきではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、これからアンケート調査結果も含めた分析を行うとのことでしたが、実際に東ルートに含まれるある観光施設の方のお話を伺うと、ルートバスの運行効果もあって、外国人観光客の方が選ぶ青森県内の観光スポットランキングの中で、その観光施設が県内で1位に選ばれるなどという効果があったとのことです。これから行われる市の運行結果の分析に加えて、こういった東ルートの関係者の声も参考にしながら、ぜひ来年度も、ねぶた祭期間を含む東ルートの運行を続けるべきだと思いますが、市の考えをお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ねぶたん号の実証実験運行につきましては、新たに浅虫温泉や昭和大仏など、インバウンド、訪日外国人観光客にも人気の高い観光施設を経由する東ルートを試験的に運行したところであります。

今後の具体的な運行ルートにつきましては、今回の実証実験運行結果を分析いたしまして、青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」について、二次交通としての利便性が高い運行方法を検討してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 よろしくお願ひいたします。

青森県が公表している平成28年の観光入り込み客数の統計によりますと、本市の月別の観光入り込み客数は、ねぶた祭が開催される8月が88万7000人で1年の中で一番多く、次いで多いのが10月の65万人となっています。

10月といえば、八甲田、奥入瀬、十和田湖の紅葉の時期で、国内外から多くの方がこの青森県を訪れています。過去には、青森市の観光課が事務局をしている八甲田振興協議会が秋の紅葉シーズン限定で、市中心部から八甲田山雪中行軍遭難資料館を経由をして、田代高原や城ヶ倉大橋をめぐるシャトルバス運行をしたことがありますが、この八甲田を巡るシャトルバスとシャトル・ルートバスねぶたん号を連動させ、秋の観光ハイシーズン限定で第二次交通網を充実させたらどうかと思います。ねぶたん号の東ルートは、合浦公園から次の目的地である青龍寺に向かうため、戸山地区を経由して行くんですが、例えば、戸山周辺や青龍寺にねぶたん号と八甲田シャトルバスの乗りかえ可能な結節点を設けて、市中心部から結節点まではねぶたん号が運行を担って、そこから八甲田方面は八甲田振興協議会のシャトルバス、

浅虫方面はそのままねぶたん号に乗車というぐあいであれば、お互いに相乗効果や経費の節減が見込まれるのではないかと思います。

かつての八甲田シャトルバスのコースを見ますと、八甲田山雪中行軍遭難資料館、幸畑墓苑が最初の目的地になっていましたので、戸山周辺とは位置的に近接していますので、かつての八甲田シャトルバスのように市中心から出発するよりは、時間的にもコストの面でも大分違うのではないかと思います。八甲田シャトルバスの運行時間や経費が節減できれば、以前は1日にコースを1回回る設定だった八甲田シャトルバスも循環するようなことも考えられるのではないのでしょうか。

このように、秋の観光ハイシーズンにも期間限定の取り組みとして、ねぶたん号の東ルートに八甲田地区の二次交通を組み合わせ、青森市内の観光二次交通網を充実させていただくことを検討していただきたいと思いますが、市の考えをお示しいただきたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

八甲田振興協議会で運行しております八甲田紅葉バスなどの青森市内から八甲田地区へのシャトルバスにつきましては、運行日や運行時間が限定されておりますことから、路線バスであるねぶたん号と接続して利用することは難しいものと考えておりますが、小豆畑委員御指摘の観光の二次交通という観点から、ねぶたん号と他の公共交通機関との連携につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 私たち7月に、八甲田山雪中行軍遭難資料館、幸畑墓苑に行ったときに個人の観光客の方も来ておりました。それで、十和田のほうに向かいたいのだけれどもということ、私たちが団体のバスを利用していたものですから、どこまで行くんですかと言ったら十和田湖まで行くと言うんですね。なかなか公共交通のバスが来ないものですから、あと何時間あるだとか言っていたので、本当は乗せていきたかったんですけども、私たち途中から別なほうに行くものですから、乗せることができませんでした。そのときに、資料館の方も「ねぶたん号がここに来てくればいいのか。何ぼも入って来ないですぐ来れるんだよな」と言っていたので、そのことをお伝えしておきます。

それから近所には、これから観光シーズンの青森観光りんご園もありますよね。ぜひりんご摘みの体験なども、その中に加えていただければということをお願いして終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○長谷川章悦委員長 次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 新政無所属の会の小倉尚裕です。私は今回、農業、そして教育、この2点についてお聞きいたします。

まず最初に、農業についてお聞きいたします。

まず先般、台風第 21 号、ちょうど被害もそんなになく過ぎ去りました。しかし、いろいろ生産者、今の現状、リンゴの値段も高く、そして引き合いも多く、非常に好調であると。ここ数年の上げ潮というのが非常に今のリンゴ産業を支えています。

まず、今回の台風第 21 号、この被害の状況をお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 小倉委員の台風第 21 号のリンゴの被害状況についての御質疑にお答えいたします。

市では、9月4日の夜半から9月5日朝方にかけて、強い勢力を保ったまま台風第 21 号が本県付近を通過したことを受け、5日朝から、県東青地域県民局との連携により、市内のリンゴ園地——浪岡地区 24 園地、青森地区 6 園地、計 30 園地を調査いたしました。

その結果として、樹木 1 本当たり果実 500 個で算出した平均落果率は、浪岡地区では 0.9%、青森地区では 1.4%、全体で 1.0%、また、落下しなかったものの、枝にすれたり果実同士がぶつかり合い、傷がついたリンゴがどれだけあるかを示す損傷率——これは樹木 1 本当たり果実 100 個で算出したものですが、浪岡地区では 0.5%、青森地区では 1.8%、全体で 0.8%という結果でありました。

市といたしましては、今回の台風は大型ということもあり、果実の落果等の被害が心配されたところですが、浪岡地区、青森地区とも軽微な被害状況であったものと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず先般の台風第 21 号、これは「りんご台風」と言われた台風第 19 号とほぼ同じようなコースをたどっていた。したがって、あとはちょっとした風向き、その違いが場所によって非常に大きな差を示しています。ちょうど日本海を通過する台風というのは南向き、そして南西の風が吹いてくる。これは、通常のパシフィック側を通る台風とは、やはりコース、風向きが違うので、どうしても防風網等は通常、そのような太平洋側を通るコースに向けて設置されているという状況があります。したがって、このような台風第 19 号の再来と言われた台風には、非常に生産者の方も心配をしたと思います。

ちょうど南向き、南西向きというのは、浪岡地区ではそんな園地が多くない。幸いその面というのは、そんなに多くない地域です。大阪ではいろいろ物が飛んでいる状況がありましたけれども、あのよう、台風第 19 号の際には浪岡地区の東部りんごセンター、ここでコンテナ——リンゴの箱なんですけれども、こういうのがその当時は空を舞っていた、本当にコンテナが空を舞っていたという状況でした。まさしく木にそういうコンテナが引っかかっている、したがってほぼ壊滅であった。ちょうどコースは同じであったけれども、その風の強さが違っている。リンゴは 10

メートルから 15 メートルで落下すると言われていました。

それで今、農林水産部長のほうから約 1% というお話がありました。これはやはり南西向き、南向きの多い弘前市とか、そして平賀地域、このような地域は南西向きの斜面、いわゆるアップルロードと言われる道路は、ちょうど南西を向いている園地が多い地域です。したがって、こういう地域は 5% を超える、ある意味では 8%——1 割という被害の場所もあったと聞いています。

それで、最も大事なのはやはり落下したリンゴです。これが、ある意味ではまだ加工に回れるつがるとかきおうといったリンゴの品種なので、主力のふじ、そしてこれからいよいよ収穫を迎える早生ふじのひろさきふじといった主力のリンゴの前のリンゴでした。それで問題は、今のひろさきふじです。こういうリンゴというのは、やはり皮がやわらかい。秋の収穫のふじというのは、皮もある程度かたくて日持ちをする。中生種であるこのひろさきふじというのは、品種改良で早くできる分、皮がやわらかいという現状です。したがって、このような傷を受けたリンゴは、今、農林水産部長のお話ではそんなに数が多くないというお話もありましたけれども、当然これから実が大きくなってくれば、この傷がだんだん見えてまいります。

質疑ですけれども、台風第 21 号で傷のついたリンゴというのは、リンゴを加工、ジュースとなってしまうと、当然落下したリンゴと同じような価格になってしまい、何百円になってしまう。しかし、これがある意味で物として売れるのであれば、これは当然何倍もの商品価値が出てきます。この傷がついたリンゴ、食べるには全く支障がないんです。したがって、このようなリンゴを市として何らかの形で販売する、生産者支援として生果用のリンゴとして販売の機会を——青森市はさまざまなイベント等がありますので、こういうものを支援していくべきと思いますが、市の考えをお示しくください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 小倉委員の再度の御質疑にお答えいたします。

市では、これまで降ひょう・降霜等の自然災害によりリンゴの被害が発生した際には、被害果実の販売等さまざまな支援策を講じてまいりました。

現時点におきまして、損傷を受けたリンゴの被害率については、先ほど申し上げましたように軽微な状況と考えておりますが、損傷を受けたリンゴは今後、リンゴの表面に症状があらわれてくることも考えられ、生果での販売ができなくなる可能性もあります。そのため、青森農業協同組合等との関係団体等と連携を図りながら、まずはその被害等の情報収集に努めてまいります。

また、損傷したリンゴの生果販売につきましては、市で事務局を担っているあおもり林檎販売促進協議会が市産リンゴの販売促進等を目的に毎年 11 月に開催しておりますりんご大市、これを活用して、まず販売支援を行っていくこととしておりますとともに、今後、青森農業協同組合と連携し、さまざまな機会を捉えて生果での販売支援について検討してまいります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 そのような機会を捉えてさまざまな機会で支援をしていただきたい。やはり私が望むのは、当然、この傷のついたリンゴというのは、青森市浪岡地区だけではない、津軽一体が最も多いんです。浪岡は本当に少ないほうです、これは斜面の関係で。したがって当然、弘前市、平川市、黒石市、このような大規模のリンゴ産地を抱えている市町村、たくさんあります。こういう地域を、ぜひ青森市が——青森市が最もこのような販売の機会が多いと思います。したがって青森市が他の市町村——当然、そうなってくれば農協中央会、全農とのタイアップという形になっていくと思うんですが、例えば青森市の青森農業協同組合、浪岡地区のリンゴにとらわれず、ぜひその動きを津軽全域に進めていただきたい。青森市が、このような販売を行いますのでぜひ津軽地域のリンゴも販売しますというような機会を行っていただきたい。最も大きな消費地というのは、この青森市です。弘前市、平川市、そして黒石市、この津軽地域を合わせても、やはり人口でいっても青森市には遠く及ばない。したがって、このような販売というのを青森市がぜひトップリーダーとしてリードしていただきたい。それによって本当に浪岡地区が青森市となってリンゴを牽引していくという立場になるんだと思います。

通常、例えば弘果弘前中央青果株式会社——弘前市の市場があります。浪岡のリンゴと弘前市のリンゴ、岩木山麓等のリンゴを比べたときに、どうしても800円前後の差があります。当然、ある意味でA級というのは、弘前市のアップルロード近辺、そして相馬地区といった昔から歴史のある販売のルートを持っている地域、これは間違いのない一級品です。浪岡地区というのは、何でリンゴが小玉かということ、やはりこの地形の関係、気温の関係、そして面している斜面の関係で、どうしても小玉のリンゴが多い。でも、小玉だということは日持ちをするということなんです。長谷川委員長のほうがリンゴをつくっているのだからきっと詳しいんですけども、30年くらい前、浪岡農協で80万箱生産した。したがって100万箱を目指そうというので、さまざま計画した時期がありました。そしてその当時は、南津軽郡の中では間違いなく浪岡地区のリンゴの生産はトップであり、そして黒石市等よりも多かった時代があります。まあ、弘前市は300万箱近い、また全く規模が違うんですけども、そういう面で浪岡農協が集荷する量が、その地域でも弘前農協に次いでいる時期がありました。それは浪岡地区のリンゴが小玉だけれども非常に日持ちをする。やはりA級のリンゴは、A級の一級品で売るところがあります。でも例えば2番手のリンゴであっても、それはこの地域の2番手なのであって、日本で考えれば全くの高級品です。最高級ではない、でも日持ちをする高級リンゴです。このリンゴをぜひ生かしていただきたい。青森市としてリンゴ産業を牽引していただきたいと思います。これは要望にさせていただきます。

次は、タウンミーティングについて。

ちょうど先般、タウンミーティングが8月8日、10日、29日に浪岡地区、東部地区、西部地区の農業者を対象にして行われました。私も8日の浪岡地区開催のタウンミーティングには参加させていただきました。

その中で何点か出たものについて、リンゴについては先般一般質問で聞いたんですけれども、残った部分でちょっとお聞きしたい部分があります。

まず、「攻めの農林水産業」のタウンミーティングにおいて今、ため池がいろんな意味で注目されています。ため池は、ため池を管理している水利組合があって、そして水利組合がその水を農業用水等に活用しています。しかし今現状、ため池がどうしても埋まってきています。したがって、当初の計画の水量よりもかなり保管する水量が少ないというのが現状です。

そこで質疑なんですけれども、ため池の土砂の堆積により十分な農業用水が確保できない場合、しゅんせつが必要になるという場所がきっと市内でも多いんだと思います。その点について、市の考えをお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 小倉委員の再度の御質疑にお答えいたします。

ため池は、農業用水を安定的に供給することを目的に水をためておく施設で、青森市には青森地区62カ所、浪岡地区54カ所、合わせて116カ所のため池があり、委員御案内のように主に土地改良区及び水利組合などが草刈りや軽微な補修、日常の維持管理を行っております。

ため池のしゅんせつにつきましては、土砂の堆積状況や貯水量、堤体や堤体周辺の管理状況及び農業用水の利用状況等を調査し、貯水能力低下の原因を分析しながらしゅんせつの必要性について判断することになります。その結果、ため池のしゅんせつを行うことになった場合には、貯水能力の根本的な回復を図るという観点から、ため池全体のしゅんせつが必要となり事業内容も大規模となりますことから、基本的には国・県の補助事業を活用して実施することになります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず今、基本的なため池について農林水産部長からお話がありました。

今、西日本豪雨で多くのため池が決壊して、広島県、岡山県、このような地域で大きな被害が出ています。そして浪岡地区においても平成24年、大板橋ため池——我々は五本松のため池と言っているんですけれども、これが決壊しました。決壊したため、ため池の水が下流に流れました。たまたま下流に民家がなかった、そしてちょうど高速道路があります。高速道路が東日本大震災の津波の防波堤になったように、ちょうど高速道路が防波堤になって決壊した水がとまりました。したがって大きな被害にはならなかったんですが、当然下にあった田んぼとかは埋まってしまいました。浪岡地区には、下流に民家がたくさんあるため池があります。そして、

このため池のしゅんせつは、今、農林水産部長がお話ししましたが、青森地区が 62 カ所、浪岡地区が 54 カ所、計 116 カ所あるというお話です。

それで、今回の西日本豪雨で被害が多かった現状を踏まえ、国からため池の緊急点検をするという通達が出ているはずですが、本市の点検の状況をお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 小倉委員の再度の御質疑にお答えいたします。

ため池の緊急点検につきましては、国が平成 30 年 7 月に西日本を中心に広範囲かつ長時間にわたり大雨が続き、各地で大きな被害が発生したことを受け、被害状況の迅速な把握及び応急対策の実施並びに事前の防災・減災対策に取り組むため、全国の農業ため池について緊急点検を 8 月末までに行うよう、7 月 31 日付で通達したところです。

市では、この通達を受けまして、8 月 6 日から 8 月 29 日にかけて、ため池を管理する土地改良区や水利組合等と連携し、ため池下流の住家や公共施設に被害が生じる可能性のある青森地区 18 カ所、浪岡地区 28 カ所の合わせて 46 カ所のため池について、堤体や取水施設などの導水の有無や施設の破損状況など 18 項目について、目視による緊急点検を実施いたしました。

その結果、安全性が疑われる施設の破損や変状は確認されなかったところでありまして、その旨を速やかに県を通じて国に報告したところです。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 国の通達があつて 8 月末までに点検を行ったと。いろいろ今、国も防災というのが最も大きな政策課題であります。浪岡地区では五本松の大板橋ため池が決壊しました。私どもも見に行つて、ふだん思っていない、ため池というのはこんなに水量があつて、決壊した際には土砂がこのように流れていくというのを間近で見て、本当に改めて水の怖さというのを実感しました。当時も、県議会でも議論があつて、モグラの穴とかネズミの穴が結構——頭首工だけではなくて、ため池の外壁に結構穴があいていると。これはちゃんと調査しないとだめなのではないかということが決議されて、さまざま浪岡地区でも調査したという当時のことを覚えております。

それで、やはり今回の決壊の様子を見て、高速道路近辺の五本松地区はそうでもないんですけども、野沢地区というのはため池が連続しています。場所によっては 5 つ、6 つくらい連なっています。この地域にはため池があつて、道路があつて、下に民家があります。したがつて、決壊すれば恐らくこれは本当に大惨事になるというのが当然、想像されます。浪岡区長も想像されますよね。したがつて、国もまず今回はそういう指針を出しました。当然、国はこれからさまざま——国が今行っているのは、防災と国土強靱化、例えば強靱化における橋の整備、建てかえもあるんでしょうし、補修もあるんでしょう。そういう防災上のものというのが公共事業

の中心になっています。

本市でも、このように五本松のため池が決壊した、点検をしたと。それを踏まえて、防災の面で市としてどのような対策を行っているのかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 小倉委員のため池の防災対策についての御質疑にお答えいたします。

ため池の防災対策につきましては、平成 27 年に農業用ため池の中から受益面積 2 ヘクタール以上で、下流に人家や病院、学校等の重要な公共施設があり、決壊時に甚大な被害を与えるおそれがあるため池について、ため池ハザードマップを作成しております。対象となったため池は、青森地区 6 カ所、浪岡地区 17 カ所の計 23 カ所となっており、決壊した場合の浸水想定区域、浸水の深さ、到達時間及び最寄りの避難施設等のほか、避難に役立てていただくための情報を記載しております。また、ハザードマップの周知につきましては、平成 27 年に浸水被害が想定される青森 8 町会、浪岡 13 町内会の計 21 町会・町内会の各世帯に毎戸配付しているほか、市ホームページでも公表しております。

市としては、今回の平成 30 年 7 月豪雨でのため池の決壊を踏まえ、今後もため池ハザードマップによって、地域に潜む危険性の把握や水害への備えなどについて活用していただけるよう、その周知に鋭意努めてまいります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはり洪水というのは、なかなか青森市においては桜川、堤川といった川の関係で地域によってはありますけれども、流域の関係でそんなに洪水とか大きな被害というのは想定がないのかもしれませんが。それは地形上、山から出てくる流域の関係がそんなに——例えば、津軽地域の白神から岩木川が流れ、最後に十三湖まで流れていく、あのような全ての河川が入っていくという流域の洪水というのはきっと想定がないんだと思います。浪岡地区では昭和 51 年、浪岡川が氾濫しました。浪岡地区の 3 分の 2 が浸水した。うちの小倉食堂のところも胸まで水が来ました。浪岡駅からちょうど浪岡庁舎があるんですけれども、やはり駅というのは土を盛っていてそのような洪水でも、あのように川があっても駅は浸水しなかった、残っていました。旧浪岡町役場もやはり土を盛っていて、あのときあそこも全く浸水しなかったんです。あのときはそうですね、浪岡区長。うちの店は本当に胸まで水が来ました。ほぼ商店街が全滅しました。これを踏まえて農林水産省の東北農政局が浪岡ダムの建設を行いました。ダムを建設するというので、浪岡に農政局はあったんですけれども、その専門の管理課を持ってきて浪岡川のダムを建設しました。それが今の浪岡川です。これはいろんな関係で緊急を要しました。したがって、多目的ダムではなくて農業用ダムとして——農業用ダムというのは、一度水を全部干してしまう。水を底までなくします。したがって、しゅんせつしなくても泥がた

まっていない。通常の多目的ダムというのは常時水が入っている関係でやはり泥がたまりやすい。この農業用ダムというのは、そういう面では一度全部水がなくなるのでしゅんせつの必要がそんなにないとあります。でも、去年から浪岡ダム、そして浪岡川流域が今、東北農政局の工事が始まっています。浪岡川の頭首工、浪岡地区の女鹿沢地区、常盤地区、そして板柳地区、3カ所の頭首工の工事をして、そして最後に本体の浪岡ダムの工事に入ります。これも今、頭首工が終わって、いよいよ本体のダムの工事に入る予定になっています。

このように、防災というのはこのように半世紀に一度、実際に起こることです。したがって私は、このため池、改めて今の西日本豪雨等でため池とか洪水等を見ていて、浪岡地区はため池が連なっている。これは全く今まで考えていなかったけれども、国も当然、これに着目しています。したがって、市としてもぜひ適時適切に情報を捉えながら、この防災、ため池について検討していただきたいと思います。ため池についてはこれで終わります。

それでは、ちょうどタウンミーティングで出ました農業用水です。

これは、今回出たのは大杉地区の農業用水というお話でしたけれども、当然農業用水は、この地域に限ったことではないです。施設の老朽化が進み破損している。草刈りや泥上げという維持管理が高齢化によって非常に難しくなっています。中には、青森市を見れば、U字溝も入っていない素掘りの水路等もあります。やはりそういう老朽化している、そして整備されていない区間もあり、草刈りや泥上げなどの維持管理が非常に難しくなっていると聞いています。これについて、市の対応をお聞きいたします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 小倉委員の再度の御質疑にお答えいたします。タウンミーティングでのお話は、大杉地区ということが出ましたので、そちらの大杉地区のお話をさせていただきます。

大杉地区の水路について現地調査をした結果、水路が整備されている区間と整備されていない区間が混在しておりまして、整備されている区間では、施設の老朽化から土どめ柵の裏側に空洞ができている箇所や、柵が転倒している箇所が見受けられ、整備されていない区間におきましても、一部で土砂が崩れ用水が流れにくくなっている状況でありました。

水路や農道の整備につきましては、整備面積や事業量が大きい場合は基本的に国の補助事業を活用することとしております。また、補助事業の要件を満たさない規模の小さい箇所につきましては、市が単独で行う農業基盤改良事業において、緊急性や施設の重要度、広域性などについて総合的に判断し整備を行うこととしております。このほか、農家がみずから行う小規模な水路、あるいは農道などの部分的な補修・修繕につきましては、農業土木工事支援事業において工事資材を支給するほか、農家の地域の方々が行う農地、水路、農道の維持管理活動を支援する国の多面

的機能支払交付金の推進に努めております。

大杉地区全般にわたる水路等の整備につきましても、面積が約 50 ヘクタール、水路延長が約 2000 メートルと規模が大きくなりますことから、将来の効率的な農業環境を確保するためにも、圃場整備事業による水路及び農道等の一体的な整備に取り組む必要があるものと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 当然どの地域でも、特にこの青森地域を見れば非常に田んぼが多く、そして今、区画整理事業を盛んに行っています。また、そういう区画整理を行った地域を見ても、道路がある面で舗装になっていない場所もあつたり、水路が非常に狭い水路であつたり、私ども旧南郡等の地域から見ますと、非常にそういう面での整備がおくれていると思います。というのは、例えばリンゴでしたら、道路が舗装されていない砂利で穴があつたと。それがリンゴを集荷して運んでいたときに、穴があつて、どんと軽トラックが穴にがくつといただけでリンゴに傷がつきます。それで商品価値が下がります。したがって、農道の整備は必要なんです。それは商品の価値を守るために整備が必要なんです。最後に圃場事業、区画整理事業を聞くんですけども、その前に、やっぱりそういう面でもいろいろな整備というのが未達成の部分が多いのではないかと思います。

それで今、資材について、例えばU字溝、廃材等含めて農業土木工事支援事業の資材の活用を進めているというお話がありました。これは、都市整備部の長井都市整備部理事のほうにもお願いしたいんです。例えば今、水路の整備、そしてU字溝の入れかえ、側溝の整備の際には、以前はそのようなU字溝等を保管していました。したがって、先ほどあつた多面的機能支払交付金を活用するに当たって、そういう資材の購入をしなくても、古いものでも十分なのでそれを活用するということことができました。しかし今、このU字溝、側溝というのを撤去する、入れかえる際にはマニフェストで、これを廃棄するとなっています。したがって、以前のように古いものを活用するというのができなくなっています。先ほど農林水産部長からあつた多面的機能支払交付金制度は、いろいろな環境整備として、地域の方がこの地域では、こういう側溝が必要で幅がどうだとか、曲がり角がどうだとか、その地域でなければわからない環境整備を行っています。こういう方々が最も必要なのは、本当は今言った資材なんです。資材の提供があれば、自分たちで自分たちの中で工事を行っています。都市整備部理事、これはマニフェストで廃棄というのが基本になっているんですよね。私も浪岡事務所のほうに聞きましたら、以前はあつたけれども今はほとんどないんですと。でも、黒石市はいろいろ土地改良区等との話し合いの中で、やはりそのようなU字溝とか側溝は保管してあります。これは今度、土地改良区の関係になってくれば浪岡だけではないです。浪岡川は土地改良区ですので、浪岡地区、藤崎町、板柳町、そして五所川原市とこのような関係で土地改良区になってい

きます。浅瀬石川の土地改良区となれば、黒石市、平川市、そして藤崎町と広域になってきます。こういう面で、資材の活用、この多面的機能支払交付金、本当に細かいところに手が届くというのがありますので、ぜひこのようなU字溝、側溝というのに活用できるのであれば活用していただきたい。そうなれば、財政のほうでも活用できるものは活用するんだと。まあ、マニフェストで廃棄するというのも確かに今——産業廃棄物、解体となればマニフェストに全部入っているんですけども、使えるものは使うという形を残していただきたいと思います。これは要望です。

それでは最後に、このタウンミーティングの中での圃場事業について質疑いたします。

タウンミーティングでは、大杉地区に限定した農道、そして水路の整備の要望に伴って圃場事業の話がありました。今回はこの圃場事業の関係で、地域を特定せず浪岡地区の圃場事業の再整備という視点で質疑したいと思います。

青森地区では新規整備要望のある中で、いろいろまだまだ圃場事業を進めていきたい場所があるんだと思います。土地の利活用、そして農地としての資産価値を考えれば、当然この圃場事業というのはこれから農業にとって最も必要だと思います。そして、特に青森地区においては市街化調整区域という問題があって、その土地の利活用というのが非常に難しいんだと思います。浪岡地区は市街化調整区域というのではないので、あくまで農業委員会のほうでこの土地が農地であるか、また宅地であるか申請をして判断をするというので非常にわかりやすいんです。青森地区はこれに市街化調整区域の問題があって、非常に難しい部分があります。したがって、そういう面でも圃場事業によって優良農地というのがどういう場所で、そして土地を今後——圃場事業をすれば、第一種農地としてあくまで農業としてでなければ利用できない、それを宅地に変更するとか、雑種地に変更していずれということはないわけです。そういう面で、青森市においてもこの圃場事業というのをどういうふうに行っていくのかということは、農業だけではなくて土地の利活用を含めてやはり大きいんだと思います。

浪岡地区では、圃場事業を昭和30年代から行ってまいりました。今はだんだん一反歩区画が一町歩区画になり、ともすればもっと大きい区画整理というのも行われています。このように圃場事業というの、将来の農業環境を確保するためには圃場事業の再整備というの、検討するべきだと思うんですが、これについて市の考えをお示しくください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 小倉委員の浪岡地区の圃場の再整備についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区では、委員御案内のように、昭和30年代から昭和50年代にかけて圃場整備をした地区が多いため、水路は土水路となっている箇所が多く、泥上げや草刈りなどの維持管理に多くの人手が必要となっております。また、農道については、

幅員が約2メートルから3メートルとなっておりまして、農業機械の大型化に対応できていない状況にあります。

市といたしましては、今後農家の高齢化が進む中、将来へ良好な農地を継承していくためには営農環境の向上が必要であると考えており、一般の圃場整備と同様に、圃場の再整備についても今後推進していく必要があるものと考えております。

圃場整備事業の推進に当たりましては、農地を所有する農家の事業同意と事業費の一部負担が必要となってくることから、まずは地域の方々に圃場整備事業に関心を持っていただくため、要望があった地域につきましては、圃場整備事業による農地整備の概要、準備活動から事業実施までの進め方についての説明会を開催しております。

浪岡地区の圃場の再整備につきましても、地域から要望があった場合には、これら説明会等を通じて地域の合意形成が図られるように努めてまいります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ぜひそのように進めていただきたいと思います。農業、特に稲作に関しては、大規模にやっている方は今、非常に景気がよいと。昨年も米が非常に高く売れ、今はさまざま飼料米等もありますけれども、小規模の兼業農家と大規模農家とはある面で大きな差が出ています。当然、青森市内においても大規模にやっている方は、いろいろ国の制度を先取りしながら、そして民間の経営能力を活用してさまざま契約をしながら進めているんだと思います。ぜひとも米についても、市として整備するものについては整備する後押しをしていただきたいと思います。農業については、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

次は、教育問題。青森市いじめ防止対策審議会の報告書についてお尋ねいたします。

まず、いじめ防止対策推進法、これはいじめを背景とした自殺等の痛ましい事件が繰り返されるという危機感から、平成25年に法が制定されました。しかしこの中で、遺族、家族という一番の当事者にもかかわらず、それまでは裁判以外で事実が明らかにされていない。そういう真実を知る手段がなかったということ踏まえて、組織を設けこれを調査するという仕組みを設けました。そして、そういう中で平成29年3月には、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを国が公表し、第三者委員会において適切に調査されるよう、そのあり方が示されています。したがって今回、教育委員会にいじめ防止対策審議会の答申がなされ、今さまざまそれについて議論があるんだと思います。

私は、基本的に平成28年8月25日、葛西りまさんがみずからの命を絶った。やはりこの事実は決して忘れてはいけない。自分の身に置きかえて、自分の子どもが14歳、中学2年生でみずからの命を絶ったとなれば、家族からすれば、あのときこうすればどうにかなったのではないか、あのとき何とかこうすればという思いが常

にあるんだと思います。私も個人的に葛西さんとは以前からおつき合いがあって、葛西さんとお話する中でも、自分の今やっている行動というのは、自分ができなかったことを悔やむ思いでやっていると、そういう思いだと思うんです。でも、浪岡地区においても、ある意味でこの事件は早く忘れたい。浪岡地区にとって、この事件は忘れたいというのは当然あります。でも、やはりこの事件が実際にあったということ、これは決して忘れてはいけないものだと私は思うんです。今、当時の学年の生徒が高校1年生になっています。したがって、ある意味でだんだんそういうものから遠ざかりたいという気持ちの子どもさんも多いんだと思います。私も加害者と言われる家族の方、親族の方もたくさん知り合いがいます。当然、長谷川委員長も浪岡にいれば、葛西さんのほうの関係の人も親戚もみんな覚えているし、加害者と言われる人もみんな覚えています。でも、これからもみんなここに住んでいくんです。やっぱりこれからもここでみんなで暮らしていくんです。私は、まず前提はここにみんなで暮らしていく中で、じゃあこの問題がどういう答申があって——審議会はあくまで答申です。教育委員会がまず第三者委員会に答申をお願いして、答申が返ってきました。例えば、私どもの特別職報酬等審議会は、市長が報酬等審議会に答申をお願いする、そして、報酬等審議会での報酬についてどうあるべきかというのを答申する。あとはどうするかというのは、当然市長の判断であり、また市長が判断してそれを条例にする際には、今度は議会の判断になってきます。したがって、私は議会としてこういう議論を避けてはいけないという思いで、今までこの件について携わってきました。

まず教育長に、今回の青森市いじめ防止対策審議会の報告書について。青森市いじめ防止対策審議会の報告書の提言では、学校と地域・家庭との連携についてどのように示しているのか。そして、青森市いじめ防止対策審議会の提言を受け、教育委員会では学校と地域・家庭の連携について、今後どのように対応していくのか。

そして、浪岡地区学校支援連絡協議会、これはどのような役割を果たしていくのかお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 小倉委員の青森市いじめ防止対策審議会の報告書についての3点の質疑に順次お答えいたします。

まず初めに、報告書の提言の中で学校と地域・家庭との連携のあり方についてどのように示されているかという御質疑ではありますが、報告書の提言では、地域、保護者との連携について、1つには、児童・生徒の人間関係の広がりや踏まえ、いじめ防止対策委員会を学内で組織し運営するだけでなく、いじめ防止等の目的のもと、保護者との連携はもとより、地域団体等の関係機関との連携をふだんから図っておくこと。2つには、保護者から寄せられる児童・生徒の様子について注意を払うとともに、学校での言動や様子について保護者に積極的に伝えること。3つには、いじめ防止対策にかかわる取り組みについて、日ごろから保護者と教員が合同で勉強

会をしたり、情報交換をしたりすることができるような場を設けるなど、人間関係の醸成に努めることなどが示されております。

次に、教育委員会として学校と地域・家庭との連携についてどのように対応するかという御質疑であります。教育委員会といたしましては、学校と地域・家庭との連携を推進するために、1つには、学区内の小・中学校が連携し学校課題を解決することを目的に、PTAや学校評議員、健全育成に係る団体等から成る連携協議会を組織すること。2つには、学校から子どもの言動や様子が保護者に適切に伝えられることで、保護者は、子どものささいな変化を学校生活と結びつけて考えることもできることから、学校が把握した子どもの変化をいじめ防止等対策委員会の中で協議し情報共有するとともに、その内容に応じて、学級担任を含めた全教員で役割を分担し、迅速かつ確実に保護者に伝えること。3つには、学校、保護者及び地域がいじめの認知の仕方やSNSの使い方など、いじめについてともに学んだり、意見交換をしたりする合同研修会を実施することなどについて、各学校を指導していくこととしております。

3つ目の質疑であります。浪岡地区学校支援連絡協議会の役割についてお答えいたします。

浪岡地区学校支援連絡協議会は、地区の7つの小・中学校とそのPTA、さらには子どもの健全育成にかかわる団体等が一堂に会し、子どもの思いやりの心の醸成やいじめ防止等対策に資するため、各学校の学校運営や地区の教育活動について意見等を出し合いながら、地域に根ざしたよりよい学校をともにつくっていくという役割を担っているものであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まずこの報告書は、約100ページにわたって葛西りまさんがいじめを受けたという事実、確認したものを載せています。確かに名前等は黒塗りで伏せていますけれども、これを読んでいく中で本当に心が痛む、誰しもがきっとそうだと思うんです。本当にこういう事実があったのかと思います。思春期の子どもというのは、いろんな面で思いもよらない行動をする。例えば、人を傷つけるというのは、ある程度大人であれば遠慮をするんでしょうけれども、やはりそういう形ではない、人を傷つけるということを意識しないでやっているということが、この100ページにわたっている。そして、葛西りまさんが追い詰められていく様子を何度読んでも、本当にいたたまれない気持ちになってきます。それで、これを作成するに当たって委員の方は、この裏づけと言える調書作成のために聞き取りを行ったと。したがって、加害者と言われている子どもたちだけではなくて、多くの方から当然お話を聞いています。それは時期もさまざまあったんだと思います。ある面では高校受験の前等でもあったんだろうと。でも子どもたちは、自分たちができることは何とか伝えたいという思いで、一生懸命協力をしてきたというのを私も子どもたち

の親からも聞いているし、泣きながら話している子どもの姿を見てやっぱり親も言葉が出なかったと。それで、悪いことをしていると思いながらも、やはり行ってしまった事実があります。そして、私どもの世代と違って今はSNSという形で、言った言葉があつという間に拡散されて、1対1の話ではなくて、それが全てに広がっていく怖さというのを改めて実感しました。

それでこの委員の先生方は、当然青森県には全く関係のない先生が第三者委員として、このような報告書を作成しました。私がやはり一番思ったのは、この地域よっての教育環境の違い、これを最も感じました。今、私は質疑する地域の特性についての記載があります。

事件の背景として、「浪岡地区及び中学校の特性」とあります。この中で、「浪岡地区全体及び浪岡中学校の生徒について、そこに在住する者を含め、多くの者が『がらが悪い』『問題が大きい』などの印象を持っている様子である。特に浪岡中学校については、転任してきた教員の印象となっており」と、先生方がそういうふうに思っている。「実際、5～6年前は生徒の問題が大きかったと複数の教員が述べている」。「しかし、生徒指導の対象になる行動上の問題はここ数年、大きく改善しており」と、荒れていた学校が改善しているというのは、この委員の先生も認めています。「このように浪岡地区では、子どもの行動、特に非行とされる行動に注目されてきた。そのため、この地区の商店では、浪岡中学校の生徒の非行傾向がなくなった現在でも、浪岡町内の店舗に子どもたちだけで入らない、家族と入るときも子どもはバッグを持ってはいけない、といったローカルルールが存在する」とあって、そしてこういう状況の中にあって、浪岡地区はやはり非行が多かった、確かに荒れていました。でも、「昭和38年度から学校警察連絡協議会制度がある」、「地域内の児童生徒の非行についての情報を共有し、巡回などを行っている」。そして、学校も地域も、小・中学校の児童・生徒の非行などの問題には、非常に対応していると記載しています。

まず42年前に、浪岡地区は5つの中学校が合併して1つの中学校になりました。当然、昔は5つの中学校があって、何かあれば中学校同士でいろいろ暴力行為がありました。その学校とこの学校がやっぱりけんかするというのにはありました。それが1つの中学校になって、そうすれば当然その中でのいろんなものがあつた。でも、このような荒れた学校は、学校の先生だけの力ではおさまっていかないんです。この報告書にあるように、荒れた学校、非行があつた学校というのは黙っていてその非行がなくなるわけではない。何らかの力があつて初めてそのような暴力行為、非行というのはなくなっていく。それは何でなくなつていったのか。確かに、校長先生——学務課長をやっていたらしゃった高橋学務課長が校長として、今までなかった規律を改めて構築し、例えば時間を守る、そして挨拶をする、まさしく規律というものを徹底しました。その学校の様子に伴って、当然地域も黙つていられない、何とかしたいというので、地域みんながこの非行というのをとめました。

皆さんがやっている朝の挨拶運動、学校に来るときに、みんなこの子どもかわかっていまして、よくない子どもがいれば、「おう、お父さん元気でいたか」とか声をかけたり、これは学校の先生はできないんです。子どもは先生を甘く見ていて、「先生、ここ触ってみて。すぐに教育委員会に行くから」と。本当にそういう感じでした。何かあれば、「教育委員会に行くよ、いいんだよ」と。それは先生は黙っているしかない、言葉でしかできない。でもうちは、「お前のお父さんも悪かったけれども、お前もなかなかだよな」と言って、「まあまあ、そうしないで」とおさめる。それを地域がみんなです——これは定期的に本当に荒れるんです。五、六年前はうちからすれば、まだそうでもなかった。その前のときは、学校の中を平気で自転車で走っている、トイレの戸なんて何もない。トイレの戸が、いつもつくれば壊してしまっただけで大体何もないんですよ。でも、そういう時期はどうするかといえば、やっぱりPTAとか親、地域の人がみんな、参観日ではなくても学校に行きましょうというので行きました。それでやっぱりたまっている場所もあります。ただ、浪岡というのは、どのような子どもかというのはみんなわかっています。「これはあそこのあれだ」と。そしてそれをみんなでおさめていくんです。この報告書でただ「がらが悪い」、「問題が大きい」と。でもここ数年はおさまってきたと、この一言で終わっている。そうではないんです。そういうふうになるには、どのようなことをやってきて、そうなってきたのか。ただ本当に残念なのは、まさかこういういじめという形で自殺までするとは思っていなかった。したがって、自分たちとして何かできないのかというのが始まりでした。

まず、報告書には地域の特性についての記載があります。その地域の特性を踏まえた取り組みは全く載っていない。ただ、地域として非行には対応しているとはありますけれども、そうではない。実際どういうことをやってきたのかというのが、全く審議会の先生はわかっていないと思うんです。これについて教育委員会の考えをお示してください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 数年前から学校の問題行動を立て直すために地域が取り組んできたということについてであります。報告書の中には保護者との連携は比較的記載がありますけれども、地域との連携についてはそれほど多くの字数を割いているわけではありませんが、教育委員会としては、今、小倉委員が御紹介いただいたことも含めまして、まず1つには、学校も初心に帰って学校の取り組みを見直ししたということもあります。立て直っていく段階で、学校はそれまでなかった各町会にまで学校の通信を出して情報を提供しております。それから、子どもたちの教育活動の全ての上に、地域の信頼回復という冠をつけた取り組みをしているということに加えて、先生がまずは指示するだけではなくて、例えば掃除でも先生が真っ先にその手本となって掃除をします。そのことを具体的な行動で示すというような、全く基本的な教育的指導であります。これを徹底するということが学校の

取り組みの中に新たに生まれたということです。さらにそれに加えて、問題行動や例えばいじめにいたしましても、必ずしも学校や家庭でのみ発生するわけではなく地域の中で発生することもあり、地域の皆さんが捉えている情報というものもたくさんあるわけです。そういう結果から、先ほどお話があった学校警察連絡協議会がありますけれども、そういう組織ももともとあったということもありますが、一番浪岡地区の取り組みの中で特筆すべきことは、どこの学区でもそれなりに学校も地域も家庭も問題行動の防止に向けた取り組みをいたします。今回浪岡で問題行動が減っていくという御指摘があったように、浪岡中学校の問題行動の数は、平成28年と平成29年はいじめの事案がありましたので、感度が著しく上がっていじめの数が物すごくふえていますので、これを除いた数で比べてみますと、平成20年の中ごろから比べてほぼ10分の1に減るという結果があって、このことは単に学校の取り組みだけではなくて、先ほど出てまいりました挨拶運動でも、地域の方と保護者と学校が互いに協力するというだけではなくて、同じ時間帯に同じ場所で一緒にやる、その指導の時間を共有するという取り組みが徹底されたということが物すごく大きいものがあるかと思えます。そのためには、地域の皆さんも保護者もある時間を割いて学校に協力するということが必要になりますが、それだけともに責任を分かち合うという3者の意識が醸成されたんだと考えておりますし、なおかつ一緒に同じ場所で行動することによって、報告書が保護者との部分で指摘している人間関係の醸成というか、お互いに同じ問題について解決に向かって取り組むという姿勢が共有されるようになったんだと考えております。

このことは、日常的な連携なくして緊急時の連携は成り立ち得ないというのが生徒指導の鉄則であります。それが浪岡地区においてなされていたということが大きく影響したと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 報告書では、先ほどのところは128ページ、そして164ページには、「浪岡中学校は、地域からの影響もあり、かつて非行傾向にある生徒が多く在籍していたという経緯がある。そのため、問題が暴力や非行のように激しく外に向かうものについては、様々な組織により対応がされていた」というふうに、ある面で、地域の組織力というのを報告書も認めています。そして194ページには、スクールソーシャルワーカーの活用と地域住民との連携という形で、「浪岡中学校は生徒の非行予防および対策として地域住民や各機関との連携に力を入れている。この点をスクールソーシャルワーカーと分担協働できると、教員が他の業務に取り組む時間を確保できる可能性もあると思われる」という形で、地域力というのは確かに認めています。そして、先ほどの浪岡中学校の背景、経緯として、やはり学力テストの結果でいけば、青森市内の中学校の中で比較すれば、ある面では低い点があったと。浪岡町立中学校、中弘南黒のときは、そんなに勉強、学力というよりも人間力、そ

れこそ地域として子どもを育てる人間力という形で、確かに、例えば青森市内みたいに塾とかそういうのがいっぱいあるわけでもない。学校の勉強をやってきて、学校の中の勉強で、まあ何とかいいんだらうというのもあったので、そういう面で町立だったころに比べて、やはり東青の先生方が来れば、学力が劣っているという指摘もあったとあります。そういう面もあって、昨年度はいろいろ今までにない教育指導のもと、そして父兄、生徒の意思が一本になって、高校入試では本当にかつてない成績を得ることができました。きっとみんなが集中力を持って、何かで自分たちも結果を残したいという子どもたちの思いがあったと思うんです。報告書でもこの地域力というのは認めていただいています。

そして、浪岡地区の特性——私、この浪岡地区の特性というのが非常に理解できないんですけれども、特性って何なのかなど。これを何回読んでも特性の意味がわからない。例えばローカルルール、浪岡町内の店舗に子どもたちだけで入ればだめだと。これは本当にあったんです。いじめのときに、「肝試し」と。親玉がいて、下端に「お前、店に行ってあれとってこい」と言って行かせたと。そういう時代があったんです。そうすれば、店の人もわかっているけれども、怖いので結局黙っている。何だかんだ言えば、何かあればというので黙っている。子どもたちの間では「肝試し」というので、そういうのがあったと。実際そういうのもあったときはあったんです。でも、やはりそういうのもどうやってなくしていったのか。こういうのは、一つ一つ対応していったんです。この学校警察連絡協議会、地域の方々がみんなで回って、見守って行って、そして最後にはこの3年生、葛西さんと同年代の生徒会、子どもたち全員が、万引きやめましよう宣言ということで自分たちで宣言をして、そして生徒会が今まで出入り禁止であった店を全部回ったんです。そしたら店の方々はみんな、「最近もう全然ないよ」と。「そういうのは全然ないし、もう店に入っても大丈夫だよ、気にしなくていいよ」と。ほとんど中学校の周りのお店は全部出入り禁止でした。でも、全て解除になった。ただ、1店舗だけはお店の経営方針として、だめとは言いませんけれども遠慮してほしいというお話があったと聞いています。

したがって、こういう点も黙ってなくなったのではない。生徒たちが自分たちで行動を起こしてやったんです。やっぱりこういうのは評価しないとだめなんですよね。それを、ただこういうふうにローカルルールがあったの一言で済まされる、浪岡地区の特性で終わらせる。これは、私は全く納得できない。この点についてお願いします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 店舗への入店の制限についてのお話でありますけれども、まず先ほど小倉委員からもお話がありましたが、ある意味迷惑行為があった時期があって、店舗側からの要請として入店制限があって、学校もそれに応じたという時期があります。それが数年前にあって——ただ、これは浪岡地区全体というよりも、

数店の大型店舗からの要請があって、その当時でも、その店舗以外にも入店制限をしていない大型店もあるということで、何店かからあったということであります。

その後、子どもたちは学校の教育活動の上に全て地域からの信頼回復ということで、入店制限を撤廃するために地域から信頼を得るということで、河川の清掃だとか公園の清掃、そして自分の出身の小学校に朝早く行って小学生に挨拶運動をするとかというような取り組みをする中で、地域にもその活動が浸透し、近年、生徒会の子どもたちがこれらの店舗を回って、入店制限の解除というのをお願いしたと。今、委員がお話しになった活動があったと。その場で了承したところ、それから少しおくれてそれに対する返答が来たということもありますが、そういう経過を経てこのようになってきたと。ただその中には、地域の皆さんとか保護者の皆さんからの側面からのかなりの働きかけがあったことも事実でありまして、そういう意味で、地域一体となって入店制限をしている店舗に対する働きかけが行われ、それがあある意味、ほとんどの店舗からは了承されたと受け取っております。

また、このローカルルールという用語でありますけれども、確かに報告書の中にはローカルルールと書かれておりますが、教育委員会の捉えといたしましては、特定の数店の店舗からの要請があったということで、浪岡地区全体にこれがあったというわけではないと捉えておりますし、また、浪岡地区以外でも同様の入店制限はあるわけで、必ずしもローカルルールという言葉が、そのまま意味するものとはちょっと違うのではないかと思っておりますけれども、今、教育委員会として、このローカルルールという部分をどう捉えているかと聞かれましたら、それはある特定の店舗からの要請であると考えているところであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 同じようにこの記載の中で、保健室の1時間ルールという表現もあります。これについてもちょっと見解のほうをお願いいたします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 報告書の中には、1時間ルールというのが書いてあります。確かに浪岡中学校は一時期、保健室の来室者の数が大変多くなっていた時期があったというのは事実であります。この1時間ルールというのはそもそもどういものかといいますと、これはぐあいが悪くて保健室に来てそのまま授業が終わるまでとか、ぐあいがよくなるまでそのまま2時間も3時間もベッドに寝かせておくということは当然好ましくないわけで、1時間ぐらい休んで回復しなかった場合には保護者に迎えに来てもらったり、または学校が病院に連れていくというケースもありますし、そういう意味での1時間のルールということで、何というか、保健室の養護教諭に相談に来た子どもに1時間たったから帰れと、そういうふうに機械的にこれをやっているわけではありません。同じように、1時間程度休養しても改善が見られない場合には、自宅へ帰るなり病院へ行くなりといった指導が、現在19校の中

学校がありますが、簡単に学校の要覧等を見ただけでも 14 校ほどには似たような指導があるわけで、残り 5 校についても同じような指導がなされているものだと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 地域と家庭との連携についてなんですけれども、確かに今までいろいろ非行があったと。でも、こういう問題行動が大きく改善してきたというのは、どういうところに要因があって減ってきたんだと思いますか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 まず、ただいまの御質疑は問題行動が減ってきた要因はどこにあるかということですが、1 つには、やはり学校の取り組み、基本に帰るといいますか、先ほどと少しお話が重複いたしますが、地域、各町会に対しても学校だより等を発信し、子どもの様子、例えば中体連の結果ですとか、それから資格試験の結果だとか学校の様子を積極的に学校から発信することで、情報共有が図られたということもありますけれども、もう 1 つは、保護者、地域の皆さんがある意味危機感を抱いていただいて、同じ目標に向かって、同じ時間に同じ場所で同じような行動をとると。それはそれぞれの役割でしか担えない部分もあるわけで、先ほど小倉委員がお話しになったように、学校の先生の指示に対しては素直に受け入れない子どもも、地域の住民の指示や保護者の指示に対しては、それはまた受け入れるんだという、必ずしも同じ人間から指導がされなければならないというわけでもないで、そういうことの連携が極めてうまくいったんだと考えておりますし、今後、学校運営を進めていく上では、この三者の連携というのは欠くことができない極めて重要なポイントであると考えているところであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今、教育長からお話があったみたいに、やはり連携が必要であるというのを考えれば、本当に自分たちがじくじたる思いがあるのは、こういう非行については対応してきたんだけど、今回のいじめの問題は、このような結果になってしまった。これは、自分たちがそこまで考えていなかったというのを考えれば、報告書にもあるんですけども、こういう点については教育委員会の認識とすればどうでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 報告書の中には、「非行まではいかない子ども同士のトラブルやいじめ、不登校等には、そこまで組織的な対応がなされていたかどうかは不明である」という記載がありまして、外から、例えば暴力的なものを伴うようなものに対しては機能していたけれども、いじめや不登校については十分に機能していなかったのではないかと指摘は確かに書かれております。ただ、これを教育委員

会としては、いじめ防止には治療的予防と教育的予防と2つありまして、確かに治療的予防というか、問題が発生したり、極めていじめに限定して取り組むということも大事ですけれども、それだけではいじめはなくなるわけではないわけで、それよりももっと広く子どもが安心・安全に、しかも充実した学校生活を送ることができるんだという取り組みがその裏で何倍もされなければならないというのが、いじめ防止の最も大事な部分かと思っております。

そういう中で、浪岡地区の取り組みで、例えば子どもの祭典というのが夏にありますけれども、ここに中学生が多数ボランティアとして参加していると。また先ほどお話ししたように、学区の小学校に朝、登校前に出かけて行って挨拶をしてみたり、そういうような取り組みをさせるということが極めて大事で、そのためにも地域が——子どもの祭典は地域の皆さんがやられていることなのであって、そういう機会を子どもたちに与えていくということは、いじめの防止に寄与していたものと私は思っております。たまたま今、こういう事案が発生いたしましたけれども、必ずしもそれが機能していなかったとは考えてはおりません。広い意味で、教育的予防という意味での機能はきちんと評価できるんだらうと思っております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回の報告書でも、先ほども紹介しましたけれども、スクールソーシャルワーカーの活用と地域住民との連携という部分で、「浪岡中学校は生徒の非行防止および対策として地域住民や各機関との連携に力を入れている。この点をスクールソーシャルワーカーと分担協働できると、教員が他の業務に取り組む時間を確保できる可能性もある」と。そういう面で、非常に評価しているところは評価していただいていると思うんです。ただ、こういう結果になった。これは自分たちも改めて肝に銘じていかなければいけない、本当にじくじたる思いのところですよ。

次は、浪岡地区学校支援連絡協議会についてお尋ねします。

連絡協議会では、7校の校長から学校経営の報告を受けて協議会が承認するという取り組みをしています。これについて、教育委員会の認識をお尋ねいたします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 浪岡地区学校支援連絡協議会の活動内容についての御質疑でありますけれども、浪岡地区学校支援連絡協議会は、昨年度10の団体を構成要員として組織されて、ことしさらに4団体が加わって保育の団体も加わりましたので14団体になって、そういう意味では、単に今言っている小・中9年間ということではなくて、その前の幼児の段階から含めた長い、10年以上にわたる浪岡地区の子どもをどう育てるかということが話し合われているわけですが、その中では、各学校の7校の学校の校長から協議会の中で、どのような学校経営をするのかという説明があって、それを皆さんが聞いて意見を述べたり了承するというシステムがとられております。このことは、言ってみればコミュニティ・スクールの要素を極めて

強く持っているものであって、そういう中で、学校の校長が変われば学校経営が180度変わるといことは望ましくないのではないかと考えているところで、こういうふうに学校の経営について地域の意見が強く打ち出されていく、それは必ずしも学校に苦情を言ったり批判的なことではなくて、よりよいものにしていこうと責任を共有するという地域の皆さんの意識のあらわれと捉えておりますし、そのことで、地域の望む学校運営が、例えば校長も先生も何年かですけれども、それが持続されるという意味で大変意義があるものだと思っております。その中で、まだこれがスタートして間もないので、学校にそれぞれぶら下がっているさまざまな会議等がたくさんありますので、それをどう整理してシンプルなものにして、より効率的にしていくかということがこれからの課題だと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ただいま教育長からもありましたけれども、浪岡地区の青森市浪岡保育協議会——浪岡地区の保育所、こども園の経営者の方が入っている協議会があります。この会長さんが今回、この浪岡地区学校支援連絡協議会にも入ってくれました。こども園、保育園の運動会、学芸発表会に行つて思うのは、学校に入る前に読み書きができる、そしてラジオ体操もできる。ああいう姿を見ていると、やはり教育というのは義務教育の小学校、学童からではなくて、幼児のころからもう始まっているんだというのを本当に認識します。

この青森市浪岡保育協議会の方からも、こういうふうに学校の経営方針を説明していただく、これは自分たちも経営上、運営上、本当に参考になるというお話を聞いて、まさしく教育というのは、義務教育の小学校、中学校だけではない、この幼児教育からやはり始まるのだというのを改めて認識させていただきました。そういう面でこの浪岡地区学校支援連絡協議会、これがさらに広がっていくことを期待します。

やはりいじめ防止対策審議会の先生方、ほとんど東京、大阪の方です。このような大都市圏の人は、自分たちの教育の環境、子どもたちの環境をある面で選択できる、私立の学校があり、さまざま選択をすることができます。環境を選べるというのがやはり大都市圏であり、私学というのは当然このような問題があった際には、本当に徹底して問題について——やはり公共とは違うんだと私は思います。

したがって、私たちができること、このような地方の地域ができるのは、やはり子どもたちの環境を選ぶことができないのであれば、環境をどうやって自分たちがつくっていくのか。まさしく教育の環境をつくっていくのは、その地域の地域力だと思ふんです。

私は、今回の報告書を読んで思ったのは、やはり報告書の先生方の意見というのは確かにそうですけれども、地方の現状をわかっていない。地域の教育というのは、根本は地域の方の力があって、地域によって初めてこの地域がつけられていく。そ

れが浪岡地区の特性という言葉で終わっている。答申は答申として、最後は国への提言でした。国への提言ではなくて、やはり地域への提言にしてほしかった。地域としてどうあるべきなのか。やはり地域をわかっていない人は、地域の提言はできないのだと思います。

私は、今回のいじめ防止対策審議会、これはすばらしい提言だと思っています。しかし、残念ながら地域というのをわかっていない。地域をつくっていくのは地域であると思います。先ほど教育長からもお話がありましたけれども、確かに学校の先生は転勤して変わっていきます。でも地域の方はみんなここに住んでいる。したがって、子どもたちはこの地域が育てていくものだと思いますけれども、その点について認識をお願いします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 子どもは地域が育てていくものだという事に対する認識であります。そもそも明治5年に学校ができるときには、学校は地域がつくったわけで、そういう意味で、古い学校は全て学校林等を有して学校の建てかえ等に備えるという、それは地域が学校をどうやってきたかということのあらわれかと思えますので、今ここに、国はまた新たに地域が学校を支援するというシステムを法的にも整備しているところではありますが、これまで学校任せということが言われている状況でありますので、改めて今、小倉委員がおっしゃっているように、地域が学校をつくっていくんだという、その意識を強く持つということは極めて大事なことで、そのことが学校の運営に資するものであるということを考えているところでもあります。

また、地域と学校が同じ場で同じ情報を共有し一体感を強めるということは、子どもたちにいい影響が出るというのは、それは何らかの——理論的なものは私も何とも申し上げにくいものがありますが、長く学校の建物の中で働いてきた者としての、ある意味その世界にいた人間が持つ確信といいますか、それは確かにそうなんだろうと思っておりますので、今後も地域がより前面に出て地域と学校が責任を分かち合うような、そういうシステムが青森市内にも当然つくられていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時20分からといたします。

午後0時16分休憩

午後1時20分再開

○長谷川章悦委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。

最後の質疑者となりました。よろしく願いいたします。

初めに、平新田児童館についてお尋ねいたします。

平新田児童館が新しくなって、本当に喜ばれているところですが、ことしの夏休みに地域の方が児童館にお邪魔した際に、子どもたちの数が余りにも多くて、あの狭い——狭いといえはあれですけども、あの中を、もうぶつかるようにして走り回ったり、本を読んでいるのを飛び越えていったりとか、大変なすし詰め状態にあるということで、あれは何とかならないんだろうかというような声も寄せられました。

そこでお尋ねしたいと思います。あの平新田児童館のすし詰め状態を解消してほしいと思いますが、どう考えるのかお答えください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 藤原委員の平新田児童館についての御質疑にお答えいたします。

児童館は、18歳未満の全ての児童を対象とし、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設であり、児童の遊び場や世代間交流の場の提供、地域における子育て家庭への支援、母親クラブなどの地域組織活動の育成等の役割を担っており、現在、青森地区に9カ所、浪岡地区に7カ所、合わせて16カ所を設置しているところです。

本市の児童館は、国の児童館の設置運営要綱において、地域の児童を対象とした小型児童館として位置づけられているものであり、その設備基準は、延べ床面積185.12平方メートル以上と規定されております。平成27年3月に供用を開始した平新田児童館は、建物の延べ床面積が241.80平方メートルであり、国の小型児童館の設備基準を満たしたものとなっております。

平新田児童館の利用者数につきましては、平成29年度の実績で年間延べ2万3949人となっております。年間の開館日数295日で除した1日当たりの平均利用者数は、約81人となっております。

児童館の設置運営要綱には、児童1人当たりの面積基準について規定はされておられませんけれども、本市におきましては、放課後児童会の面積基準を準用し、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上を満たすよう整備しているところであります。平新田児童館の児童1人当たりの面積であります。建物の延べ床面積241.80平方メートルを平均利用者数81人で除した面積は2.98平方メートルとなり、放課後児童会の1人当たりの面積基準を満たしております。なお、児童がふだん過ごしている遊戯室、集会室、図書室の3つの部屋を合わせた面積137.87平方

メートルで計算した場合でも、1人当たり1.70平方メートルとなっており、面積基準を満たしているものであります。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 面積基準を満たしていると言いますけれども、だったら、その基準が悪いんだ。

あそこの建物が新しくなったときに、たしか議会の常任委員会で視察に行ったことがあります。そのときも、本当に子どもたちがぶつかるようにして走り回って遊んでいたんですね。走り回っている子どもがいるかと思えば、腹ばいになって本を読んでいる子どもがいたり、縄跳びをやったり、何と申しますか、すごく活動量が多い子どもたちですので、あのようなところは、もう少しゆとりがあってほしいなという感じがしたんですけれども、国の基準をみんな満たしていると言われると、やはり基準が問題なのではないかという感じもしないわけではありません。

それで、そうなってくると、例えば平新田児童館の分館をつくるとかというようなことも、その根拠がなくなってしまうということになるのかもしれませんが、ちょうど今の平新田児童館の向かいに以前の原別支所の土地があって、今は普通財産になっているのか、何も建っていない更地になっているところがあるんです。そこに平新田児童館の分館を建てたらどうかと思うのですが、お答えを聞かせてください。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。分館をつくるべきではないかとのお尋ねです。

平新田児童館につきましては、先ほども申し上げましたが、児童1人当たりの面積が放課後児童会の面積基準を満たしていることから、現在は分館をつくる必要はないものと考えております。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 まあ、やはり分館はつくる根拠がなくなってしまうんですね。

それで、この近所の地域の人が行ったときも、ちょうど夏休み中で大変暑い日が続いているところで、子どもたちがそういうぎゅうぎゅう詰めるような形で遊んでいたということで、せめてエアコンでもつけてやらないと熱中症になるのではないかという心配もされていたのです。そこで、エアコンをつけていただきたいと思いますが、お答えをお願いいたします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。児童館にエアコンをつけるべきではないかとの御質疑です。

児童館における熱中症対策につきましては、厚生労働省からの熱中症対策に関する通知を参考として、子どもたちへさまざまな熱中症対策を実践しているところであります。具体的には、窓をあけ風通しをよくするとともに、扇風機を使用する、児童館に設置している冷蔵庫で冷やした水や氷を子どもたちへ提供するなど小まめ

に水分補給する、保冷剤や冷たいタオルで首回りや体を冷やすなどの対策を行った上で、児童厚生員が児童一人一人の体調の変化に気を配りながら、熱中症の予防に努めているところであります。また、夏休み期間中の開設につきましては、開設時間が長くなることから、保護者の皆様にも、子どもたちに飲み物を多く持たせていただくよう御協力をお願いしているところでもあります。

このような対策を行いながら、児童の体調に変化があった場合には、児童館の中に静養室というところがありまして、静養室には唯一エアコンを設置しておりますので、そちらのほうで体を休めるなどの対策をしているところです。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 確かに、静養室には、その部屋は狭いんですけども、それに間に合うような分のエアコンはついているようです。でも、やはり地球温暖化の影響か、異常気象が続いて年々暑い日が多くなるようになってきましたので、あそこの遊戯室や集会室全体の空気の温度を下げるようなエアコンをつけていただきたいということを強く要望して、平新田児童館については終わります。

次に、消防に対して1点だけお尋ねします。

原別分署がことしの7月に供用開始されました。そして、旧原別分署がありますけれども、あの土地と建物は今後どのように扱われるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 藤原委員の旧原別分署の建物及び土地の取り扱いについての御質疑にお答えいたします。

旧原別分署につきましては、昭和48年の建築から40年以上が経過し、施設全体の老朽化が著しく、また、平成25年に青森県が公表した津波浸水区域予測図において、当該場所が津波浸水区域に当たるとされたことから、平成27年度に移転新築による建設事業に着手、本年6月29日に新庁舎が完成し、去る7月4日から新庁舎において消防業務の運用を開始しているところであります。このため、旧原別分署につきましては、現在、電気、ガス、水道を停止し、施設を閉鎖したところであります。

お尋ねの旧原別分署の今後の取り扱いにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、当該場所が津波浸水区域となっていることや施設の老朽化の問題から、消防施設としての利用はもとより、公共施設としての活用は困難なものと考えております。また、土地の一部が青森市の所有となっておりますことから、旧原別分署の建物及び土地の処分等につきましては、今後、関係部局と協議してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 たまたま地域の中で、あそこの土地があくのではないかというよ

うな話になって、それで何かに使えないのかということもあったんですよ。例えば、消防団の原別分団の第1班の屯所は、原別の稲荷様のところの狭い土地にあるんですけれども、そういう屯所、機械器具置き場を建てるようなことはできないかとか、そんな話も出たりしたものですから聞いたわけですが、今のお話ですと、公共の建物は建てられないということなので、それも絶望的だと考えていいんですね。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

まず、屯所のお話も今ちょっと出ておりましたけれども、消防団については、災害時の即応体制の確立を図ることを目的として施設及び設備の整備を行っているところであります。しかしながら、旧原別分署につきましては、先ほども申しあげましたけれども、老朽化が激しく、また、津波浸水区域内に建築されていることから、安全性を確保できない状態であります。そのため、消防団の資機材が格納されることなど、住民の安全に直結するような拠点である消防団機械器具置き場としては、消防庁舎もそうですけれどもふさわしくはないと考えているところであります。

絶望的だというお話がありましたけれども、先ほどと同じ繰り返しになりますが、そういったことも含めて困難ではあるものの、いずれにしても土地の一部が市の所有ということになっておりますので、私のほうからは、現段階ではそのあたりまでしか申しあげることができないということでもあります。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ありがとうございます。

土地の一部が青森市のものだというお話もありましたので、絶望的というほど絶望的ではないという、一縷の望みもありそうな感じもしないわけではないので、総務部長、どうぞその辺のところをよろしく――後ほど何かがあったら、よろしくお願ひしたいと思います。この件はこれで終わります。ありがとうございます。

県営住宅戸山第一団地の用途廃止についてお尋ねしたいと思います。

ことしの5月ですけれども、県営住宅戸山第一団地1号棟から13号棟まで、場所は、戸山団地の中の青森銀行戸山出張所のちょうど上側といいますか、戸山中央公園の西側にある一帯の団地の建物なんですけれども、そこの住民に対して説明会が行われたというので、それをちょっと御紹介したいと思います。

「1 県営住宅の現状 県営住宅は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて大量に建設されており、今後老朽化が進行し、更新時期を迎えることとなります。また、人口や世帯数の減少に伴い、最近では県営住宅の需要も減少傾向にあるため、空家の数も増加しています。2 今後の県営住宅 県では、厳しい財政状況の中、県営住宅の老朽度や需要を踏まえると、今後は県営住宅の戸数縮小や県営住宅団地の統廃合を行っていく必要があります。3 戸山第一団地 戸山第一団地は、昭和55年～57年の竣工後、35年以上経過し、老朽化が進行しているとともに、入居率

や応募倍率も低いことなどから、将来的に用途廃止を行いたいと考えております(今後の社会情勢等の変化により変わることがあります)。用途廃止に当たり、入居者の皆さまには、現在お住まいの住宅を明渡し、他の住宅に移転していただく必要があります。このため、入居者の皆さまの意向等をアンケートで確認した上、用途廃止を進めて参りますので、御理解・御協力くださるようお願いいたします」。こういう文書が入居者に渡りまして、それで、第一団地に住んでいる住民の皆さんの移転先希望を、市内にある県営住宅の中から選んでもらうということを基本にして、あるいは民間のアパートに移りたいと思っている人だとか、アンケートをやって——これは5月末で集約してあるわけですがけれども、日程的にいうと、ことしの9月か10月に入居者についての最後の説明があるということになっているようなんです。それで、やはり住民からは、突然のこういう用途廃止のお話もあって、あした出ていけというわけではないんですけれども、本当に心配なことが出てきたという声が寄せられています。

そこで、最初にお聞きしたいのは、このような戸山第一団地を用途廃止するという県の方針について、市はどのように考えているのか、お答えをお願いしたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 藤原委員からの県営住宅戸山第一団地についての御質疑にお答えいたします。

県が管理している県営住宅戸山第一団地は、昭和55年から昭和57年に建築された13棟、252戸の団地であります。委員からも御紹介がありましたが、県では、県営住宅戸山第一団地につきまして、将来的な用途廃止を想定した説明会と入居者の意向等を確認するためのアンケートを本年5月に行ったと聞いておりますが、具体的な移転計画等については現在検討中とのことでありますため、市といたしましては、県の検討状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 先ほど御紹介したとおり、移転の計画についてはまだ具体的になっていないというものの、県はもう用途廃止の方向で物事を進めていて、入居者の皆さんには、出ていく先をどのように考えているんだというようなところを求めているわけですね。それで、この説明会で使われた今後のスケジュールを見ますと、来年の平成31年2月初めにはもう移転説明会をやると。それは、小柳団地3号棟に移転を希望している者に対して行うと。小柳は今建設中ですので、来年の4月初めから引っ越しをしていただいて、5月1日からもう正式に入居をお願いするんだというようなスケジュールで書かれているわけですね。ここまで進んでいる。来年の話にまでなっている状態なんですけれども、このことについて、都市整備部長のところこういう話があるということが伝わったのは、いつですか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

5月に入居者の説明会を実施して、アンケート調査をされたということについては、昨日、県からお知らせをいただいて把握をしたというところであります。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 実はきのう、このことを聞くよという形で担当職員にお話をしたら、初めて聞く話だということのでびっくりされていたんですね。それで、なぜこのような、こんなことになるんだろうかというようなことを考えてしまいました。

例えば、市は今までも、公営住宅として市民に良好な住宅、安い住宅を提供するという意味では、県営住宅のほうともさまざま連携をして計画なども立ててきたのではないかと思っているんです。ところが、この用途廃止を伴うという、252戸を廃止するというわけでしょう。これだけになってくると、かなり大きな仕事、大きな出来事になってしまって、そういうことを青森市に何の連絡もしないで物事がどんどんここまで進んでいるということは、私はちょっと異常な状態ではないかと思うんですけれども、まずその点はどう思いますか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

5月に説明会及びアンケートを行った時点で御連絡をいただくということが望ましいとは考えておりますが、いずれにいたしましても、具体的な移転計画等が決まった段階でなければなかなか市としても判断ができないものでありますので、そういった移転計画の検討状況につきましては、しっかりと県と連携した上で把握に努めてまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 相手が県営住宅だといっても、そこに住んでいるのは市民なわけですね。ですからそういう意味で、今までも連携してきたわけですし、例えば、県から事前に、この戸山第一団地の用途廃止に向けて住民のアンケートなどに取り組むつもりだという――最終的には、このスケジュールでいくと、あと6年後にはもう完全に全員退去してもらおうというところまでスケジュールが書かれているわけですから、やはり市民の住宅を守るという立場の市に対して、そういうものを率直に早目に提供してもらおうというのが当然の義務なのではないかというぐらいに思っています。

その点について、これからもう少し聞いていきたいと思いますが、初めに、そこにせっかく教育委員会が座っておられますので、教育委員会にもお尋ねしたいと思いますが、仮にここの団地がなくなることになって、来年から移転が始まるということになってきた場合に、例えば、戸山団地の中にある戸山西小学校や戸山中学校の児童・生徒、あるいは主な移転先と思われる小柳の小学校等の児童数等に変動が出てくる。そうなってくると、教員の配置などについても問題点が出てくる可能性もあると思いますし、教室の数にも影響も与えることになるだろうと思います。

そこで、教育委員会ではそのことについて——青森市の都市整備部でも知らなかったわけですから、なかなか教育委員会に行かなかったのかもわかりませんが、この連絡のお話がこれまで教育委員会にありましたか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 藤原委員の御質疑にお答えします。

県営住宅戸山第一団地の用途廃止について、教育委員会に話はあったかというような御質疑だったと思いますけれども、用途廃止に係る情報提供を教育委員会がこれまで受けたことはありません。したがって、承知しておりませんでした。

以上でございます。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 やはり、今はもう9月ですからね。来年の学校の教員配置だとかさまざま影響が出てくるし、来年の予算がもう煮詰まっていく時期になっても何もないというようなことは、やはり問題だということを指摘しておかないといけないと思います。

都市整備部長に引き続きお尋ねしたいと思うんですけれども、この1号棟から13号棟までが廃止されるということになってくると、団地そのものの形も変わってくるのではないかというような——形が変わるとするのは、まさにあの辺が空白になって、何もない状態になってしまうわけですよ。そうすると、どのような影響が出てくると考えているかお答えをお願いしたいと思います。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

県では、アンケートの結果を踏まえて移転計画を策定する予定とのことでありまして、まだ移転計画等が明らかになっていないということや、移転した後どのような利用がされるのかということも現時点でわかりませんので、影響については判断ができないものであります。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 後手後手に回るんだと思うんですよね、そうすると。

お聞きしますけれども、例えば今後の青森市の市営住宅の供給計画といいますか、住宅をつくっていく、あるいは建て直したり廃止したりしていくという市営住宅の今後の計画との関係で、これはどのような影響が出てくるのかお答えができればお願いします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

県営住宅戸山第一団地の用途廃止に伴う移転計画が明らかになっていないところですので、市営住宅との関係についても、現時点では判断が難しいものと考えております。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 困ってしまいますよね。

では、これもわからないので答えられないということになるのかもしれませんがけれども、都市計画との関係でいくとどのようになるんですか。変更があり得るといようなことも可能性としてはあると思うんですが、どうでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

そこに建っていたものがなくなったからといって、都市計画について直ちに変わるといものではないと考えておりますので、今のところ、県の計画はわかりませんが、都市計画について変更するといようなことは考えていないところで

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 県では、移転先を県営住宅として、一覧表を出して希望をとっているわけですよね。家賃とか部屋の大きさとか、さまざま情報を出してやっているんですけれども、その中にはもちろん市営住宅は入っていません。そこで、例えば、この戸山第一団地に住んでいらっしゃる方が希望として市営住宅に入りたいということになった場合——仮の話ですけども、ないわけではないと思うんです。その場合、県営住宅から追い出されるわけですので、優先度としては高いと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今回、移転に当たりまして、県では、県営住宅について十分あきがあるということでアンケートも含めて実施しているものと認識しておりますので、市営住宅に入居されるということは想定しておりませんが、仮に希望されるということであれば、それは通常の市営住宅の入居と同じような手続に沿って入居していただくということになるものと考えております。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 もちろん、都市整備部長は、きのう話を聞いてきょうの質疑ですので、わからない、わからないということで答えることになるんでしょうけれども、やはり、現在入居しているいろんな人たちにしてみれば、来年移転すると思っている人でも、もっと先でないとわからないと思っている人でも、その団地に一定の期間残らないといけないという必要があるんですよね。そうなってくると、だんだん人が減っていく、入居者が減っていくといようなことになってくると、例えば共益費の問題だとか、それから冬の間の玄関先の雪片づけの当番をどのようにしていくんだろうとか、自治会でやっていた夏場の草刈りはどうなるんだろうとか、本当に住民にどんどん負担が、少ない人間に負担がかかっていくことになるんだろうと思うんです。

ですから、そういうことのないように、市からも県のほうにですね、そういう不

便をかけないような方法をとるように要請をするべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

移転の過程において、残っているお住まいの方が不便をこうむらないようにということではありますが、そういった御意見があるということにつきましては、県にもお伝えしてまいりたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

本当に、高齢者も多くなっています。また、あそこはエレベーターもありませんし、本当に、単身者であそこに残るとか、行き先がまだ見つからないとかという人は、本当に苦勞されると思うんですよ。それと、仮に小柳などの新しいところに行くと、家賃が5年かけてスライドして高くなっていくという仕組みの中で暮らしていかなければいけなくなります。ですから、年金が下がったりして、その他の医療費とか介護とかの負担も重くなっている中で、新たに住宅の家賃も高くなるということに対してのつらさとか、決断ができないでいるという方もいらっしゃると思います。それから、同じ戸山団地の中に友達がいて、ほかの団地に行きたくないという人もいるそうです。ただ、戸山団地の中で残っている県営住宅に移るとなると、あの上のほうの、14号棟、15号棟から始まって30何号棟までの、もっと高いところにある県営住宅に移るしかないんですよ。でも、今の第一団地は、すぐ下にスーパーもありますし、ドラッグストアもありますし、銀行などもあります。その今の団地がなくなると、買い物にも長い距離、それも坂道を上り下りしなければならぬ、長い距離を歩かなければいけないというので悩んでいる人もいるということも、知っておいていただきたいと思います。

本当に、新しいところへ移るということになる、例えば高齢で足のぐあいが悪いという方などについては、例えば1階の部屋に入りたいんだけども入れるだろうかとか、そういう心配もまた新たに出てくるわけですよ。そういう心配を入居者にかけないようにしていただきたい。つまり、用途廃止をするということになれば、出て行ってほしいということになるわけですので、ある意味では、不便を強要するといえ言葉が悪いですけども、そういうことにもなりかねない。そういうことのないように、やはり市としてもしっかり責任を持っていただきたいと思っております。

それにしても、やはり県のこういう方針を市に事前に丁寧に情報として寄せて、一緒になって連携してこの問題に取り組んでいくという姿勢が県に欠けているということは、やはり県に対しても一言言っておかないといけないのではないかと思います。最後に答弁をお願いします。

○長谷川章悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

これから、具体的な移転計画等について検討されていくということであります。また、今後同様の事例があるかもしれませんので、そういった際には、県とも連携しながら、検討状況の把握に努め、情報提供もいただきながら、県と連携をしていきたいと考えております。

○長谷川章悦委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 一番困るのは市民ですので、ここに住んでいる人たちですので、そういう意味では、本当に県ともしっかり連携するように――重ねて、青森県に対しては、青森市の都市整備部としっかり連携をとるようにと強く求めて、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○長谷川章悦委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第 119 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」から議案 132 号「平成 30 年度青森市細野財産区特別会計補正予算」までの計 14 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、議案第 119 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」から議案 132 号「平成 30 年度青森市細野財産区特別会計補正予算」までの計 14 件についてお諮りいたします。

議案第 119 号から議案第 132 号までの計 14 件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦委員長 山脇智委員、何号に御異議ありますか。

○山脇智委員 議案第 120 号に異議があります。

○長谷川章悦委員長 議案第 120 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 120 号については、原案のおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長谷川章悦委員長 起立多数であります。

よって、議案第 120 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、ただいま決定されました議案第 120 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川章悦委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 120 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

委員の皆さんには、2 日間にわたり終始熱心な審査をしていただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある御答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時 59 分閉会